

平成22年度

包括外部監査結果報告書

「香川県が出資等を行っている第三セクター等における
財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について」

香川県包括外部監査人

公認会計士 大西 均

目 次

第1章 総論

第1節 外部監査の概要	1
I 外部監査の種類	1
II 選定した特定の事件	1
III 事件（監査のテーマ）を選定した理由	1
IV 外部監査の方法	1
V 外部監査の実施期間及び対象	3
VI 外部監査人・補助者と資格	3
VII 利害関係	3
第2節 外郭団体の概要	4
I 外郭団体一覧	4
II 外郭団体へのアンケート分析（外郭団体33法人の合計）	5
(1) 出資総額と県出資額	5
(2) 財政力	5
(3) 人的側面	6
(4) 事業内容	7
(5) 採算性	8
(6) 公益法人制度改革への取り組み	8
第3節 監査対象	9
(1) 選定の考え方	9
(2) 監査対象法人	9
(3) 監査対象外法人	11
第4節 監査結果及び意見のまとめ	12
(1) 共通事項	12
1) 運営面におけるガバナンス（理事会、監事）	12
1 理事の人選と役割	12
2 役員報酬及び退職金	13
3 監事の役割	13
2) 人件費関係	14
1 県退職者の退職金	14
2 プロパー職員の退職金	14
3 派遣職員の取り扱い	15
3) 資金運用指針の必要性	16
4) 外郭団体の事業連携等の検討	16

1	事業連携等	16
2	解散・清算のあり方	17
(2)	個別事項	18

第2章 各論

1	(財) 香川県環境保全公社	34
2	(財) 香川県民間社会福祉施設振興財団	43
3	(財) かがわ産業支援財団	51
4	(財) 香川県農業振興公社	61
5	(財) 香川県建設技術センター	69
6	高松空港ビル(株)	77
7	瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	85
8	(社) 香川県青果物生産出荷安定基金協会	90
9	(社福) かがわ総合リハビリテーション事業団	100
10	香川県信用保証協会	109
11	香川県漁業信用基金協会	119
12	香川県土地開発公社	128
13	香川県道路公社	139
14	香川県住宅供給公社	151
15	(財) 明治百年記念香川県青少年基金	157
16	(財) 香川県国際交流協会	162
17	(財) かがわ健康福祉機構	167
18	(財) 香川県ボランティア基金	175
19	(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	180
20	(財) 香川県身体障害者協会	185
21	(財) 香川いのちのリレー財団	192
22	(財) 香川県生活衛生営業指導センター	198
23	(財) 香川県食鳥衛生検査センター	203
24	(財) 高松観光コンベンション・ビューロー	208
25	(財) 香川県下水道公社	214
26	(財) 香川県暴力追放運動推進センター	219

第1章 総論

第1節 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び2項に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「香川県が出資等を行っている第三セクター等における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について」

III 事件（監査のテーマ）を選定した理由

香川県における出資比率25%以上の法人及び地方公社は、行財政改革の推進の過程で、第三セクター等の解散を含めた統廃合等の見直しが行われ、さらには指定管理者制度の導入に伴い外郭団体が指定管理者となっている場合がある。

しかしながら、平成21年度の包括外部監査における「業務委託契約に係る事務の執行について」で指摘または意見を申し上げたように、事務管理が必ずしも十分とはいえない側面を残している団体もある。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行により、第三セクター等の抜本改革を進めるに際して、県出資法人の経営状況の把握は急務といえる。さらに、県職員の派遣と人件費負担の関係の見直しも喫緊の課題でもある。

したがって、香川県が出資等を行っている第三セクター等に対して、人的側面として、香川県職員の派遣、県を退職し再就職した者（以下、県退職者という。）を含む職員の状況、人件費水準の適否等を検証するとともに、物・サービス面として、事業の採算性、効率性及び必要性、指定管理者制度導入の効果、公益法人改革への対応等を検証し、さらに、財政的側面として、基金運用のあり方、補助金や委託料と事業内容の効果、自主財源確保の努力、県からの借入金や債務保証・損失補償の有無等を検証し、総合的に香川県が出資等を行っている第三セクター等の財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について、検証する必要があるものと判断した。

（注1）出資等・・・出資、出捐又は損失補償等の財政援助

（注2）第三セクター等・・・第三セクター（県が出資又は出捐している法人、損失補償等の財政援助を行っている法人、その他県がその法人の経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人）及び地方公社

IV 外部監査の方法

（1）監査の要点

監査の主眼点は、香川県が出資等を行っている第三セクター等の①自立性、②公益性、③効率性、④採算性、⑤必要性とし、監査の要点としては、以下の事項

を重視した。

1) 人的側面

- ①法人形態とガバナンス（組織、諸規程、県派遣職員や県退職者の役割）
- ②効率性（人数、人件費と事業規模、適正規模の検討）
- ③事務局の自立性の程度
- ④県派遣職員と人件費負担のあり方の見直し状況
- ⑤退職金への備え

2) 財政的側面

- ①出資金額、出資比率の妥当性
- ②基本財産、特定資産の運用対象と運用効率、及び必要性
- ③借入金・債務保証・損失補償（県の負担となるリスクの程度）
- ④法人の財源（負担金補助金、委託料、自主事業等）

3) 事業遂行的側面

- ①事業の採算性
- ②県の補助事業
- ③県の委託事業
- ④自主事業
- ⑤指定管理者導入効果
- ⑥民営化等の検討

4) 公益法人改革への対応

(2) 主な監査手続

- 1) アンケート
- 2) ヒアリング
- 3) 現地確認
- 4) 関連書類の閲覧・照合
- 5) 関係法規・条例との整合性チェック
- 6) 関連証憑のサンプル検証
- 7) 現物との照合
- 8) 数量分析
- 9) その他必要に応じた監査手続

V 外部監査の実施期間及び対象

(1) 外部監査の実施期間

平成22年4月1日から平成23年2月22日

(2) 外部監査の対象

平成21年度における第三セクター等における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理を対象とし、必要に応じて平成20年度以前及び平成22年度の現状を対象としている。

なお、本年度の監査においては、第三セクター等の中でも、外郭団体（県の出資割合が4分の1以上であり、県の出資割合が出資者中、最も大きい法人）を対象とした。

VI 外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人 大西 均（公認会計士）

補助者 岩村浩二（公認会計士）

増田信雄（公認会計士）

米田守宏（税理士）

折原麻衣子（税理士）

VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2節 外郭団体の概要

I 外郭団体一覧

(平成21年4月1日現在)

外 郭 団 体 名	県出資額(千円)	県出資比率(%)
(財) 吉野川水源地域対策基金	202,050	28.1
(財) 置県百年記念香川県芸術文化振興財団	990,000	100.0
(財) イサム・ノグチ日本財団	200,000	28.0
(財) 明治百年記念香川県青少年基金	590,000	97.0
(財) 香川県国際交流協会	950,000	89.5
(財) かがわ水と緑の財団	10,000	100.0
(財) 香川県環境保全公社	129,050	65.5
(財) 香川県民間社会福祉施設振興財団	400,000	100.0
(財) かがわ健康福祉機構	428,000	97.2
(財) 香川県ボランティア基金	250,000	78.4
(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	520,000	99.9
(財) 香川県身体障害者協会	50,000	79.7
(財) 香川いのちのリレー財団	59,430	63.0
(財) 香川県生活衛生営業指導センター	1,500	30.0
(財) 香川県食鳥衛生検査センター	10,000	100.0
(財) かがわ産業支援財団	3,398,223	68.1
(財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	263,000	100.0
(財) 高松観光コンベンション・ビューロー	150,000	27.6
(財) 香川県農業振興公社	1,566,000	62.7
(財) 香川県水産振興基金	1,204,000	79.2
(財) 香川県建設技術センター	20,500	64.1
(財) 香川県下水道公社	340,000	89.5
(財) 香川県暴力追放運動推進センター	503,360	76.0
高松空港ビル(株)	466,667	31.1
瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	32,000	32.0
(社) 香川県青果物生産出荷安定基金協会	185,989	35.1
(社福) 香川県社会福祉事業団	16,000	100.0
(社福) かがわ総合リハビリテーション事業団	10,000	100.0
香川県信用保証協会	4,017,707	30.3
香川県漁業信用基金協会	351,350	31.6
香川県土地開発公社	50,000	100.0
香川県道路公社	1,568,782	100.0
香川県住宅供給公社	10,000	100.0
合計 33 団体	18,943,607	

Ⅱ 外郭団体へのアンケート分析（外郭団体33法人の合計）

外郭団体33法人へアンケート調査を実施した。平成21年度におけるその集計結果を以下に要約する。

（1）出資総額と県出資額（単位:千円）

出資総額	35,178,372
うち県出資額	18,943,607

33法人の出資総額は351億7,837万円であり、うち香川県の出資額合計は189億4,360万円であり、総額に占める割合は、53.9%である。

（2）財政力（単位:千円）

1-1) 県からの借入金額	64,064,292
1-2) 県からの債務保証金額	8,389,215
1-3) 県からの損失補償	7,788
1-4) 県からの負担金、補助金額	652,211
1-5) 県からの委託料金額	3,227,987
1-6) 基本財産額	26,660,133
1-7) 特定資産額	24,781,547
1-8) 正味財産金額	43,707,042

香川県からの借入金が1億円以上の団体は以下のとおりである。（単位:千円）

団 体 名	借入金額	うち無利子借入金
(財)かがわ産業支援財団	12,616,726	12,616,726
瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	109,679	109,679
(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団	136,953	136,953
香川県土地開発公社	1,927,653	1,927,653
香川県道路公社	6,683,841	6,683,841

なお、高松空港ビル(株)と香川県信用保証協会の借入金は上記に含めていない。

高松空港ビル(株)は、県からの単年度無利子借入金が8億9,280万円あるが、年度末の3月31日に民間金融機関から同額を借入し県へ返済するため、県からの期末借入金はゼロとなる。

香川県信用保証協会は、香川県より期中無利子借り入れを行い、金融機関への県制度融資のための預託金として預け入れている。当該借入金と預託金は期末にはそれぞれ戻し入れており、期末残高は無い。県からの期中の借入金は425億1,500万円である。

瀬戸大橋高速鉄道保有(株)、高松空港ビル(株)、香川県土地開発公社、香川県道路公社の借入金の問題点については、詳細は各論にて言及している。

香川県からの債務保証金額がある団体は以下のとおりである。

団 体 名	金 額(千円)
(財) 香川県農業振興公社	196,530
香川県土地開発公社	8,192,685

香川県土地開発公社の問題点については、詳細は各論にて言及してある。

香川県からの損失補てんがある団体は以下のとおりである。

団 体 名	金 額(千円)
香川県信用保証協会	7,788

(3) 人的側面

1) 職員構成

(人数:人、金額:千円)

役 職	県職員		県退職者		外部・プロパー		合計	
	人数	人件費	人数	人件費	人数	人件費	人数	人件費
理事長	9	12,156	6	23,601	18	24,015	33	59,772
理事(常勤)	2	11,560	18	63,270	8	80,748	28	155,578
理事(非常勤)	32	0	7	0	275	2,428	314	2,428
監事、監査役	2	0	0	0	67	10,912	69	10,912
事務局長	7	19,997	9	37,375	1	0	17	57,372
正規職員	108	360,724	20	69,650	354	2,189,356	482	2,619,730
嘱託職員	0	0	25	73,183	131	379,403	156	452,586
臨時職員	0	0	1	1,360	85	166,404	86	167,764
その他	0	0	0	0	26	86,627	26	86,627
合 計	160	404,437	86	268,439	965	2,939,893	1,211	3,612,769

(人件費は、役員報酬、給料、手当、共済費、賃金である。)

※県職員とは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律(平成12年法律第50号。以下、「派遣法」という。)に基づく派遣、職務専念義務免除による従事などである。

※県退職者とは、県を退職し再就職した者(以下、「県退職者」という。)である。

理事長には、会長、代表取締役を含んでいる。また、3地方公社については同一の者が兼務しているが、3人として集計している。

2) 県派遣職員の人件費負担（法人数）

1) 県派遣職員の人件費は法人から支給、財源は全て法人の自主事業より	3
2) 県派遣職員の人件費は法人から支給、財源は全て県の補助金（または委託料）による	4
3) 県派遣職員の人件費は法人から支給、財源は一部県の補助金（または委託料）による	4
4) 県派遣職員の給料、期末手当は条例により県より支給、法人からは時間外手当等のみ支給	0

県派遣職員の人件費負担については、神戸市の外郭団体への補助金返還請求訴訟における平成21年12月10日の最高裁決定を受け、全国的に早急な見直しが必要とされている。この点については、下記の第4節にて記載してある。

(4) 事業内容 (単位:千円)

4-1) 県の補助事業費	652,211
4-2) 県からの委託事業費	3,227,987
4-3) 自主事業費	3,620,932

経常収益のうち県からの補助事業費の占める割合が50%以上の法人

団 体 名	補助金額(千円)	割合(%)
(財) 香川いのちのリレー財団	4,581	63.8
(財) 香川県生活衛生営業指導センター	10,144	64.9

経常収益のうち県からの委託事業費の占める割合が50%以上の法人

団 体 名	補助金額 (千円)	割合 (%)
(財) 置県百年記念香川県芸術文化振興財団	50,763	64.4
(財) かがわ水と緑の財団	113,304	93.4
(財) かがわ健康福祉機構	165,183	57.2
(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	380,664	85.0
(財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	147,677	95.4
(財) 香川県水産振興基金	104,987	90.6
(財) 香川県建設技術センター	121,072	91.6
(財) 香川県下水道公社	1,043,342	99.5

業務委託料については、平成21年度の包括外部監査で取り上げたため、(財)香川県建設技術センター、(財)かがわ健康福祉機構、(財)香川県児童・青少年健全育成事業団、(財)香川県下水道公社以外の団体は、今年度の監査対象から除いた。

(5) 採算性

金額(千円)	合計	赤字のみ合計	黒字のみ合計	法人数	赤字	黒字	損益0
平成21年度	779,012	△584,852	1,363,864	平成21年度	13	17	1
平成20年度	435,798	△580,478	1,016,276	平成20年度	18	12	1

経常収支が赤字の要因については、各論にて個別に検証した。道路公社、土地開発公社は除く。

(6) 公益法人制度改革への取り組み(法人数)

1) 公益法人へ移行	21
2) 一般法人へ移行	
3) 未定	3
4) 対象外	9

公益法人制度改革への取り組みとしては、公益法人への移行を検討している法人が20法人(公益認定済み1法人)である。移行期間は平成23年度から24年度が多い。

未定の法人は、(財)かがわ水と緑の財団、(財)香川県環境保全公社、(財)高松観光コンベンション・ビューローの3法人である。

対象外は、株式会社2法人、社会福祉法人2法人、保証協会2法人、地方3公社である。

第3節 監査対象

(1) 選定の考え方

昨年（業務委託料）と一昨年（特別会計）に監査対象となった法人は、除外することとする。ただし、法人の事業分野が多岐にわたるもの、県派遣職員の課題の残る法人等は監査対象とする。

なお、監査対象法人のうち、総資産が概ね10億円以上の法人等については実地監査とし、それ以外については簡易ヒアリングとする。

(2) 監査対象法人（26法人）

① 実地監査対象法人（14法人）

- 1 (財) 香川県環境保全公社
- 2 (財) 香川県民間社会福祉施設振興財団
- 3 (財) かがわ産業支援財団
- 4 (財) 香川県農業振興公社
- 5 (財) 香川県建設技術センター
- 6 高松空港ビル(株)
- 7 瀬戸大橋高速鉄道保有(株)
- 8 (社) 香川県青果物生産出荷安定基金協会
- 9 (社福) かがわ総合リハビリテーション事業団
- 10 香川県信用保証協会
- 11 香川県漁業信用基金協会
- 12 香川県土地開発公社
- 13 香川県道路公社
- 14 香川県住宅供給公社

上記団体については、団体事務局に往査し、下記の資料を調査・閲覧し、必要に応じて現地視察を実施した。

- ・平成21年度事業報告書、決算報告書
- ・平成22年度事業計画書、予算書
- ・組織図、人員配置図（平成21年4月1日）
- ・寄附行為、職務権限規定、就業規則、経理規程等の諸規定
- ・理事会等議事録、稟議書（平成20年度、21年度）
- ・給与台帳（平成21年度に係るもの）
- ・県との各種契約
 - 委託契約など
 - 借入契約書
 - 施設賃貸借契約書

債務保証契約

損失補償契約

その他

- ・ 県からの補助金交付書類
- ・ 県との指定管理者協定書
- ・ 経理関係帳簿（総勘定元帳、金銭出納長、科目内訳書、収入伺書と収入関連帳票、支払伺書と請求書・領収書綴り、固定資産台帳、預金通帳、定期預金証書、投資有価証券保管証明書等及び時価情報、退職金要支給額計算表など）（平成21年度に係るもの）
- ・ その他必要な書類関係の閲覧

② 簡易ヒアリング対象法人（12法人）

- 15 （財）明治百年記念香川県青少年基金
- 16 （財）香川県国際交流協会
- 17 （財）かがわ健康福祉機構
- 18 （財）香川県ボランティア基金
- 19 （財）香川県児童・青少年健全育成事業団
- 20 （財）香川県身体障害者協会
- 21 （財）香川いのちのリレー財団
- 22 （財）香川県生活衛生営業指導センター
- 23 （財）香川県食鳥衛生検査センター
- 24 （財）高松観光コンベンション・ビューロー
- 25 （財）香川県下水道公社
- 26 （財）香川県暴力追放運動推進センター

県庁内の外部監査室にて、下記資料を基に、ヒアリングを実施した。

- ・ 平成21年度事業報告書、決算報告書
- ・ 平成22年度事業計画書、予算書
- ・ 組織図、人員配置図（平成21年4月1日）
- ・ 法人目的、事業内容等の分かるもの（パンフレットなど）

なお、ヒアリングの要点は以下の内容である。

- ・ 法人目的、事業内容
- ・ 県職員の派遣のあり方
- ・ 法人の給与規程、退職金規定及びその水準
- ・ 基本財産、特定資産等の運用
- ・ 公営法人改革への取り組み

- ・経常損益の状況（特に赤字の場合は、その改善策）
- ・その他必要に応じて

(3) 監査対象外法人（7法人）

- (財) 吉野川水源地域対策基金
- (財) 置県百年記念香川県芸術文化振興財団
- (財) イサム・ノグチ日本財団
- (財) かがわ水と緑の財団
- (財) 瀬戸大橋記念公園管理協会
- (財) 香川県水産振興基金
- (社福) 香川県社会福祉事業団

第4節 監査結果及び意見のまとめ

(1) 共通事項

ここでは監査及びヒアリングを実施した外郭団体に共通している問題点をまとめる。今回の対象としていない外郭団体にも当てはまる事項があると思われるので、全ての外郭団体は参考にさせていただきたい。

1) 運営面におけるガバナンス（理事会、監事）

1 理事の人選と役割

民法が改正され、公益法人を規定する条文のうち、第34条から第84条が削除され、以下の三法が平成20年12月1日に全面施行された。

- ① 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）
- ② 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）
- ③ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）

社団法人及び財団法人である外郭団体は、平成25年11月30日までに、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へ移行しなければならない。

なお、平成20年12月1日から移行までの間は従来と同様の法人（特例民法法人）として存続することができる（ただし、平成25年11月30日の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合には解散となる。）

特例民法法人については、理事が数人いる場合にも各理事は、それぞれの法人の代表権を有するものとされている。

なお、理事の代表に関する制限は、定款・寄附行為又は総会の決議により制限することができる（旧民法第53条）が、この制限は善意の第三者に対抗することができない（旧民法第54条）とされている。

しかしながら、次の表で例示するようにいくつもの外郭団体の理事を掛け持っている者が存在する。県市長会会長は7団体、県町村会会長は9団体の理事に就任しているが、ほとんどの理事会に委任状出席である。公務に多忙な折、当然の結果でありこのような方に理事就任を依頼する団体に問題があると言わざるを得ない。一方、関係団体の代表者が理事となり理事会への出席率も高い外郭団体もある。

なお、公益法人制度改革後の新制度（以下、「新制度」という。）では、理事会には、理事本人の出席が必要となりこれまで認められていた委任状による代理出席が認められなくなること、また、理事がその任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことになるなど、これまでの法人とは異なる運営をする必要が出てくる場合があるため、人選にあたっては慎重な対応が必要である。

外郭団体の理事一覧（例示）

	県副知事	県政策部長	県総務部長	県環境森林部長	県健康福祉部長	県商工労働部長	県農政水産部長	県土木部長	高松市長	丸亀市長	坂出市長	三木町長	県市長会会長	県町村会会長
(財)香川県国際交流協会													○	○
(財)香川県環境保全公社				○				○					○	○
(財)香川県民間社会福祉施設振興財団					○									
(財)かがわ健康福祉機構	○				○								○	○
(財)香川県身体障害者協会												○		
(財)香川いのちのリレー財団	○				○								○	○
(財)香川県食鳥衛生検査センター					○									
(財)かがわ産業支援財団		○				○			○				○	○
(財)香川県農業振興公社	○						○							
(財)香川県建設技術センター								○						○
(社)香川県青果物生産出荷安定基金													○	○
香川県信用保証協会						○			○	○	○			○
香川県道路公社	○	○	○					○						

2 役員報酬及び退職金

寄附行為あるいは定款で「常勤の役員の報酬は理事会の決議を経て、理事長が定める」と規定されているが、現状では役員報酬規定が定められているため、特に問題はない。

なお、常勤役員への報酬決定の透明性を高めるためにも、また、新制度における法人では社員総会等にて金額決議を要することなどを勘案すると、支給額についても理事会等決議が望ましい。

また、県退職者の退職金については、すべての外郭団体で県退職者の役員には支払われないこととなっており、問題ないと判断する。

3 監事の役割

多くの外郭団体で、旧民法第59条に基づき寄附行為又は定款により監事の役割が定められているが、同条では、監事の職務は次のように規定されている。

- 一．法人の財産の状況を監査すること
- 二．理事の業務の執行の状況を監査すること

三. 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款、若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること

四. 省略

「監事」は必須の機関ではなく、定款・寄附行為又は社員総会の決議によって置くことのできる任意機関である（旧民法第59条）。これを任意機関としたのは、法人の業務執行は主務官庁がこれを監督する仕組みになっていることに基づくとされている。その任意機関について、多くの法人において定款・寄附行為に規定することで監事が選任されている。この場合の監事の職務と権限は会計上の監査と業務上の監査であり、理事の業務執行の法令・寄附行為・定款違反又は著しい不当性の有無をチェックし指摘することである。

なお、多くの外郭団体の定款・寄附行為では「問題がない場合には理事会への報告義務」は課せられていない。そのために事業報告書には監事の監査報告書を添付していない外郭団体もみられる。この場合でも寄附行為・定款に反するものではないが、監事の監査報告書については、その職務遂行責任を明確にするためにも、法人法第99条の規定を斟酌して、監査報告書を作成することが望まれる。

また、監事のうち1名は会計専門家にするという県の方針があるが、一部の外郭団体はこの方針に沿っていない。監事の役割の中には会計業務の監査があるのだから、会計専門家を就任させることが望ましい。

2) 人件費関係

1 県退職者の退職金

県退職者の退職金については、すべての外郭団体で県退職者には支払われないこととなっており、問題ないと判断する。

2 プロパー職員の退職金

下記に香川県の退職金支給額及び民間企業の平均支給額を記載した。

多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業（従業員30～99人）に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。

対 象	退職金額	条 件
香川県職員	約 2,700 万円	H21 勸奨・定年退職者の平均支給額(県 HP 資料より)
民間企業※	約 2,600 万円	従業員 1000 人以上の企業、大卒事務職(全国平均)
	約 2,100 万円	従業員 100 人～299 人の企業、大卒事務職(全国平均)
	約 1,700 万円	従業員 30～99 人の企業、大卒事務職(全国平均)

※(政府統計:平成19年における勤続年数35年以上定年退職者の退職一時金額と年金現価額の計)

3 派遣職員の取り扱い

神戸市の福祉・医療関係財団法人3法人に対する平成16、17年度の派遣職員人件費に充てる補助金支出が派遣法第6条第2項の手續によることなくされたとして違法であり、公益上必要がある場合の補助金支出を認めた地方自治法第232条の2によっても正当化されないとして、当時の神戸市長に対し、同補助金に含まれる派遣職員人件費相当額及びこれに対する遅延損害金について損害賠償請求することを求めるとともに、補助金を受領した各法人に対し、派遣職員人件費相当額について不当利得返還請求すること及びこれらに対する法定利息の支払を請求することを求めた住民訴訟が提訴され、平成21年12月10日の最高裁の決定により、補助金の全部または一部が補助金交付団体への派遣職員人件費として支出されることが予定されていた場合には、補助金支出のうち派遣職員人件費に相当する部分は、派遣法第6条第1項、第2項を潜脱する違法なものと判断された。この決定を機会に県職員の派遣については、大幅な見直しが必要となっている。

派遣法によれば、派遣職員は、職員派遣の期間中、職員派遣された時に就いていた職又は職員派遣の期間中に異動した職を保有するが、その職務に従事せずに派遣先団体の業務に従事し、その給与は派遣先団体が支給し、地方公共団体は給与を支給しないとされる(同法第6条第1項)。もっとも、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が給与支給可能業務である場合又は給与支給可能業務が派遣先団体の主たる業務である場合は、地方公共団体の職務に従事することと同様の効果をもたらすものと認められることから、その場合に限り、例外的に、地方公共団体は、条例で定めることを条件として、派遣職員に対し給与を支給することができるものとされている(同法第6条第2項)。

派遣法の主旨及び最高裁の決定を踏まえると、今後は、補助金交付団体(委託契約を結ぶ委託先団体も同様)への派遣職員のあり方としては、(1)派遣職員を全面的に引き揚げる(派遣先団体の完全自立運営)、(2)派遣職員の給与は派遣先団体で全て負担する(派遣先団体の人件費の自己負担)、(3)派遣法第6条第2項の規定に基づく職員の公益的法人等への派遣等に関する条例により派遣職員に対し給与を支給する。ただし、時間外勤務手当、管理職手当、通勤手当及び勤勉手当等の手当は派遣先の負担とするなどが考えられる。

補助金交付団体への派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように改善しておく必要がある。また、委託先団体への派遣職員についても同様に改善しておく必要がある。

監査対象法人のうち派遣職員のあり方について、今後見直しが必要な法人は次のとおりである。

番号	団 体 名	派遣者数	
		21 年度	22 年度
1	(財) 香川県国際交流協会	2	1
2	(財) かがわ健康福祉機構	1	1
3	(財) かがわ産業支援財団	20	20
4	(財) 香川県建設技術センター	8	7
5	(財) 香川県下水道公社	5	4

3) 資金運用指針の必要性

資金運用に関しては、運用資産選定の権限と責任の所在を明確にするため、及び運用資産選定の指針とするために、具体的なガイドラインの策定が必要である。特に、(財) 香川県民間社会福祉施設振興財団、(財) 香川県ボランティア基金については、過去の経緯もあり急務の事項である。また、今後は地方公債を購入する場合には地方自治体の財政状態も考慮して購入を決定することが望ましい。

4) 外郭団体の事業連携等の検討

1 事業連携等

事業の効率性の向上、より効果の高い事業の遂行あるいは事業の重複を防止するために、下記の外郭団体については事業内容を整理し、他の外郭団体との統合又は事業連携、事業移管、あるいは、廃止又は縮小を検討すべきであろう。なお、詳細については各外郭団体の各論を参照のこと。

検討事項	該当する外郭団体・事業	理 由 等
事業連携	(財) 明治百年記念香川青少年基金の国際交流事業、青少年健全育成事業	業務内容は国際交流事業、青少年健全育成事業であり、他の外郭団体との接点のある分野であるので、今後とも効果的な事業連携を検討するのが望ましい。
	(財) 香川県農業振興公社の担い手基金事業と(社) 香川県青果物生産出荷安定基金協会の果樹経営支援対策事業	果樹の担い手農家に対しては、両事業の対象となり得るので、効果的な事業連携を図ることが望ましい。
事業移管 又は 廃止・縮小	(財) 香川県民間社会福祉施設振興財団の退職金共済事業と(財) 香川県ボランティア基金のボランティア保険助成事業	全国的に見て、退職金共済事業、ボランティア保険助成事業は社会福祉協議会で行っている事例が多い。事業の実態は、事務処理を香川県社会福祉協議会内部で行っていることから、事業の県社協への移管や移管後のあり方を検討すべきである。

2 解散・清算のあり方

①清算により生じた残余財産が県に帰属する場合

香川県住宅供給公社の場合である。大規模な住宅分譲開発を抑え、中長期的に事業終結を見据えた解散・清算（予定）である。県は損失ではなく剰余金の分配を受けることとなる。

②解散・清算により追加資金負担は生じないが、損失が発生する場合

香川県道路公社の場合である。料金徴収期間満了後の取り扱いについて、地元自治体が無料化を強く望んでいることや、無料化した場合、さぬき浜街道全体の有効活用や国道11号などの混雑緩和が図られるなど、県民生活の利便性の向上や地域経済の活性化に大きく寄与するものと判断し、無料化を選択したものである。香川県道路公社の借入金は全て香川県からの無利子借入金であるので、出資金を含めて、補助金交付により全額回収する手法を選択した。この場合追加的な資金負担は発生しない。

今後は、情報開示の徹底が必要である。すなわち、事業採択から現状に至った経緯と、当該事業の清算が最善の選択であると考えられる理由などを明確にすること、さらに、補助金交付については、県民理解を得るために一層の説明責任を果たすとともに、補助金交付に係る実績についての結果分析が必要である。

③解散・清算により追加的資金負担及び損失が発生する場合

香川県土地開発公社の場合は、この可能性が高い。同公社の場合には、民間金融機関への支払利息及び人件費等の一般管理費が生じているので、財政緊迫化した県財政ではあるが、一日でも早い解散・清算が望まれる。

(2) 個別事項

番号	団体名	指摘・意見
1	(財) 香川県環境 保全公社	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 県への還元金及び一般会計繰入金のあり方について これまでは比較的採算性の高い収益事業であり、この事業からの利益が、県への還元金及び一般会計への繰入金の財源となっていたが、今後予想される採算性の低下を見据えながら、県への還元金のあり方や公益事業原資である一般会計への繰入金のあり方について検討する必要がある。</p> <p>2. プロパー職員の退職金 多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。</p> <p>3. 公益認定移行からみた課題 既存の安定型最終処分場の埋め立て完了後は循環型社会や地球温暖化防止等環境保全事業に関する事業を実施し、公益認定を目指すことも考えられるが、その場合は当該公社の公益目的事業として具体的に何を実施するのか、また、採算性の観点を踏まえて、最低限の自主財源の確保などについての検討が必要である。</p>
2	(財) 香川県民間 社会福祉施設振興 財団	<p>1) 指摘</p> <p>1. 資産運用指針の必要性 資産運用についての具体的な運用指針が必要である。</p> <p>2. 退職手当給付金支払準備引当金の計上基準 退職手当給付金支払準備引当資産 13 億 998 万円は、同日現在の要支給額 17 億 4,148 万円に対して 4 億 3,149 万円不足している。不足額について、直ちに問題が生ずるものではないが、できるだけ速やかな対策が必要である。また会計上は、注記の引当金の計上基準において、不足額の開示を行っているが、あわせて過去勤務債務の償却期間についても記載すべきである。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 助成事業 民間社会福祉施設の職員の研修、福利厚生事業等の事業に対して計画的に助成する事業については、4 団体に限らず、</p>

		<p>助成対象団体の拡大について検討する必要がある。</p> <p>2. 公益法人移行と今後の当財団のあり方</p> <p>退職共済制度については、全国ベースでは事業を実施している団体の約半数の26団体が、社会福祉協議会で共済業務を実施していることから、移管するならば（社福）香川県社会福祉協議会への移管を考えるべきでないと思われる。</p> <p>また、共済事業を移管した場合には、助成事業についても他の団体へ移管することも検討すべきと考える。</p>
3	(財) かがわ産業支援財団	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 理事会の活性化</p> <p>公益法人制度改革により法人の従来の運営方法の見直しが求められているほか、産業支援のためには、変化する経済環境に対応できる運営体制が必要であることから、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、新法人への移行を機に理事会の構成や運営体制を検討し、より実務的な理事会を構成すべきであろう。</p> <p>2. 県からの派遣職員への対応と自主財源の確保</p> <p>平成21年度における県からの派遣職員は20名である。</p> <p>派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。これらの見直しによる負担増に備えて、施設提供事業における空室の解消など自主財源の確保対策が必要である。</p> <p>3. 研究成果の一層の周知</p> <p>糖質バイオクラスター形成事業や高温高圧流体技術研究開発事業など香川県として特徴ある研究を重ねており、重要な成果が生み出されている。今後は県内の企業、大学その他の研究機関と連携し一層の効果を高める必要がある。しかしながら、その成果について十分な周知が図られているとは言えないため、投下された研究費と研究成果の一層の公表と一般への周知が必要である。</p> <p>4. かがわ農商工連携ファンド事業の一層の活性化</p> <p>商業、工業のみならず農業分野の事業者を含めた連携ファンドは、香川県においても有用と思われる。横のつながりを強化し、効率的かつ集中的に農商工連携の推進を図ることを求める。</p>

4	(財) 香川県農業 振興公社	<p>1) 指摘</p> <p>1. 事業未収金の回収 事業未収金の合理化用地売却未収金が分割返済とはいえ滞留債権となっている。要因の一つは売却時の相手方の信用調査の不十分さである。今後は売却時に相手先の信用調査は厳しく行うべきである。</p> <p>2. 貸倒引当金及び小作料減額引当金 貸倒引当金及び小作料減額引当金の計算根拠が不明確であるので、合理的根拠に基づく計算が必要である。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 理事の人選および理事会の機能 理事のうち2人は2回の理事会ともに委任状出席である。このような状況では理事として職務と責任を十分に果たせるとは考えられない。理事長及び理事の人選についての見直しを考えるべきである。</p> <p>2. 合理化事業用地 当該公社が取得し他者へ長期貸付している農地について、長期にわたる利用権の設定終了後、円滑に売渡が行えるよう、定期的に対象農業者と連絡をとり、経営改善の状況を把握するとともに、契約の履行を促すなどの対応が必要である。</p> <p>3. 当該公社のこれからの役割 昨今の経済状況や国際状況の下、当該公社の役割と責任の重要さは以前にもまして高まっていると考えられる。当該公社の事業目的、組織体制、機関設計、陣容などを見直して、積極的に香川県の農業を指導する公社にしてもらいたい。また、当該公社の機能を強化し役割を向上させるために、他の農業関連外郭団体との効果的な事業連携を考えていくべきであろう。</p>
5	(財) 香川県建設 技術センター	<p>1) 指摘</p> <p>1. 特定資産 「減価償却引当資産」として17,447千円が計上されているが、減価償却資産の減価償却累計額は、公益事業分と収益事業分を合わせて12,596千円であり、現状の償却資産の買換用としては、引当超過となっている。合理的な引当基準が必要であるとする。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 派遣職員のあり方 委託先団体への派遣職員の給与の支給方法については、補</p>

		<p>助金交付団体への派遣職員の給与の支給方法に係る平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように改善しておく必要がある。</p> <p>2. 受注の県依存体質からの脱却</p> <p>実態的に見ると県からの受注比率が高く、当該財団の運営は、県からの受注なくしては立ち行かない状況になっていると言わざるを得ない。</p> <p>当該財団では、市町へのPR、市町への受注活動を行っているとのことであるが、県以外の公共団体からの受注の比率を高めていくため、更なるPR等の営業努力を行っていく必要があるのではないかと考えられる。</p> <p>3. 価格競争力の向上</p> <p>収益事業としての公共工事の積算、施工管理業務においては、より一層コスト削減を図り、業務委託契約について競争原理の働く環境整備に努める必要がある。</p> <p>4. 資産運用</p> <p>「公益事業積立資産」及び「財政調整積立資産」については積立金自体の使用目的が明確にされていないため、資金運用だけでなく、より有効な活用（使途）について検討してはどうかと思われる。</p> <p>5. 自主財源の確保</p> <p>公益事業の自主財源が足りない状況が続いているため、公益事業の継続のためには、研修費の参加団体若しくは参加者からの一部自己負担を検討すべきである。</p>
6	高松空港ビル(株)	<p>1) 指摘</p> <p>1. 取締役会</p> <p>会社法では取締役会は最低、3か月に1回開催することを義務付けられている。当社は3か月に1回の開催を行っていないため改善すべき事項である。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 単年度貸付金</p> <p>県は当社に対する単年度貸付金の貸付及び回収について、今後とも注意深く実施する必要がある。</p> <p>2. 監査役</p> <p>会社法では、株式会社の機関設計においては自由度が認められ、会社の種類により設置が強制される機関が定められているが、その他は定款で定めることが可能である。監査役の数や監査役会のあり方について検討してはいかがであろう</p>

		<p>か。</p> <p>3. 徹底的な費用の見直し</p> <p>現在、借入金は無利子という、実質的に県民の税金が投入されているだけに、徹底的なコスト削減が求められる。物品購入に際しても厳しさをもち、無駄なコストの削減を徹底してもらいたい。</p> <p>4. 中長期的必要資金対策の必要性</p> <p>①大規模修繕</p> <p>空港ビルは築20年であり、電気設備等の付属設備の取り換えが必要な時期になってきており、今後（相当の）修繕資金が必要となってくることから、修繕に係る資金確保が課題である。</p> <p>②退職金原資</p> <p>現在、退職給付引当金の原資が確保されていないことから、今後、計画的にその確保に努めるべきである。</p>
7	瀬戸大橋高速鉄道 保有(株)	<p>1) 指摘</p> <p>特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 貸付金の債権管理</p> <p>償還期限40年後、期限内一括返済、無利子である。他県（岡山、徳島、愛媛、高知）も同様である。本事業から県民の受けるメリット（時間短縮等の利便性の向上）を考えるとやむを得ないかもしれないが、40年という超長期的に資金が固定化することになることからすると、債権管理を怠りなく実施する必要がある。</p>
8	(社)香川県青果 物生産出荷安定基 金協会	<p>1) 指摘</p> <p>特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 理事の退職金</p> <p>理事への退職金についての規程はない。役職員の退職金の支払いを前提としていないため、退職金規定を制定していないが、今後、新公益法人への移行認定へ向けて、定款等での記載を理事会等で検討する必要がある。</p> <p>2. 監事の人選</p> <p>現在、監事は3名であり農業関係団体の方のみである。外部の団体といえ農業関係団体の方だけで監事職を占めるのは、監査という職務あるいは内部統制という面から問題だと思われる。監事のうち1名は第三者を、もう1名は県の方針でもあるが、外部の会計専門家にしてはどうだろうか。</p>

9	(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団	<p>1) 指摘</p> <p>1. 在庫管理の徹底化</p> <p>在庫の入出庫は、PC 上において入出庫ソフトを作成して管理しているが、実態は毎日の入力に追いついていないため、現時点の在庫数量の把握はできていない。また、診療材料についてはシステム自体、稼働されていないような状態であった。以上の点は早急に改善を行う必要がある。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 監事の職務及び常勤監査役の選任</p> <p>定款の規定によると、監事は会計監査だけではなく業務の監査についても監査をして理事会に報告することになっている。しかしながら監査報告書では財務諸表の適正性のみを報告しており、業務執行の状況の適正性の監査報告はない。監事は業務監査も行うべきである。</p> <p>また、当事業団の監事は非常勤監事であるが、255 人の陣容を抱える規模の法人の業務監査を行うとなれば、年数回の監査だけでは業務監査は無理であろう。監事の職務を充実させるため、また、不正誤謬防止体制を整えるためにも、常勤監事を就任させてはどうだろうか。</p> <p>2. 財産の状況</p> <p>純資産額については、18 年度の指定管理制度導入後、4 年間で 14 億 2,976 万円となっている。</p> <p>また財産中、流動資産としての預金が 923,688 千円、その他の固定資産中、預金として運用されているものが 422,200 千円（退職年金共済預け金を除く）ある等預金の割合が多く、預金の運用方法、内部留保額の将来の利用方法については長期的展望に立った計画が必要である。預金の運用方法、内部留保額の将来の利用方法については長期的展望に立った計画が必要である。また、現在施設整備等積立預金として計上されている 288,800 千円については、昭和 61 年の施設設置後 25 年が経過し、老朽化している施設に対する改修に対応する必要があることからそれを見据えて積立たものであり、今後、具体的支出計画を立てる必要がある。（意見）</p> <p>3. 長期未収金</p> <p>平成 18 年度の障害者自立支援法施行後において自己負担部分についての未収金が発生し、平成 22 年 3 月 31 日現在の長期未収金額は 186 万円となっている。福祉施設利用に係る未収金の回収は場合によっては困難になることもあるた</p>
---	-----------------------	--

		<p>め、金額が多くなならないよう未収管理を徹底し早期対応を心掛ける必要がある。</p> <p>4. 物品購入にかかる決裁権限 センター長の決裁が必要であるかどうかについて、事務決裁規程では規定されておらず、センター長という職務自体が明確に規定されていない。センター長という職務を規定する規程を作成しておくべきであろう。</p> <p>また、理事長専決事項の中で、物品購入については、3,000万円以上の物品購入については理事長専決事項の中に明示しておいた方がいいと思われる。</p> <p>5. 今後のあり方 指定管理者制度の導入などによる経営努力の結果、収支が改善され、純資産が増加している。</p> <p>ただし、22年度以降指定管理料が大幅に減額し、収支の悪化が予想されるため、人件費見直しも23年度から実施することが決まっており、収支改善への対応を行っている。</p> <p>今後の経営状況をみながら、25年度以降の指定管理者更新時において、中長期的な経営や投資を計画する上で、管理運営方針そのものをどうするのかについての検討が必要と思われる。</p>
10	香川県信用保証協会	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 職員の高齢化に伴う人件費負担の増加 人件費や退職金の負担増に備えて、定年退職者の再雇用や新規採用については、中長期的な視点で計画的に実施する必要がある。</p> <p>2. 会計ルールについての相違 信用保証協会法施行規則に定められた事業報告書の報告様式及び処理規定要領に規定されているため、独自の処理方法や報告書様式を選択する余地はない。しかしながら、現在の一般的な企業会計や公益法人会計の考え方に照らしてみると幾つかの相違点があると思われるので、香川県信用保証協会単独の問題というよりは、信用保証協会全体として検討が必要である</p> <p>3. 事故率の低減と回収率の向上 信用保証協会の運営上、自助努力として収支改善を図るためには、事故率の低減と回収率の向上が必要である。</p>

		<p>なお、今後は保証残高の約5割を占める緊急保証に係る代位弁済の増加による保証協会への負担増が懸念されるため、中小企業の資金繰り動向について一層注視し、適切な対応を図っていく必要がある。</p>
1 1	香川県漁業信用基金協会	<p>1) 指摘</p> <p>1. 監事の役割</p> <p>監事が監査したものを理事会で承認し、それを総会で承認するのが正式な手続きであるため、監事監査後に理事会を開催するよう見直す必要がある。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 監事の人選</p> <p>監事は漁業関係者と市の農林水産行政関係の課長2人である。監事は定款第23条第1項において「当該協会の会員である組合、法人、地方公共団体」から選ぶことに規定されているためである。しかし、監事とは第三者の目で業務内容等をチェックする機関であるので、財務に関する専門家を入れることも検討すべきであろう。</p> <p>2. 経常損失の構造的発生</p> <p>現在は、準備金及び繰入金が合計9億5,800万円あるため、当期純損失を補てんしている。しかしながら、今後は緊急保証対策に係る債務保証についての潜在的リスクが具現する恐れもあるため、中長期的には現状の損益構造を見直し、収益均衡を図る必要がある。</p>
1 2	香川県土地開発公社	<p>1) 指摘</p> <p>1. 当該公社の抜本的改革に向けての責任体制確立の必要性</p> <p>県における問題であるが、平成17年における当該公社長期保有地の処分方針に係る対処が十分になされず今日に至った要因の第一として、責任体制の確立が十分になされなかったことによると考えられる。</p> <p>したがって、「土地開発公社改革検討プロジェクト・チーム」が設置され、抜本的な改革が進んでいる現在においては、処分に係る責任を明確にした部署の早期確立が必要である。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 借入金支払利息の発生</p> <p>民間金融機関からの借入金が81億9,268万5千円残っており、平成21年度では支払利息が1億350万7千円生じている（公有用地の土地原価算入とともに長期借入金の増加）。</p> <p>上記土地一覧表で示したとおり、売却予定地は全て当職に</p>

	<p>よる参考価額が下回っており、売却を通じて今後発生する金利を回収することはほぼ不可能であることを考えれば、一刻も早く、県の無利子貸付に切り替えるなど、当該公社の負担を軽減するよう、当該公社の抜本的改革を進める必要がある。</p> <p>2. 販売費及び一般管理費における人件費</p> <p>平成21年度の人件費として1,357万5千円生じている。受取利息等の事業外収益で一部補填されているが、当期純損失が491万3千円生ずる結果となっている。事業計画に基づく買い戻しもされず売却処分の進まない状況では、収入が無く、毎年損失が生じ、準備金を取り崩す結果となっていくことになる。これは構造的な問題であり、早急に対応しなければならない。</p> <p>今後、先行取得業務の実施が見込めず、また、道路公社と住宅供給公社は平成22年度末に解散が予定されており、3公社で負担してきた県派遣職員の人件費負担は、両公社の清算終了後はできなくなると考えられるため、当該公社の抜本的改革を進める必要がある。</p> <p>3. 当該公社のあり方</p> <p>香川県においては、事業計画は存続しており、時価評価は行っていないとのことであるが、当職において過去の鑑定評価や路線価等を参考に試算したところ、売却可能の土地に係る簿価と当職による参考価額との差額は、50億5千万円と推定される。当該金額は当該公社の有する資本金及び準備金合計24億9千万円を25億6千万円超過しており、当該公社単独で処理できる規模を著しく超えた金額である。</p> <p>このように、売却可能地はそれぞれ時価と簿価の乖離が生ずるおそれのある土地ばかりであり、担当課と当該公社の判断だけで処理できるものではなく、県全体として取り組むべき問題である。</p> <p>監査委員行政監査報告書に指摘されているとおり、当該公社の抜本的な改革が早急に必要である。</p> <p>当職の提案としては次のとおりである。</p> <p>①当該公社はその歴史的役割を終えており、期限を定めて（例えば、第三セクター等改革推進債の活用、事務の引き継ぎ、職員の処遇等を考慮し、約3年以内）解散する。</p> <p>②解散に当たり、県は、鑑定評価により保有地の時価評価を行い、その結果を明確にする。</p> <p>③損失額が発生した場合は、県は債務保証契約に基づき、適</p>
--	--

		<p>切に処理する。</p> <p>④解散により、県に引き渡される当該公社保有地の管理に当たり、各課に分かれて所管している土地をしかるべき部署で一括管理できるようにする。</p>
1 3	香川県道路公社	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見 1. 解散時処理のあり方についての説明責任 道路公社解散に伴う補助金での総額81億円の借入金及び出資金の債務処理については、事業採択から現状に至った経緯、当該事業の清算が最善の選択であると考えられる理由、補助金交付の目的、効果、必要性などについて県民に対し更なる説明を行っていくことが望まれる。</p> <p>2. 補助金効果の結果分析 無料開放後は交通量調査を実施し、推計交通量と比較して公表するなど、補助金交付に係る実績についての結果分析が必要である。</p>
1 4	香川県住宅供給公社	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見 特になし</p>
1 5	(財) 明治百年記念香川県青少年基金	<p>1) 指摘 特になし。</p> <p>2) 意見 1. 資産運用規程の整備 財団としての資産運用の基本的考え方、具体的運用先、運用手続き等についての資産運用規程を定めておくのが望ましいと考える。</p> <p>2. 事業連携 業務内容は国際交流事業、青少年健全育成事業であり、今後とも他の外郭団体との効果的な事業連携を検討するのが望ましい。</p>
1 6	(財) 香川県国際交流協会	<p>1) 指摘 1. 財政構造の基盤確立の必要性 公益法人への移行に際して、公益事業としては基金の取り崩しを財源とするのではなく、自主財源を確保するよう努め、財政構造を改善しなければならない。</p> <p>2) 意見</p>

		<p>1. 海外技術研修員受入事業の見直し 受入をする国を再選考するか、あるいは事業自体を技術研修員ではなく、別の目的にするか、見直す必要がある。</p> <p>2. 理事のあり方 理事の人選についての見直しを考えるべきではないだろうか。また、退職金規程を定め、退職金の無い旨を明記すべきではないかと思われる。</p> <p>3. 県派遣職員のあり方 派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。</p>
17	(財)かがわ健康福祉機構	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. プロパー職員の退職金 退職金の水準であるが、多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。</p> <p>2. 研修部における人材確保 全国的にもレベルの高い研修内容を維持しているが、30年以上プロパーとして経験してきたベテラン研修部長と県からの派遣の副部長ほか3名で運営されている。研修部長は定年退職し、現在は嘱託職員であることから研修業務の後継人材の確保及び県からの派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。</p> <p>3. 資産運用指針 地方公債を購入する場合には地方自治体の財政状態も考慮して購入を決定することが望ましい。</p> <p>4. 施設の利用方法と修繕計画 長期的修繕計画に基づく計画的な修繕が必要である。 また、建物外壁検査積立資産・積立金が計上されているが、当財団として計上すべきものか県が負担すべきものかについての検討が必要である。なお、建物所有が香川県、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社他計6団体の区分所有権となっているため、その点についても今後の修繕等に際しては調整</p>

		<p>が必要である。</p> <p>さらに、県の管理部分と指定管理者として管理している部分と合わせて総合的に有効活用に努める必要がある。</p> <p>5. 指定管理者制度と公益法人移行との関連</p> <p>公益認定を目指すのであれば、今後の事業内容などの見直しが必要である。当初は非公募により選任されたものと思われるが、次回選定時以降、そもそも財団として指定管理業務を今後とも行っていく必要があるか否かについての検討も必要と思われる。</p>
18	(財) 香川県ボランティア基金	<p>1) 指摘</p> <p>1. 資産運用</p> <p>資産運用についての運用指針が必要である。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 人員構成</p> <p>常勤理事は県社協の常務理事が兼務しており、職員8名についても県社協の職員が兼務している。但し兼務に伴う人件費については負担していない。同様に兼務している財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団の場合は人件費2名相当分を県社協に対して負担金支出として支払っており、整合性をとるためには人件費のあり方についての検討が必要である。</p> <p>2. 継続的な助成事業の見直し</p> <p>長期にわたって継続的に補助している先もあるが、限られた予算の中で、会報発行などに対する継続的な補助が必要かどうかなどについてのより詳細な検討が必要と思われる。</p> <p>3. 今後の当該財団のあり方</p> <p>情報誌の発行事業やボランティアコーディネーター研修会の開催は県社協との共催事業であり、また自主事業であるボランティア活動保険についての保険料の助成事業についても他県では社会福祉協議会で行っているところもあることから、事業の実態は、事務処理を県社協内部で行っていることから、事業の県社協への移管や移管後のあり方を検討すべきである。</p>
19	(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	<p>1) 指摘</p> <p>特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 競争力強化</p> <p>さぬきこどもの国の指定管理者業務の継続の有無によって、当該財団の事業内容及び財政構造は著しい影響を受ける</p>

		<p>ことになる。当該財団の立場からすれば、子育て支援、その他児童・青少年の健全育成業務などの公益事業の一層の充実と管理コストの一層の縮減により対民間との競争力を高めていく必要がある。</p>
20	(財)香川県身体障害者協会	<p>1) 指摘</p> <p>1. 当該協会と支部との関係</p> <p>当該協会と11の郡・市支部の関係が不明確である。支部としての名称を使用している以上、支部会計についても本会計に取り込む必要がある。今後は、公益法人への移行を検討する中で、当該協会と支部等の組織のあり方について見直し、再編整理をすべきである。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 監事監査のあり方</p> <p>監査報告書について、当該協会の監事は一般会計のみの監査をしている。スポーツ基金と堀本基金の監査は、別途運営委員会で定められた監事による監査を行っている。堀本基金については、その趣旨及び収益の配分などから他団体からの監査を受ける必要もあり、理解できるが、スポーツ基金について、別監事が監査することは果たしていいのだろうか。寄附行為にもその旨は記載されていないので、現行の監事体制を継続するならば寄附行為にその旨を明示すべきである。</p> <p>2. 理事の報酬</p> <p>理事の報酬の決定方法であるが、寄附行為に規定はない。理事報酬決定の方法を寄附行為等に明記すべきである。</p> <p>3. 負担金徴収のあり方</p> <p>加入団体からの負担金については現在7団体から徴収している。理事会での決議はあるが、会費等規定などは無いので、会費等規定を設け負担金を徴収するのが望ましい。なお団体数も限られていることから、特に公益財団への移行を検討する場合には今後の負担金徴収の継続の可否についても再考すべきである。</p> <p>4. 会計上の見直し</p> <p>投資有価証券の取得価額の会計処理、堀本基金についての注記及び決算書注記に記載漏れの改善が必要である。</p> <p>5. 収益事業の税務申告</p> <p>自動販売機の手数料及びカタログ等の販売手数料、ジパング倶楽部の紹介手数料の収入がある。これは税務上、収益事業として申告する必要がある。</p>

2 1	(財) 香川いのち のリレー財団	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. コスト意識の向上 会計システム購入費、リース料などの執行に当たっては、最少の経費で、最大の効果を発揮することを基本とするなど、コスト意識の向上を図る必要がある。</p> <p>2. リレー財団の存在価値 リレー財団の職員は県職員、理事も県関係者が多い。平成22年の「臓器の移植に関する法律」の改正に伴い、臓器移植の重要性が増すことが予想され、リレー財団で事業を実施するのか、あるいは県で直接実施すべきか検討する必要がある。</p> <p>3. 理事の人選および理事会の機能 理事会において、委任状出席の例が見られるが、理事会の機能を十分に発揮するためには、理事の人選についての見直しが望まれる。</p> <p>4. 理事の退職金 寄附行為に退職金の支払いに関する条項を規定するか、あるいは退職金規程を作成して、退職金の支払いの有無を明確化すべきである。</p>
2 2	(財) 香川県生活 衛生営業指導セン ター	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 後継者の育成 現在の経営指導員は高齢化しており、今後とも事業を継続するのであれば、経営指導員の後継者の育成が必要である。</p> <p>2. 監事の選任 監事のうち1名は、税理士等の会計専門家が望ましい。</p> <p>3. 会費のあり方 財政的な自立性を向上させるためには、組合員割会費を増額する等の見直しにより、自主財源の確保に努める必要がある。</p> <p>4. 生活衛生同業組合加入のメリットの向上 香川県生活衛生営業指導センターの設立目的を果たしていくためには、生活衛生同業組合加入のメリットを今以上に高め、同組合への加入率向上と、同組合活動の活性化を図る必要がある。</p>

23	(財) 香川県食鳥衛生検査センター	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 監事のあり方 監事には会計の専門家をいれることを推奨するという県の方針も考慮し、会計専門家を監事として依頼したほうがよいのではないか。</p> <p>2. 検査員の確保 検査員の高齢化も進んでいるので、今後の検査事業の継続が心配されるところである。 獣医師会への一部委託等の検討もしておく必要がある。</p> <p>3. 香川県からの補助金 事業費及び管理費の不足分を補う形で県からの補助金を受けているが、1羽当たりの検査手数料を設定し検査羽数に応じた収入計算をするのが合理的である。</p> <p>4. 決算書における注記表 現行決算書上、注記表が作成されていない。必要な注記項目については作成することが必要である。</p>
24	(財) 高松観光コンベンション・ビューロー	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 県の外郭団体としての位置づけ 出資比率、人的側面、事業補助の比率、財団管理への関与などにおいて、高松市が主体的に関与している状況である。 香川県の出資比率は4分の1以上ではあるが、管理の主体が高松市であることを考慮すると、県が主体として管理する外郭団体からは除外しても差し支えないものとする。</p>
25	(財) 香川県下水道公社	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 県からの派遣職員への対応と自主財源の確保 派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。これらの見直しによる負担増に備えて、自主財源の確保対策が必要である。</p> <p>2. 退職給付引当金 現在では、自己都合による期末要支給額の40%（旧税法基準）で引当金を計上し、同額の退職給付引当資産を有して</p>

		<p>いる。現時点での退職金支給対象者の平均年齢は40才台であり、離職率も低く、全員の自己都合での退職は可能性が少ないため、100%引当が無くても対応できるものと考えられる。しかしながら、離職率が低いことは将来的には定年退職による退職金支給の負担が増えるということであるため、長期的視点で計画的に退職給付引当金と同引当資産の積み増しを行っていくのが望ましい。</p>
26	(財)香川県暴力追放運動推進センター	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見 特になし</p>

第2章 各論

1 (財) 香川県環境保全公社

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

廃棄物の適正な処理及び環境の保全のための啓発等に関する事業を推進することにより、生活環境の保全を図るとともに、県内産業の健全な発展を期する。

2. 基本財産等

出資総額 1 億 9,700 万円 (香川県の出資割合 1 億 2,905 万円 出資比率 65.5%)

3. 沿革

昭和 55 年 3 月 25 日 公社設立許可。同日、財団法人香川県環境保全公社 (以下、「当該公社」という。) を発足。

昭和 57 年 9 月 20 日 産業廃棄物処理業の許可を取得。

昭和 57 年 10 月 1 日から、下記日程にて順次埋立処分事業を行っている。

事業名	開始年度	終了年度
高松港詰田川地区廃棄物埋立処分事業	昭和 57 年 10 月 1 日	昭和 61 年 8 月 31 日
綾川町東北山地区廃棄物埋立処分事業	昭和 63 年 6 月 10 日	平成 3 年 3 月 31 日
坂出市総社地区廃棄物埋立処分事業	平成 2 年 11 月 27 日	平成 5 年 7 月 31 日
東かがわ市三本松地区廃棄物埋立処分事業	平成 5 年 7 月 5 日	平成 9 年 3 月 31 日
綾川町池の浦地区廃棄物埋立処分事業	平成 9 年 7 月 1 日	平成 17 年 11 月 30 日
高松港香西地区廃棄物埋立処分事業	平成 10 年 7 月 20 日	未完了
内海港草壁地区廃棄物埋立処分事業	平成 12 年 7 月 3 日	未完了
観音寺港観音寺地区廃棄物埋立処分事業	平成 15 年 7 月 11 日	未完了

また、平成 19 年からは地球温暖化防止活動等の環境の保全についての情報の収集及び提供並びに普及啓発に関する事業を開始している。

2) 事業内容

1. 産業廃棄物処分事業の概要

当該公社は県内の港湾整備事業等の公共事業から発生する浚渫土砂、各地区から発生する建設残土及び安定型産業廃棄物の最終処分場を確保するとともに、住工混在の解消、企業の誘致促進と地場産業の復興を図るための業務施設用地、製造業用地、並びに快適な港湾空間づくりのための緑地等を確保するために、香川県が整備する各地区港湾整備事業 (廃棄物埋立護岸) のうち、廃棄物等による埋立事業を当該公社が県から委託を受けて行っている。

各事業の概要は以下のとおりである。

事業名	住所	埋立面積	埋立容量	受入品目
高松港詰田川地区 廃棄物埋立処分事業	高松市朝日町 5丁目地先	226,000 m ²	1,093,217 m ³	事業終了
綾川町東北山地区 廃棄物埋立処分事業	綾歌郡綾川町大字 山田下	93,072 m ²	712,529 m ³	事業終了
坂出市総社地区 廃棄物埋立処分事業	坂出市林田町 2851-105	108,201 m ²	442,816 m ³	事業終了
東かがわ市三本松地区 廃棄物埋立処分事業	東かがわ市三本松 2261-36 地先	287,400 m ²	1,080,884 m ³	事業終了
綾川町池の浦地区 廃棄物埋立処分事業	綾歌郡綾川町大字 西分	156,000 m ²	1,300,918 m ³	事業終了
高松港香西地区 廃棄物埋立処分事業	高松市香西北町 地先	356,000 m ²	1,569,000 m ³	浚渫土砂、がれき類、ガラス及び陶器くず、金属くず、建設残土
内海港草壁地区 廃棄物埋立処分事業	小豆郡小豆島町 草壁本町地先	100,000 m ²	861,000 m ³	浚渫土砂、がれき類、ガラス及び陶器くず、建設残土
観音寺港観音寺地区 廃棄物埋立処分事業	観音寺市瀬戸町 地先	211,000 m ²	1,857,000 m ³	浚渫土砂、がれき類、ガラス及び陶器くず、建設残土

注) 事業未完了の3事業の埋立面積及び埋立容量は計画量

2. 埋立処分の手続き

埋立処分は以下の手続きあるいは手順により行われる。

- ①利用者は県内において廃棄物を自ら排出する事業者（以下、排出者という）とする。
- ②排出者は予め、埋立処分申し込み手続きを当該公社にて行い、当該公社と「廃棄物埋立処分契約書」を取り交わす。
- ③排出者は埋立処分券を購入する。
- ④排出者は廃棄物の運搬に使用する車両を登録し、搬入車証の交付を受ける。
- ⑤排出者は登録された車両により廃棄物を搬入する。廃棄場の検査場所に到着して埋立処分券を検査員に提出して検査を受ける。検査に合格すれば廃棄物受入済証が交付される。受入不相当と判断された場合には持ち帰ることとなる。

なお参考までに、上記8事業のうち、現在進行中の3事業につき埋立処分実績（開始当初から平成22年3月までの実績）を下記に記載する。

(単位：m³)

	がれき類	ガラスくず 陶磁器くず	金属くず	建設残土	浚渫土砂
高松港香西地区廃棄物埋立処分事業	366,537	16,176	557	236,936	578,217
内海港草壁地区廃棄物埋立処分事業	4,775	1,895	—	222,886	559,573
観音寺港観音寺地区廃棄物埋立処分事業	146,043	16,898	—	207,043	446,891

3. 地球温暖化防止等環境保全に関する事業の概要

①環境省からの補助・委託事業

サンメッセ香川にてエコ製品（エコカー、省エネ家電、省エネ型ガス設備、太陽光発電パネル、等）の展示及びCO2削減を呼びかけるイベントを開催。

また、地球温暖化防止のための一村一品モデル取り組みを募集し、香川県立桜井高校を全国大会に香川代表として選出した。

②経済産業省からの委託事業

住宅用太陽光発電システムの普及拡大を図るため、太陽光発電導入補助金の受付業務を行った。

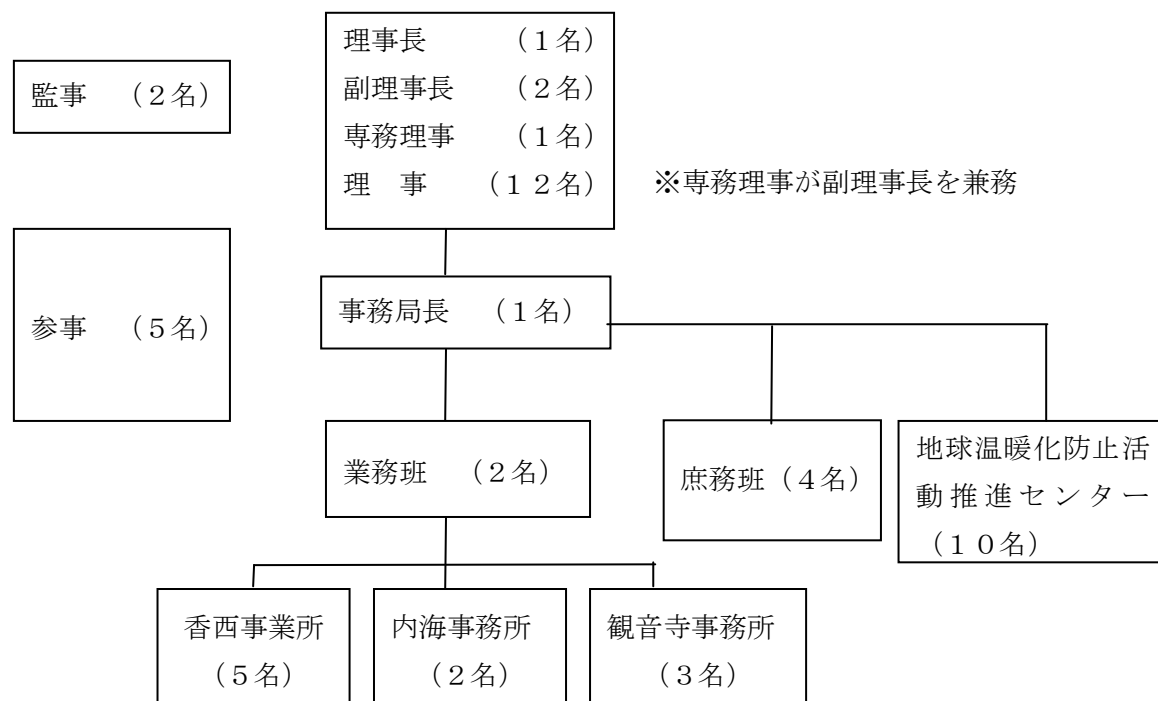
③当該公社独自事業

県内の団体が行う環境保全活動に対しての活動補助金として3,497千円の補助を行った。また、家庭からどの程度のCO2が排出されるかを測定する環境家計簿を7,000部交付した。

さらに、8月10日を含む1か月間に電気使用に伴うCO2排出量の前年比6%削減を目指した「夏のエコチャレンジ2009」を開催した。

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成21年4月1日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部プロパー	
理事長		1		10,704
理事(常勤)		1		
理事(非常勤)	2		11	
監事			2	
事務局長		1		54,585
職員(正規)	14	2	3	
嘱託職員			1	
臨時職員			11	

3. 給与及び退職金

当該会社に勤務する役員の報酬及び退職金に関しては、当該会社役員の給与及び退職手当に関する規程に定められている。この規程の第2条において役員には給料及び期末手当が支給されることとなっており、その額は理事長が定めることとなっている。また、役員が退職した時は退職手当を支給することとなっている。ただし、県退職者である役員には退職金を支払わないこととなっている。退職金の額は理事長が定めることとなっている。

当該会社に勤務する職員の給与及び退職金に関しては、当該会社職員の給与及び退職手当に関する規程に定められている。この規程の第2条において職員には給料、諸手当及び期末手当が支給されることとなっており、その額は香川県職員の給与に関する条例に準ずることとなっている。また、職員が退職した時は退職手当を支給することとなっている。ただし、県退職者には退職金を支払わないこととなっている。退職金の額は香川県職員退職手当条例に準ずることとなっている。

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 要約貸借対照表 (一般会計・特別会計 合計)

(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預金	331,290	未払金	32,406
その他流動資産	17,555	前受金	51,140
流動資産 合計	348,845	その他流動負債	8,872
基本財産	60,000	流動負債 合計	92,419
退職給付引当資産	27,381	退職給付引当金	27,381
減価償却引当資産	50,752		
産業廃棄物埋立処分場 整備積立資産	739,320		
基金	137,000		
特定資産 計	954,453	指定正味財産 計	197,000
その他固定資産 計	99,183	一般正味財産 計	1,145,679
固定資産合計	1,113,636	正味財産合計	1,342,679
資産合計	1,462,481	負債・正味財産合計	1,462,481

2. 要約損益計算書

(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
香西事業所費	30,582	事業収益	169,304
内海事業所費	17,412	受取補助金	19,998
観音寺事業所費	32,470	特定資産運用益	9,066
三本松事業所費	24,656	その他収益	2,386
太陽光・温暖化防止・環 境保全等事業費	27,076	収益合計	200,754
管理費、その他	47,361		
費用合計	179,557		
一般正味財産増減額	21,197		

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

1. 財政力、債務残高

現金預金はすべて金融機関の普通預金と定期預金。特定資産の中の退職給付引当資産、減価償却引当資産及び産業廃棄物埋立処分場整備積立資産は国債と金融機関の定期預金という、財産的裏付けのある資産であり、合計11億5,000万円の現金等価物を有している。なお、基金は全て国債にて運用されている。

負債について、未払金はほとんどなく返済余力は全く問題ない。退職給与引当について自己都合退職に要する期末要支給額を全額計上し、退職金原資についても退職給付引当

資産として定期預金で確保されている。

以上、財政状態は良好であるが、これは用地確保のためのコストが不要であり、これまでにおいて、収益性の高い事業が可能であったためである。

2. 採算性、収支状況

採算面については、当年度は約2,100万円の利益を得ており、収益合計に占める割合は約10%であり、比較的良好といえる。

但し、今後は、現有の安定型最終処分場が順次閉鎖されることにより、収益の柱を失うこととなり、採算性の悪化が予想される。また、景気の低迷やリサイクル率の向上などにより受入量は減少傾向に転じており、健全な単年度財務が維持し難い状況となる見込みである。このように今後の採算性については低下が予測されている。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 勤務条件

当該会社では入社1年目から20日間の有給休暇を付与することとなっている。これは他の外郭団体も同様であるが、県の規定に準じた取り扱いである。

2. プロパー職員の退職金

当該会社に勤務する職員の退職金の計算は、「当該会社職員の給与及び退職手当に関する規程」により定められている。これによると、退職金は香川県職員退職手当条例を適用するものと規定されている。多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。(意見)

2) 財政的側面

1. 収益事業の採算性

高松港香西地区・内海港草壁地区・観音寺港観音寺地区で行われている埋立事業の採算性は極めて高い。理由としては、埋立地の建設自体は県が行っており、当該会社はその埋立地に廃棄物を搬入する管理事業を行っているにすぎず、処分地建設に係る原価は発生していないからである。主な経費は人件費が約2,000万円と埋立地の追加工事が約3,500万円であり、その他は諸経費である。収入が1億6,400万円と費用は1億4,400万円と利益は約2,000万円である。

但し、今後は、現有の安定型最終処分場が順次閉鎖されることにより、収益の柱を失うこととなり、採算性の悪化が予想される。また、景気の低迷やリサイクル率の向上などにより受入量は減少傾向に転じており、健全な単年度財務が維持し難い状況となる見込みで

ある。

2. 多額の一般正味財産

前述したように、当該公社の収益事業は比較的良好な採算性を示している。そのために利益剰余金の積み上がりの結果として、当該公社の一般正味財産は13億4,200万円、総資産に占める割合は91%を超えている。平成18年度の包括外部監査の結果、平成19年度から産業廃棄物事業の剰余金である税引き後利益の1/2を県に還元（寄附）することとなった。

3. 産業廃棄物埋立処分場整備積立金

産業廃棄物埋立処分場整備積立金（以下、整備積立金という）が以下のように準備されている。

（単位：千円）

	前期末残高	当期増減	当期末残高 (平成22年3月31日)
一般会計	517,822	5,316	523,138
特別会計	214,136	2,045	216,181
合計	731,958	7,361	739,319

この整備積立金は、県内における広域的廃棄物の適正な処理に必要な事業の財源に充てる目的のため、各会計年度において剰余金が生じたときに、その一部を積み立てるものである。また、運用益金の処理として積立金の運用から生ずる果実は、積立金へ編入することになっている。この整備積立金の取り崩しは、廃棄物の処分場の整備に係る事業の財源に充てる場合に限り、理事会に諮りこれを処分することができる。

4. 県への還元金及び一般会計繰入金のあり方

これまでは比較的高い採算性の高い収益事業であり、この事業からの利益が、県への還元金及び一般会計への繰入金の財源となっていたが、今後予想される採算性の低下を見据えながら、県への還元金のあり方や公益事業原資である一般会計への繰入金のあり方について検討する必要がある。（意見）

3) 事業遂行的側面

1. 廃棄物埋立処分事業のあり方

当該公社の事業の目的は二律背反性がある。つまり、①最終処分場の確保という、県内港湾整備事業等の公共事業から発生する浚渫土砂、あるいは各工事現場等から発生する建設残土及び安定型産業廃棄物の最終処分場として、出来る限り長期安定的に処分場を確保していくという公益性・公共性の高い事業目的がある。その一方、②港湾整備事業（廃棄物埋立護岸）としての投下資金の回収という、香川県が整備する各地区港湾整備事業（廃

棄物埋立護岸)として、埋立後の分譲・企業誘致により、護岸整備あるいは埋立事業に投下された資金を早期に回収し、新たな港湾整備事業への財源又は県債の償還財源として確保するという事業目的も有している。当該公社は事業運営としては上記の両方を満たす必要があるが、①はできるだけ長期間処分場を確保したいという意図があり、②はできるだけ短期間で埋立事業を終わらせたいという意図が働く。この相反する2目的を両立させようと思えば、新たな処分場を確保しなければならないが、現在進行中の3埋立地の他に現在、次なる埋立候補地は定まっていない。

当該公社が運営する新規の最終処分場の設置については、平成20年度における公社のあり方検討委員会の検討結果として、産業廃棄物の排出量、民間施設の整備状況等を見極めながら検討することとしている。

2. 公益認定移行からみた課題

公益認定を受けるためには、法人の主たる目的が公益事業を行うことが必要であり(認定法第5条第1項)、具体的には公益目的事業比率50%以上などの条件をクリアする必要がある。廃棄物処理事業が公益事業と認められない場合には、それ以外の現行の3事業に公益性が認められたとしても例えば21年度の概算公益目的事業比率は、19.7%にしかない。認定を受けるには他の民間業者ではできない公益性の高い事業に特化する必要があるものと考えられる。

このため、一般財団法人への移行についても考える必要があるが、その場合公益目的支出計画の提出が必要になり、残余財産を実施事業等としてどう処分していくかの検討が必要となる。

また、既存の安定型最終処分場の埋め立て完了後は循環型社会や地球温暖化防止等環境保全事業に関する事業を実施することになるが、その場合は公益目的事業比率が50%以上になると思われることから、その時点で公益認定を目指すことも考えられる。但しそのためには、当該公社の公益目的事業として具体的に何を実施するのか、また最低限の自主財源の確保などについての検討が必要である。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 県への還元金及び一般会計繰入金のあり方について

これまでは比較的採算性の高い収益事業であり、この事業からの利益が、県への還元金及び一般会計への繰入金の財源となっていたが、今後予想される採算性の低下を見据えながら、県への還元金のあり方や公益事業原資である一般会計への繰入金のあり方について検討する必要がある。

2. プロパー職員の退職金

多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。

3. 公益認定移行からみた課題

既存の安定型最終処分場の埋め立て完了後は循環型社会や地球温暖化防止等環境保全事業に関する事業を実施し、公益認定を目指すことも考えられるが、その場合は当該公社の公益目的事業として具体的に何を実施するのか、また、採算性の観点を踏まえて、最低限の自主財源の確保などについての検討が必要である。

2. (財) 香川県民間社会福祉施設振興財団

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

香川県内における民間の社会福祉施設の環境、施設及び設備の整備並びに職員の研修等に対する助成事業並びに職員の退職手当共済制度に関する事業を行うことにより、社会福祉の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

出 資 者	出資金額 (千円)	出資比率 (%)
香川県	400,000	100.0
基本財産毀損額	13,950	注)
現時点での正味基本財産	386,050	

注) 基本財産毀損額はアルゼンチン債券への投資に伴う損失

内容については、(2) 監査の結果 2) 財政的側面に記載

3. 沿革

昭和 50 年 11 月 12 日 設立。

松下電器産業株式会社の創業 55 周年などを記念して同社から社会福祉施設の整備向上充実及びこれらの施設に勤務する職員の福利厚生を増進に寄与する趣旨で厚生省に総額 50 億円の寄附があり、その内香川県に対して 6,600 万円の配分があった。この寄附金と県からの寄附金 8,400 万円により設立した。

その後、県からの追加出資により現在の出資金総額は 4 億円となっている。また、事業目的に、民間の社会福祉施設の職員の退職手当共済制度に関する事業が追加され、現在に至る。

2) 事業内容

1. 県内民間社会福祉施設の職員の研修、福利厚生等の事業に対する計画的助成

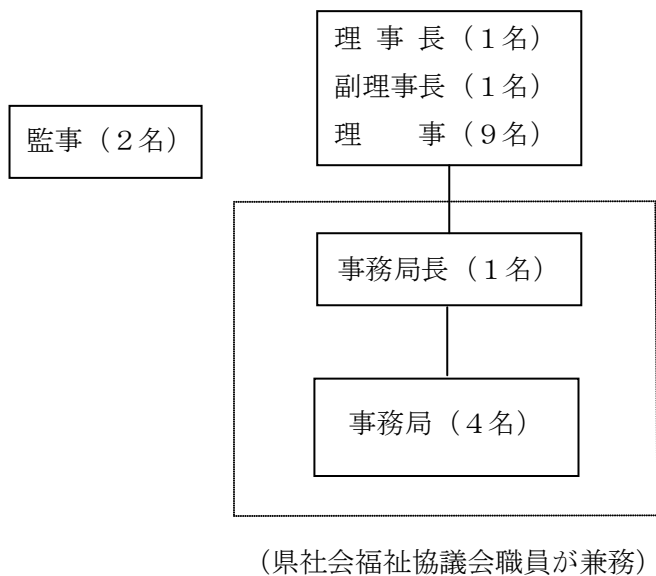
種類団体別にそれぞれ適合した職員の研修、施設の環境及び設備整備事業、福利厚生事業を対象とする経費に対する助成・・・本来の年間助成予定額 約 600 万円、但し後述の理由により現在の助成額は半分の 300 万円程度

2. 民間社会福祉施設職員等退職手当共済制度の管理運営

香川県下において社会福祉法第 2 条に定める第 1. 2 種社会福祉事業などを営む法人が共済契約者となり、被共済職員が退職した場合、香川県民間社会福祉施設振興財団(以下、「当該財団」という。)が共済契約者の指定口座に退職手当支払資金を送金し、共済契約者から退職者本人に支給する制度(21 年度末加入法人 142 法人 加入職員数 5,999 人)

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日現在)



2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度)

区 分	配置人員 (人)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長		1		45
理事 (常勤)				
理事 (非常勤)	1	1	7	
監事 (監査役)			2	
事務局長		理事が兼務		0
職員 (正規)			5	
嘱託職員				
臨時職員				
その他				

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 要約貸借対照表 (一般会計・特別会計 合計) (単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預金	13,451	流動負債 計	639
未収金	13,497	退職給付引当金	1,309,987
その他	9	固定負債 計	1,309,987
流動資産 計	26,957	負債 合計	1,310,626
投資有価証券	380,820		
預金	5,230		
基本財産 計	386,050		
退職給付支払準備資産	1,309,987		
財政調整積立特定預金	22,000	指定正味財産 計	367,450
特定資産 計	1,331,987	一般正味財産 計	71,658
その他固定資産	4,740	正味財産合計	439,108
資産合計	1,749,734	負債・正味財産合計	1,749,734

2. 要約正味財産計算書 (一般会計・特別会計 合計) (単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
事業費	9,801	基本財産運用益	6,119
管理費	19,891	特定資産運用益	1,633
退職手当給付金引当繰入	282,318	受取入会金	10
特定資産評価損	59,271	受取掛金	246,075
		雑収益	4
		退職給与引当資産評価益	120,963
		その他収益	665
費用合計	371,281	収益合計	375,469
一般正味財産増減額	4,188		

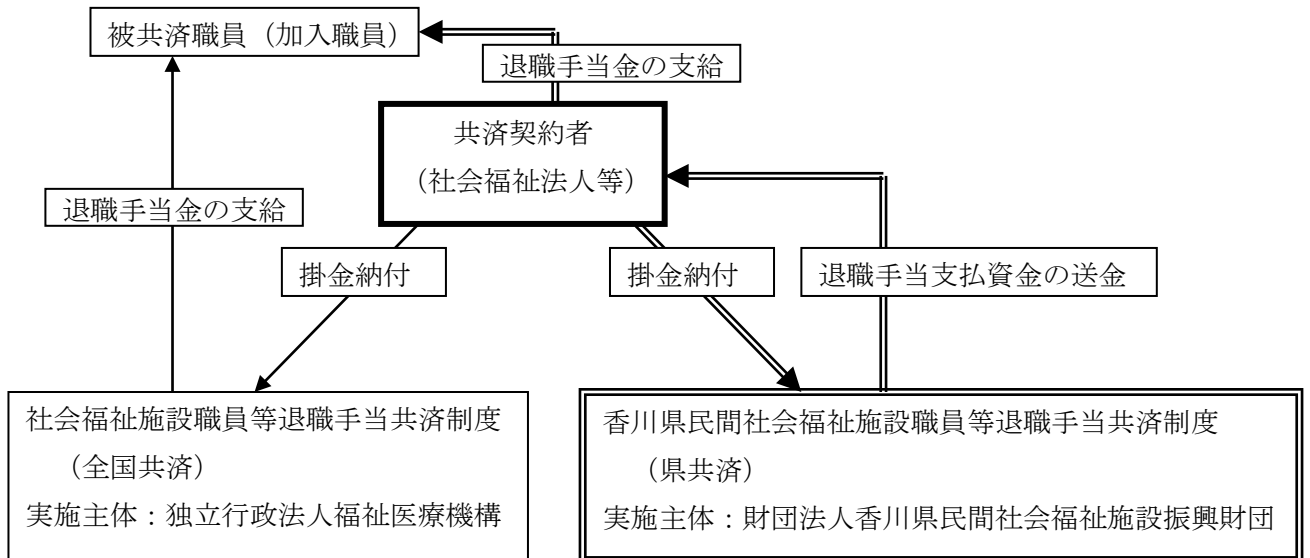
5) 採算性、債務残高

経常損益が平成20年度、21年度は大幅な赤字である。これは退職共済金制度の改正に伴う過去勤務債務の償却を含む「退職手当給付金支払準備金繰入」が多額であったためである。また、給付金要支給額と積立額の差額(積立不足額)の処理方法についても、将来的に検討する必要がある。

6) 香川県民間社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要

退職共済制度の仕組みについては以下のとおりである。

1. 県内社会福祉法人等が加入する退職共済制度のしくみ



※全国共済と県共済両方に加入、全国共済のみ加入、県共済のみ加入のいずれか。

※中小企業退職金共済制度に加入している法人もある。

2. 制度の概要

	全国共済	県共済
財政方式	賦課方式	積立方式
退職手当金の支払者	福祉医療機構	共済契約者である社会福祉法人等
掛金支払者	共済契約者	共済契約者
掛金額 / 1人	(年額) 44,700円 ※県と国と共済契約者として1/3ずつ負担。本来であれば134,100円の掛金となる。 ※介護保険対象施設・事業所のH18.4.1以降の加入者と申出施設職員は3倍の掛金	<新制度>H20.4.1～ (月額) 事業費 本俸の15/1,000 事務費 本俸の1/1,000 <旧制度>～H20.3.31 (月額) 本俸の10/1,000
退職手当金額計算方法	退職前6カ月の平均本俸に応じた基礎額×勤続年数に応じた支給乗率 ※共済法に基づく支給	<新制度>H20.4.1～ 退職前6カ月の平均本俸×勤続年数に応じた支給乗率 ※オプションで口数の制度 <旧制度>～H20.3.31 (退職前6カ月の平均本俸－全国共済の基礎額)×勤続年数に応じた支給乗率(全国共済)＋付加給付金
その他		納付した掛金は、法人の資産として資産計上している。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 人員構成

常勤理事は(社福)香川県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)の常務理事が兼務しており、職員5名についても県社協の職員が兼務している。兼務に伴う人件費負担については県社協のプロパー職員の平均給与の2名分と仮定し、平成21年度で約1,000万円を負担金支出として計上している。

2. 理事の人選及び理事会の機能

理事長は香川県共同募金会会長であり、理事長以外は、福祉関係団体の会長等、県の健康福祉部長及び基金の寄附者である故松下幸之助氏の関係者から構成されている。自分たちの職業に関係する当該財団を自分たちで運営するという、本来のあり方といえる。

理事会の出席状況であるが、以下のとおりである。

	理事総数	出席者	委任状出席	書面評決
第63回(平成21年2月17日)	9名	7名		1名
第64回(平成21年12月21日)	9名	9名		
第65回(平成21年5月29日)	11名	10名		1名
第66回(平成22年3月26日)	11名	7名		1名

ほとんどの理事が理事会に出席しており、欠席者においても委任状ではなく書面評決により、各議案についての自己の意見を表明している。

評価できる理事会の運営の仕方であり、他の外郭団体も参考にすべき体制である。

3. 理事の報酬

理事長をはじめ理事全員、報酬は受け取っていない。寄附行為においても役員報酬の規程はない。役員報酬の規程がないということは、役員は報酬を受け取れないとも解釈できるが、逆に如何ようにもできるとも解釈できる。他の財団等が定めているように、寄附行為において「役員報酬については理事会の議決を経て、理事長が別に定める」と規定しておいてはどうだろうか。

4. 監事の役割

監事の職務と権限は寄附行為第13条の5において「民法59条の定めに従う」旨記載されている。

監事は平成21年5月25日に平成20年度の事業実施状況と一般会計収支決算状況の監査を行っている。また、監査報告書は事業報告書に添付されている。民法59条によれば監査の結果については業務内容や会計上の問題がなければ理事会への報告義務はな

いが、組織統制の観点からは、当該財団のように理事会へ監査報告をすべきであろう。

また、監事2名の人選であるが、会計専門家と経営コンサルタントである。監事には会計の専門家をいれることを推奨するという県の方針にも合致し、もう一人もまったくの第三者である。

監事のあり方として評価できる体制であり、他の外郭団体も参考にすべきである。

5. 県退職者の給料の妥当性

当該財団からは県退職者に対しての給料は支払われていない。

6. プロパー職員の退職金

当該財団の業務は県社協が全面的に請け負っており、プロパー職員は在職しない。そのために退職金の支払いはない。

2) 財政的側面

1. 資産運用

平成9年に購入したアルゼンチン共和国ユーロ円建て債券（取得価格5,100万円）が同国の対外債務一時支払い停止宣言によって全く償還されない危険性が発生したため17年に売却した。売却代金1,375万円との差額3,725万円については、当時の運用責任者の補てん、その後の各年度の運用収益からの補てん（各年度300万円ずつ）等により充当しているが、21年度末でなお、1,395万円の基本財産不足となっている。

アルゼンチン債への投資損失は、当該財団の業務がすべて県社協事務局の兼務によっており、当該債権の購入に当たっても、理事会決議などを得ずに、県社協の常務理事が実質的に専決していたことによって生じたものである。その後の運用については、財団の寄附行為、処務規程、基本財産運用管理規程に基づいて手続的には問題なく運用されているが、実質的に専任職員がいないという点では変わらず、組織の実態としては欠ける面がある。

なお、当該債権については、当該財団と同様に県社協が実質的に管理運営している財団法人香川県ボランティア基金でも購入されており、同額の損失が生じている。

資産運用についての具体的な運用指針が必要である。（指摘）

2. 退職手当給付金支払準備引当金の計上基準

21年度末に引き当てられている退職手当給付金支払準備引当資産13億998万円は同日現在の要支給額17億4,148万円に対して4億3,149万円不足している。退職手当共済契約約款第64条では「振興財団が退職手当金給付事業に関し被共済職員に負担する債務については、引当資産の限度内において履行の責任を負う」との規定があるため、不足額について当該財団に形式的には責任はなく、また、現時点ですぐに必要な資金でもないため、直ちに問題が生ずるものではないが、できるだけ速やかな対策が必要である。なお、

過去勤務債務については10年間で償却する制度設計となっているが、運用成績が悪化している昨今、財政計算の定期的な再計算によって、掛け金、給付率の見直しが必要と思われる。また会計上は、注記の引当金の計上基準において、不足額の開示を行っているが、あわせて過去勤務債務の償却期間についても記載すべきである。(指摘)

3) 事業遂行的側面

1. 民間社会福祉施設の職員の研修、福利厚生事業等の事業に対して計画的に助成する事業については、基本財産4億円の運用収益(目標利率1.5% 目標収益額600万円)をもって助成しているが、上記のとおり、現在は運用収益中300万円を補填に当てているため、対外的な助成に当てている金額は300万円にとどまっている。この助成先団体はほぼ固定している。

当該財団の設立の趣旨であるが、故松下幸之助氏の松下電器産業株式会社(現、パナソニック株式会社)の会長職引退を記念して、松下電器から「民間社会福祉施設の整備向上充実及びこれらの施設に勤務する職員の福利厚生の増進に寄与する」という目的のために寄附をうけ、あわせて県も寄附をして設立されたものである。

この趣旨によると、民間の福祉関係施設すべてが助成等の対象になってもいいと思われるが、実態は長年にわたって「県民間児・者福祉施設振興会」「県私立認可保育園連盟」「県老人福祉施設協議会」「県救護・身障施設協議会」の4団体への助成等に限定されている。当該財団の設立当初は、おそらくこの4団体しか民間福祉関係団体がなかったために、この4団体に対して助成等を行ってきたのだと考えられる。しかしながら設立後30年近く経過し、他に民間福祉関係団体も幾多設立されていると考えられる。この4団体に限らず、助成等の対象を他の民間福祉関係団体に広げてはどうだろうか。理事会での検討課題である。

また、他の団体にも門戸を広げるとなれば、理事会の構成員のあり方も再検討することが必要になろう。(意見)

2. 公益法人移行と今後の当財団のあり方

公益法人制度改革の面からは、公益財団認定後に共済事業を行うことは現実的に不可能であるため、他の法人に移管するか一般法人として業務を継続するか選択する必要がある。この際、税務の面からは利子配当源泉課税の影響とともに、共済事業の税法上の収益事業該当についての検討も必要である。なお、退職共済制度については、全国ベースでは事業を実施している団体の約半数の26団体が、社会福祉協議会で共済業務を実施していることから、移管するならば県社協への移管を考えるべきでないと思われる。(意見)

また、共済事業を移管した場合には、当該財団は基本財産4億円の運用収益600万円前後で毎年ほぼ特定の団体へ助成する事業のみとなり、基本財産の効率的かつ安全な運用および現在でも職員が兼務という実態からは、助成事業についても他の団体へ移管すること

も検討すべきと考える。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

1. 資産運用指針の必要性

資産運用についての具体的な運用指針が必要である。

2. 退職手当給付金支払準備引当金の計上基準

退職手当給付金支払準備引当資産 13 億 998 万円は、同日現在の要支給額 17 億 4,148 万円に対して 4 億 3,149 万円不足している。不足額について、直ちに問題が生ずるものではないが、できるだけ速やかな対策が必要である。また会計上は、注記の引当金の計上基準において、不足額の開示を行っているが、あわせて過去勤務債務の償却期間についても記載すべきである。

2) 意見

1. 助成事業

民間社会福祉施設の職員の研修、福利厚生事業等の事業に対して計画的に助成する事業については、4 団体に限らず、助成対象団体の拡大について検討する必要がある。

2. 公益法人移行と今後の当財団のあり方

退職共済制度については、全国ベースでは事業を実施している団体の約半数の 26 団体が、社会福祉協議会で共済業務を実施していることから、移管するならば(社福)香川県社会福祉協議会への移管を考えるべきでないかと思われる。

また、共済事業を移管した場合には、助成事業についても他の団体へ移管することも検討すべきと考える。

3. (財) かがわ産業支援財団

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

新産業の創出、産業技術の高度化、科学技術の振興、中小企業の経営基盤の強化等を図るため総合的な支援事業を行い、もって香川県における産業及び学術の振興発展と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

(財) かがわ産業支援財団(以下、「当該財団」という。)は統合の経緯もあり、出資団体ごとの出資額を整理すると次のとおりである。

旧財団名	基金区分	出資額 (単位：百万円)			
		県	市町	民間	合計
香川県産業技術振興財団	基本財産	110	40		150
	各種基金	1,174	164	129	1,467
	小計	1,284	204	129	1,617
香川県企業振興公社	各種基金	543	125	32	700
香川県科学技術振興財団	各種基金	321			321
当該財団	各種基金	1,250	1,100		2,350
合計		3,398	1,429	161	4,988
出資比率 (%)		68.13	28.65	3.22	

(注) 香川県経由の国・民間出捐分は県分でカウントしている。国・民間出捐分を除く県のみ出資及び出捐額は26億1,000万円であり、比率は55.69%である。

3. 沿革

昭和59年10月	(財) 香川県産業技術振興財団設立
平成9年9月	高温高压流体技術研究所開所
11年6月	ネクスト香川の運営開始
同月	新産業創出促進法に基づく中核的支援機関に認定される
11月	かがわ新産業サポートセンター開設
12年5月	中小企業支援法に基づく、中小企業支援センターに指定される
10月	FROM 香川の運営開始
13年4月	(財) 香川県企業振興公社、(財) 香川県科学技術振興財団を統合し、財団法人かがわ産業支援財団に名称変更
10月	ITスクエアの運営開始
16年4月	(株) 香川産業頭脳化センターを統合

	9月	香川産業頭脳化センタービル取得
18年	4月	県から「ネクスト香川」「FROM 香川」の指定管理者に指定される
19年	9月	かがわ中小企業応援ファンド事業を開始
21年	7月	かがわ農商工連携ファンド事業を開始
22年	4月	高温高压流体技術研究所を地域共同研究部に組織改正

2) 事業内容

当該財団の事業内容は多岐にわたるが、以下平成21年度における概要を記載するにとどめる。

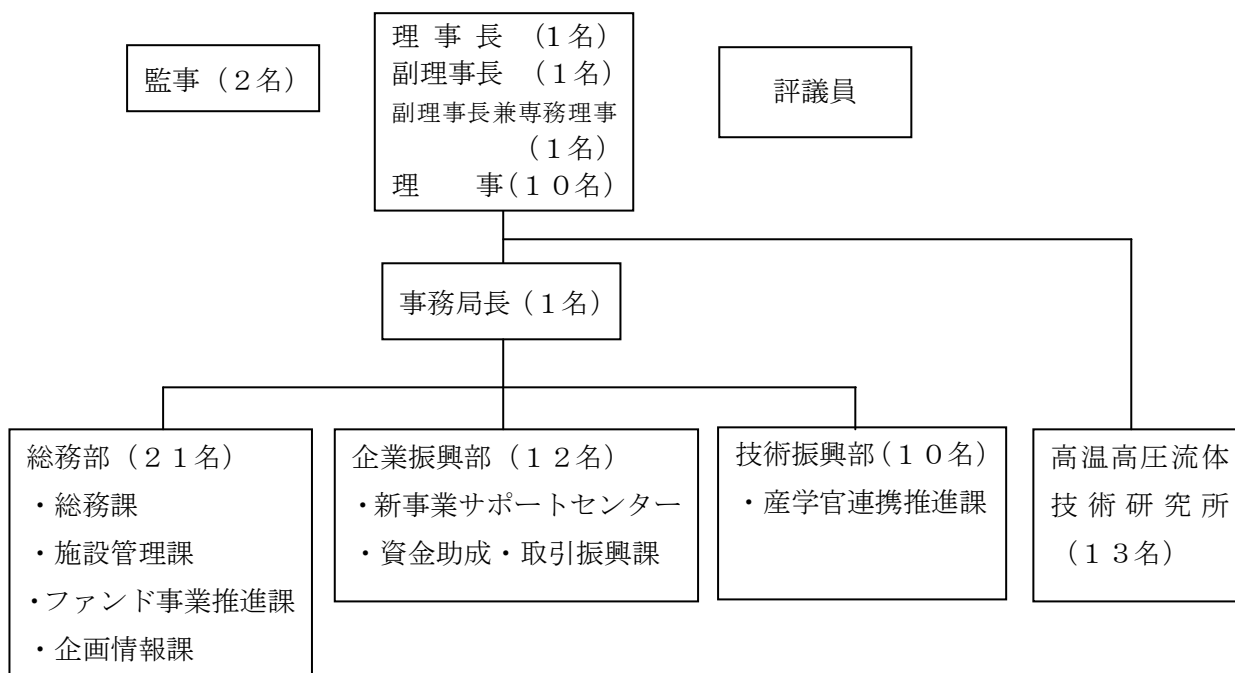
(単位:千円)

事業	事業費	事業内容(概要)
1. 施設提供事業	288,122	①頭脳化センタービル インキュベータールーム・リサーチルーム、ITスクエア ②ネクスト香川 ③FROM 香川
2. 新産業創造		
1) 新産業創出等支援事業	55,937	①新事業等相談指導事業 ②IT経営応援隊事業 ③下請企業振興対策事業 ④新規創業融資計画作成支援事業 ⑤農商工連携コーディネート事業
2) 経済研究情報事業	24,958	①経済情報収集・調査・提供 ②講習会開催事業 ③かがわ産業振興クラブ運営事業
3. 産業技術高度化		
1) 高度技術開発振興事業	20,415	①研修会等開催支援事業 ②商品化技術テーマ調査事業 ③芦原研究支援事業
2) 高温高压流体技術研究開発事業	96,335	(県内企業等の独創的な事業活動や技術革新を支援するため、高温高压流体技術やマイクロ波技術などを利用した新素材・新製品・製造プロセス等の開発研究や企業訪問による技術指導、研究成果発表の開催等を実施)
4. 科学技術振興		
1) 科学技術振興事業	74,293	①地域イノベーション創出研究開発事業 ②戦略的基盤技術高度化支援事業 ③広域の新事業支援ネットワーク事業

2) 香川大学工学部支援事業	325,028	基金を取崩し、工学部西側の用地取得経費並びに学生プロジェクト実験棟及び駐車場施設の整備に対し、寄附
3) 糖質バイオクラスター形成事業	215,706	①都市エリア産学官連携促進事業（発展型） 希少糖（D-プシコース）や糖鎖、複合糖質などの糖質の機能を活かした機能性食品、スキンケア製品、診断薬、医薬品中間体等に係る研究開発の深化や事業化の推進 ②香川県糖質バイオクラスター形成事業 ③人材育成事業 ④ジェトロ地域間交流支援（RIT）事業 ⑤糖質バイオ情報発信
5. 中小企業経営基盤強化	1,062,372 (県への返還金・償還金含む)	①中小企業後継者育成事業 ②中心市街地商業活性化推進事業 ③設備資金貸付事業
6. かがわ中小企業支援ファンド事業 1) 助成金事業	178,552	・11の助成金事業の募集を行い、申請件数61件に対し31件を採択 ・研究開発、販路開拓、人材育成、生産性向上、地場産業等に対する支援
2) 産業支援機関事業		産業支援機関5団体が人材育成支援事業や販路開拓支援事業を実施
7. かがわ農商工連携ファンド事業	2,807,048	基金造成（28億円） ①助成金事業 申請件数8件に対し採択件数4件 ②農商工連携支援事業
8. 異業種交流等支援	—	香川マルチメディアビジネスフォーラム他

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日現在)



2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度)

区 分	配置人 (人)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長			1	5,807
理事 (常勤)		1		
理事 (非常勤)	2		9	
監事 (監査役)			2	
事務局長	1			325,341
職員 (正規)	19		8	
嘱託職員		6	2	
臨時職員			13	
その他			8	

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表概要 (一般会計及び設備資金助成事業特別会計、かがわ中小企業応援ファンド事業特別会計、かがわ農商工連携ファンド事業特別会計合計) (単位:千円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産	678,800	1) 流動負債	500,555
		2) 固定負債	13,699,677
2) 固定資産			
1 基本財産	150,078	負債合計	14,200,232
2 特定資産	18,024,466		
3 その他固定資産	2,641,269	1) 指定正味財産	150,078
固定資産合計	20,815,813	2) 一般正味財産	7,144,303
		正味財産合計	7,294,381
資産合計	21,494,613	負債及び正味財産合計	21,494,613

2. 正味財産増減計算書概要 (一般会計及び設備資金助成事業特別会計、かがわ中小企業応援ファンド事業特別会計、かがわ農商工連携ファンド事業特別会計合計) (単位:千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常収益	
1 基本財産運用益	1,877
2 特定資産運用益	262,491
3 受取会費	1,933
4 事業収益	215,624
5 受取補助金等	369,111
6 受取受託金	379,971
7 受取負担金	7,769
8 雑収益	4,882
経常収益合計	1,243,658
2) 経常費用	
1 事業費	1,337,637
2 管理費	233,598
経常費用合計	1,571,235
当期経常増減額	△327,577

経常外収益	20,000
経常外費用	83,490
当期一般正味財産増減額	△391,067
一般正味財産期首残高	7,535,370
一般正味財産期末残高	7,144,303
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
1 基本財産運用収入	1,904
2 一般正味財産への振替高	△1,877
当期指定正味財産増減額	27
指定正味財産期首残高	150,051
指定正味財産期末残高	150,078
正味財産期末残高	7,294,381

5) 採算性

経常損益が平成20年度、21年度は大幅な赤字である。主な要因は平成21年度は香川大学工学部支援事業及び高温高压流体技術研究開発事業の赤字である。

頭脳化センター施設提供事業でも2年連続で赤字である。(詳細分析は各論での個別記述を参考のこと)

香川大学工学部支援事業での赤字(大学への寄附)は一時的であるが、研究開発事業での赤字への対応(高温高压流体技術研究開発事業)や頭脳化センター施設提供事業での赤字の解消については、県派遣職員の見直しに伴う負担増も予想されるため、早急な見直しが必要である。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 理事会の活性化

公益法人制度改革の中で、一般財団法人は理事会の設置が義務付けられるなど、法人のガバナンスに関する様々な事項が法律で定められており、法人の従来の運営方法の見直しが求められている。

まず理事会の運営についてである。当該財団の理事会は、原則、年2回しか開かれない。主な決議事項は、1回目は予算と年間の計画の承認、2回は決算の承認である。年2回の理事会で寄附行為に規定する「法人の運営に関する重要な事項」の決定ができるのであろうか。年2回のみ理事会開催は他の外郭団体でもみられる常態的傾向であるが、特に当該財団で問題提起するには理由がある。当該財団は、その名称のとおり「産業支援」をする財団であり、県内企業の総合的支援を目的として設立された財団である。現在のように

経済のスピードが速い時代に、日々めまぐるしく変化する経済環境に対応しなければならない民間企業を支援するための運営体制づくりが必要ではないだろうか。

新制度における法人の理事会は理事本人の出席が必要となるなど特例民法法人の運営とは異なる点も多いことから、公益法人制度改革関連の法律等の趣旨も踏まえて、新法人への移行を機に理事会の構成や運営体制を検討し、より実務的かつ機動的な理事会を構成すべきである。(意見)

2. 県からの派遣職員への対応と自主財源の確保

平成21年度における県からの派遣職員は20名である。派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。これらの見直しによる負担増に備えて、施設提供事業における空室の解消など自主財源の確保対策が必要である。(意見)

2) 財政的側面

1. 平成21年度経常収支差額のマイナス要因

(単位：千円)

会計区分	平成21年度			平成20年度(参考)		
	経常収益	経常費用	経常収支差額	経常収益	経常費用	経常収支差額
一般会計						
一般管理						
一般管理運営事業	223,643	224,298	△655	233,678	232,881	797
施設管理						
頭脳化センター施設提供事業	107,405	111,205	△3,800	113,920	142,602	△28,682
IT関連インキュベーション施設管理運営事業	4,961	4,961	0	6,256	6,256	0
県有施設管理運営事業	82,005	82,259	△254	84,540	84,122	418
新産業創出						
新事業創出等支援事業	56,188	55,594	594	37,667	37,667	0
経済研究情報事業	20,162	19,659	503	33,699	16,986	16,713
産業技術高度化						
債務保証・利子補給事業	1,704	359	1,345	1,667	524	1,143
高度技術開発振興事業	16,424	19,214	△2,790	16,372	18,001	△1,629
高温高压流体技術研究開発事業	98,000	145,999	△47,999	113,629	160,996	△47,367

科学技術振興						
科学技術振興事業	74,293	74,293	0	48,045	60,060	△12,015
香川大学工学部支援事業	2,034	325,028	△322,994	1,441	0	1,441
糖質バイオクラスター形成事業	215,706	215,322	384	199,831	199,594	237
中小企業経営基盤強化						
中小企業後継者育成事業	2,757	1,209	1,548	2,757	1,499	1,258
中心市街地商業活性化推進事業	1,605	1,605	0	6,425	6,425	0
一般会計合計	906,887	1,281,005	△374,118	899,927	967,613	△67,686
設備資金助成事業特別会計						
中小企業経営基盤強化						
設備資金貸付事業	3,030	2,249	781	2,163	1,398	765
国助成設備貸与事業	107,764	108,828	△1,064	171,612	177,129	△5,517
中小企業設備貸与事業	142	0	142	1,370	511	859
創造的中小企業創出支援事業	6,691	1,426	5,265	7,094	1,685	5,409
設備資金助成事業特別会計合計	117,627	112,503	5,124	182,239	180,723	1,516
かがわ中小企業応援ファンド事業特別会計						
かがわ中小企業応援ファンド事業	206,949	177,909	29,040	205,086	180,288	24,798
かがわ農商工連携ファンド事業特別会計						
かがわ農商工連携ファンド事業	19,425	7,048	12,377	0	0	0
合計	1,250,888	1,578,465	△327,577	1,287,252	1,328,624	△41,372

平成21年度における経常収支差額の大幅なマイナス要因は、主に香川大学工学部支援事業において、保有する基金を取り崩して寄附したことによるものである。(前述の事業内容参照)

頭脳化センター施設提供事業は、人件費及び減価償却費等の減少により収支差額のマイナスは減少している。空室への入居促進によりマイナスの解消に向けて改善中である。

高温高压流体技術研究開発事業は、資金面での収支計算書の事業活動収支差額は4,833

千円のプラスであるが、減価償却費の負担が大きいため、損益計算としての経常収支差額は大幅なマイナスとなっている。

糖質バイオクラスター形成事業や高温高压流体技術研究開発事業など香川県として特徴ある研究を重ねており、重要な成果が生み出されている。今後は県内の企業、大学その他の研究機関と連携し一層の効果を高める必要がある。しかしながら、その成果について十分な周知が図られているとは言い難いため、投下された研究費と研究成果についての一層の公表と一般への周知が必要である。(意見)

3) 事業遂行的側面

1. かがわ農商工連携ファンド事業の一層の活性化

平成21年度から香川県等が資金拠出して設立した総額28億円の「かがわ農商工連携基金」を活用して、中小企業者及び農林漁業者の連携体が行う新商品及び新サービスの開発並びに販路開拓事業の助成を行っている。これは農業という分野に注目して香川県を活性化させようという趣旨である。大いに評価できる事業であり、有望で期待できる分野である。

県の商工労働部、農政水産部はもちろんのこと、商工業や農林水産業の振興を行う団体とも連携を図り、資金や人的資源が分散化されることなく、また商工行政と農林水産行政との相乗効果が図られるよう、効率的かつ集中的に農商工連携の推進を図ることを求める。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 理事会の活性化

公益法人制度改革により法人の従来の運営方法の見直しが求められているほか、産業支援のためには、変化する経済環境に対応できる運営体制が必要であることから、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、新法人への移行を機に理事会の構成や運営体制を検討し、より実務的な理事会を構成すべきであろう。

2. 県からの派遣職員への対応と自主財源の確保

平成21年度における県からの派遣職員は20名である。派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。これらの見直しによる負担増に備えて、施設提供事業における空室の解消など自主財源の確保対策が必要である。

3. 研究成果の一層の周知

糖質バイオクラスター形成事業や高温高压流体技術研究開発事業など香川県として特

徴ある研究を重ねており、重要な成果が生み出されている。今後は県内の企業、大学その他の研究機関と連携し一層の効果を高める必要がある。しかしながら、その成果について十分な周知が図られているとは言い難いため、投下された研究費と研究成果の一層の公表と一般への周知が必要である。

4. かがわ農商工連携ファンド事業の一層の活性化

商業、工業のみならず農業分野の事業者を含めた連携ファンドは、香川県においても有用と思われる。横のつながりを強化し、効率的かつ集中的に農商工連携の推進を図ることを求める。

4. (財) 香川県農業振興公社

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

農業経営の規模の拡大、農地の集団化等による農地保有の合理化を促進するとともに、意欲ある農業者の創意工夫を生かした、生産性及び収益性の高い農業の確立並びに近代的な農業経営を担うにふさわしい青年等就農者を育成するための活動を支援し、もって香川県の農業の振興に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

24億9,645万円（香川県の出資 15億6,600万円、出資割合 62.7%）

3. 沿革

昭和49年8月1日 財団法人香川県農業開発公社として設立

昭和49年9月26日 農地保有合理化促進事業を行う法人としての指定をうける

平成16年4月1日 財団法人香川県農業振興基金協会と統合し、名称を財団法人香川県農業振興公社に変更し、現在に至る。

2) 事業内容

香川県農業振興公社（以下、「当該公社」という。）の事業は、農地等の権利の調整を行い、農地の集団化、担い手農家の経営規模拡大等、農地保有の合理化を促進する農地保有合理化事業と、認定農業者の経営改善や新規就農者の就農促進を支援する担い手事業の大きく2つに分けられる。

1. 農地保有合理化事業の概要

当該公社の行う、農地保有合理化事業とは、規模縮小農家などから農地等を買入れ、または借り入れて、認定農業者等の担い手に対して面的集積を行うための事業を実施している。具体的な事業概要を以下に記載する。

事業名	概要
農用地等売渡事業	対象地は、原則として、現に耕作等（自作地、借入地、受託地）を行っている農用地等とあわせて面積が「おおむね1ha以上」の団地を形成すること。
農用地等貸付事業	当該公社が規模縮小農家等から農用地を借り入れて、当該借入農地を認定農業者等の担い手に対し貸付けることで面的集積を行う事業 ①6年以上の期間の定めのある賃貸借が締結されていること。 ②対象地は、原則として、現に耕作等（自作地、借入地、受託地）を行っている農用地等とあわせて面積が「おおむね1ha以上」の団地を形成すること。
農業生産法人出資事業	農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資等
農作業受託促進事業	農作業受委託による農作業の受託料に相当する資金の一括貸付
農地利用集積合理化事業	当該公社が規模縮小農家等から農用地を借り入れて、認定農業者等の担い手に対し、面的集積を行う事業

注) 認定農業者等とは、①認定農業者、②特定農業法人、③基本構想水準到達農業者、④認定就農者、⑤その他担い手農業者をいう

農地保有合理化事業の実績は以下のとおりである。

(1) 農用地等売渡事業

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
買入件数	12	20
面積 (h a)	2.7	5.1
売渡件数	22	27
面積 (h a)	5.2	6.6

(2) 農用地等貸付事業

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
新規貸付件数	70	74
面積 (h a)	40.1	43.4

2. 担い手事業の概要

担い手事業には、担い手基金事業・就農促進サポート事業・ふるさと雇用再生特別基金事業・就農支援資金貸付事業がある。担い手基金事業とは、基本財産の利息を原資として、認定農業者の経営改善計画の達成を支援するための認定農業者チャレンジ農業推進事業や新規就農者の農業経営の早期安定化を支援するための新規参入者定着化促進事業などを実施し、認定農業者や新規就農者への支援の集中化と重点化を行っている。具体的な事業内容を以下に記載する。

事業種目	事業内容	
①認定農業者チャレンジ農業推進事業	認定農業者が経営改善計画に即した生産販売を展開するために必要な施設・機材の整備に要する経費を助成 (補助率; 1/3 上限額; 120万円)	
②新技術開発普及・人材育成支援事業	J Aが実施する農業インターン制度の充実強化などを図るために必要な経費を助成 (補助率; 1/3 上限額; 100万円)	
③高齢者等農業支援事業	高齢者の組織が生産活動を改善するために必要な施設・機材の整備に要する経費を助成 (補助率; 1/3)	
④食農教育支援事業	小中学校などが児童・生徒の農業体験学習活動等に要する経費を助成 (定額 上限額; 15万円)	
⑤新規就農希望者受入研修支援事業	新規就農希望者を受入れ、就農に必要な研修を実施するのに必要な経費を助成 (5万円/月を上限に1年間)	
⑥新規参入者定着化促進事業	斡旋調整活動型	新規参入者に対する農地の斡旋調整活動に要する経費を助成 (1万円/10a)
	助言活動型	新規参入者に対する助言活動に要する経費を助成 (12万円以内、農機等貸与を含む場合は30万円以内)
	就農支援型	新規就農者が経営の安定化を早期に図れるよう、公社からの農地の貸借と一体的に行う施設・機材の整備に要する経費を助成 (補助率; 1/2 上限額; 150万円)
⑦青年農業者等組織活動支援事業	農協青壮年部等の県段階の団体が行う組織活動に要する経費を助成 (15万円以内)	
⑧特認事業	海外派遣農業研修生に対する派遣旅費の助成	

就農促進サポート事業とは、新規就農希望者の円滑な就農促進を図るため、JA 香川県との連携強化などによる支援体制を整備するとともに、就農希望者のニーズに対応したきめ細かな情報提供や就農相談などを実施している。また、香川労働局との連携により農業生産法人等への就農相談や無料職業紹介などを実施している。

ふるさと雇用再生特別基金事業とは、新規就農者の確保・育成に理解のある県下の農業法人や JA 香川県などの協力を得て、「かがわ就農・就業相談会」の開催、あるいは東京や大阪での「新・農業人フェア」に参加して、I ターン青年等の就農・就業の促進を図る事業である。農業法人等の雇用情報の提供、I ターン青年の受け入れ農地や住居の情報を収集して必要に応じて関係団体へ提供している。

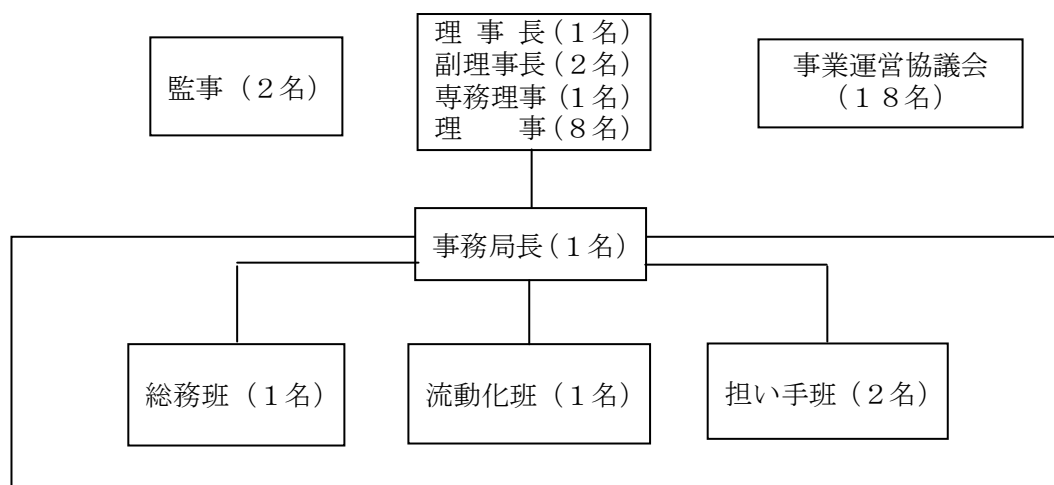
就農促進サポート事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の具体的な事業実績を以下に記載する。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
相 談 件 数	98	345	300
うち無料職業紹介	40	236	180
新規就農者数	2	3	9
法人への就職者数	7	9	8
研修開始者数	10	16	10

就農支援資金貸付事業とは、新規就農者の円滑な就農を支援するため、農業技術や農業経営の研修資金や就農準備資金の貸し付けを行っている事業である。

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成 21 年 4 月 1 日現在）



なお、事業運営協議会とは、農用地等売渡事業及び担い手基金事業の実施について審査を行う機関である。外部の農業政策、農業の実情、等に詳しい有識者から構成されている。

2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長	1			1,902
理事（常勤）		1		
理事（非常勤）	1		9	
監事			2	
事務局長		1		13,775
職員（正規）				
準職員			2	
臨時職員		1	1	

3. 給与及び退職金

当該会社に勤務する役員の報酬及び退職金に関しては、財団法人香川県農業振興公社役員の報酬等に関する規程に定められている。その第2条2において「報酬、期末手当、通勤手当及び退職手当の額は理事長が別に定める」と規定されている。職員に関する給与及び退職金に関しては財団法人香川県農業振興公社職員の給与等に関する規程に定められている。その第2条3に、「給料及び諸手当の額は、香川県職員の例による」と規定され、退職金についてはその第4条2に「退職手当の額、支給条件、支給方法については、香川県職員の例による」と規定されている。ただし、第4条1により、香川県を退職した職員に対しては退職金の支給はされないこととなっている。準職員及び臨時職員に関しても就業要領により定められている。

つまり、当該会社の職員の給与及び退職金は香川県職員と同レベルに設定されていることになる。役員に関しては理事長により決定されることになる。

4) 財務分析（平成21年度）

1. 要約貸借対照表（一般会計・特別会計 合計） (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預金	58,215	流動負債計	1,807
未収金	29,149	借入金	236,503
事業用地	39,695	退職給付引当金	8,925
前払小作料	150,311	小作料減額引当金	4,223
貸倒引当金	△10,778	固定負債計	249,651
流動資産計	266,592	負債合計	251,458
基本財産	2,196,450		

特定資産			
退職給付引当資産	8,925		
その他特定資産	310,591	指定正味財産計	2,496,450
その他固定資産	6,166	一般正味財産計	40,816
固定資産計	2,522,132	正味財産合計	2,537,266
資産合計	2,788,724	負債・正味財産合計	2,788,724

2. 要約正味財産増減計算書（一般会計・特別会計 合計）（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
合理化事業費	175,161	事業収益	152,193
合理化業務費	8,300	受取補助金	28,714
担い手事業費	7,811	特定資産運用益	27,360
担い手業務費	4,723	引当金取崩額	16,794
管理費	9,615	その他収益	241
ふるさと雇用再生特別基金事業委託費	4,178	収益合計	225,302
その他	7,221		
費用合計	217,009		
一般正味財産増減額	8,293		

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

1. 財政力、債務残高

財政状態は安定している。現金預金残高はすべて地元銀行の普通預金と投資信託。基本財産の有価証券は国債及び公債であり、決算日時点では含み益が約 1,476 万円出ている。特定資産もすべて預金及び公債で資金的な裏付けがある。事業用地は、転売するための農業用地である。前払小作料は、貸農地にかかる地主への賃料の前払いで、来期以降に対応するものである。未収金については事業未収金とその他の未収金がある。その他の未収金は利息の未収分と補助金等の未収分であり、問題はない。事業未収金は売却した農地の売却代金や貸付けた農地の未収賃料である。事業未収金は民間個人の未収金であり今後の状況により未回収となるおそれのある未収金である。借入金は合理化事業に係るものであり、県信連及び社団法人全国農地保有合理化協会（以下、「全国協会」という。）からの借入金である。退職給付引当金については、全額資金的裏付けがある。

2. 採算性、収支状況

平成 20 年度は「合理化事業用地損失引当金繰入額」のため赤字であるが、平成 21 年度は基本財産・特定資産の運用益の範囲にて事業費が賄われている。但し、今後、長期保

有土地が売却できた際には、取得価額と売却価額との差額等である 413 万円の損失が発生する可能性は残っている。

採算面については、当年度は約 830 万円の利益を得ており、収益合計に占める割合は約 3.6%である。民間企業でいえば優良でもなく、かといって悪くもない企業水準であろう。

(2) 監査の結果

1) 人的側面事業

1. 理事の人選および理事会の機能

理事会の出席状況は以下のとおりである。

	理事総数	出席者	委任状出席	書面評決
第 85 回 (平成 22 年 3 月 26 日)	11 名	7 名	4 名	
第 86 回 (平成 22 年 5 月 27 日)	12 名	8 名	4 名	

理事のうち 2 人は 2 回の理事会ともに委任状出席である。このような状況で果たして理事として職務と責任を十分に果たせるのであろうか。2 人とも公職に就かれている方で多忙であることは想像に難くない。理事長あるいは理事の人選についての見直しを考えるべきであろう。(意見)

2. 理事の報酬

理事の報酬については、寄附行為第 2 4 条に規定され、「常勤の役員その他理事長が特に定める役員については、理事会の議決を得て有給とすることができる」と規定され、役員報酬規定が定められているため、現状では特に問題はない。

なお、常勤役員への報酬決定の透明性を高めるためにも、また、新制度における法人では理事会等にて金額決議を要することなどを勘案すると、支給額についても理事会等決議が望ましい。

3. 監事の役割

寄附行為第 2 1 条 5 において監事の役割が規定されている。監事は当該公社の財産状況と理事の業務執行状況の監査、及び法令違反等の事実があった時の理事会報告を求められている。この規程によれば理事等の法令違反等がなければ理事会への報告義務はないが、平成 2 1 年度の事業報告及び財務諸表の監査結果の報告は理事会になされている。問題ないと判断する。

4. 退職金の水準

平成 2 0 年度に退職金を支給しているが、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。

2) 財政的側面

1. 未収金の回収

未収金のうち、事業未収金の合理化用地売却未収金、1,787千円の回収が延滞し分割払いにより支払いを受けている。賃料については賃貸期間が長期間におよび、債権が滞留化することは、長い年月における経済環境の変化や経営状況の悪化により避け難い事態であるが、売却代金については売却時に回収すれば済むことであり、これが未収になるということは売却時の相手方の信用調査が不十分であったと言わざるを得ない。当該未収金は分割により回収されているとのことであるが、今後は売却時の信用調査は厳しく行うべきである。(指摘)

2. 合理化事業用地

平成14年度に公社が取得し長期貸付している農地がある(平成14年度 長期育成タイプ。2件。期末残高14,704千円)。平成24年度が期限であるが、公社の農地取得から農業者への売渡まで、10年間と長期となっており、農業情勢の変化等も激しくなっている状況から、利用権の設定終了後、円滑に売渡が行えるよう、定期的に対象農業者と連絡をとり、経営改善の状況を把握するとともに、契約の履行を促すなどの対応が必要である。(意見)

3. 長期保有地

平成8年度に買入れた土地がある。その取得価額及び時価は以下のとおりである。

買入価額	9,837千円
不動産鑑定価額	3,936千円(平成21年12月1日現在の鑑定価額)
差額	5,901千円

うち全国協会からの助成金見込額1,770千円あるため、損失予想額は4,130千円である。当該公社では、買受希望者の掘り起こしに難航しているが、関係農業委員会と連携し早期売却を目指しているとのことである。

4. 貸倒引当金及び小作料減額引当金

貸倒引当金及び小作料減額引当金の計算根拠が不明確であるので、合理的根拠に基づく計算が必要である。(指摘)

3) 事業遂行的側面

1. 当該公社のこれからの役割

現在、日本は環太平洋経済連携協定(以下、TPP)への参加を検討している(平成22年11月5日 現在)。農林水産省をはじめとして農業関連団体は日本の農業への影響が大きすぎるとしてTPPへの参加に難色を示しているようである。農業においても国際化が

迫られる昨今、農業は国の根幹にかかわる産業であり TPP への参加あるいはこれからの国際競争に打ち勝っていかなければ日本という国自体の存続が危うくなるであろう。

このような環境であるだけに当該公社の役割と責任は大変重要で重いものと言わざるを得ない。しかしながら当該公社の職員構成は男性の60代職員と女性の準職員のみである。理事会は年2回の理事会のみで機動的に機能しているとは言い難い。もっと若くて農業に理解ある人を登用し、積極的に香川県の農業を指導する組織にできないものであろうか。また、当該公社の機能を強化し役割を向上させるために、他の農業関連外郭団体との効果的な事業連携を考えていくべきであろう。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

1. 事業未収金の回収

事業未収金の合理化用地売却未収金が分割返済とはいえ滞留債権となっている。要因の一つは売却時の相手方の信用調査の不十分さである。今後は売却時に相手先の信用調査は厳しく行うべきである。

2. 貸倒引当金及び小作料減額引当金

貸倒引当金及び小作料減額引当金の計算根拠が不明確であるので、合理的根拠に基づく計算が必要である。

2) 意見

1. 理事の人選および理事会の機能

理事のうち2人は2回の理事会ともに委任状出席である。このような状況では理事として職務と責任を十分に果たせるとは考えられない。理事長及び理事の人選についての見直しを考えるべきである。

2. 合理化事業用地

当該公社が取得し他者へ長期貸付している農地について、長期にわたる利用権の設定終了後、円滑に売渡が行えるよう、定期的に対象農業者と連絡をとり、経営改善の状況を把握するとともに、契約の履行を促すなどの対応が必要である。

3. 当該公社のこれからの役割

昨今の経済状況や国際状況の下、当該公社の役割と責任の重要さは以前にもまして高まっていると考えられる。当該公社の事業目的、組織体制、機関設計、陣容などを見直して、積極的に香川県の農業を指導する公社にしてもらいたい。また、当該公社の機能を強化し役割を向上させるために、他の農業関連外郭団体との効果的な事業連携を考えていくべきであろう。

5. (財) 香川県建設技術センター

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

香川県内の地方公共団体が施行する建設事業の円滑かつ適正な執行に協力するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、もって良質な社会資本の整備に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

出 資 者	出捐額(千円)	出資比率(%)
香 川 県	20,500	64.1
(財)香川県市町村振興協会	10,000	31.2
上記以外	1,500	4.7

3. 沿革

平成8年4月1日 設立

2) 事業内容

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の発注者には関連事務の適正で厳格な実施が義務付けられるとともに、発注者を支援する仕組みが明確化されている。香川県建設技術センター(以下、「当該財団」という。)は、県内唯一の発注者支援機関としての役割を担っている。

当該財団は、事業内容について、法人税法上の「公益事業」「収益事業」という区分により、会計処理並びに決算報告書を作成・管理している。ここでは、その区分を基に事業内容についてその概要を記載する。

1. 公益事業

①県・市町建設技術職員研修

県・市町の建設技術職員を対象に、技術力の向上を図るため、業務の遂行に必要な基礎的知識の習得や専門分野のより高度な知識の習得など、多種多様な研修を実施している。

平成21年度の実施状況は、20回の研修を開催し、延べ462名(県職員303名、市町職員159名)の参加人員があった。

②県・市町建設技術職員派遣研修

県・市町の建設技術行政に携わる職員に専門技術を習得させるため、(財)全国建設研修センター等が実施する研修に職員を派遣している。

平成21年度の実施状況は、17回派遣し、19名(県職員15名、高松市職員4名)が研修を受けている。この派遣研修には、当該財団が補助して実施している。

2. 収益事業

①設計・積算・施工管理等業務受託事業

県や市町が施工する建設工事の設計・積算業務及び施工管理業務を受託している。設計・積算業務は、現地調査、積算資料の作成及び設計図書の作成等を行っている。

また、施工管理業務は、工事の出来形、品質、工程管理及び各種検査の立会等を行っている。

平成20年度及び平成21年度の実施状況は、以下のとおりであった。

(単位：千円)

	委託者		平成20年度		平成21年度	
			件数	受託額	件数	受託額
積算業務	香川県	土木部	67	87,409	78	104,801
		その他部局	3	4,051	1	1,296
		小計	70	91,460	79	106,097
	市町	1	1,508	1	1,321	
	計	71	92,968	80	107,418	
施工管理業務	香川県	土木部	9	20,232	9	21,029
		その他部局	0	0	0	0
		小計	9	20,232	9	21,029
	市町	4	7,509	3	4,953	
	計	13	27,741	12	25,982	
合計			84	120,709	92	133,400
消費税抜き受託料				114,961		127,048

②普及啓発事業

一般競争入札に係る工事設計図書の交付(販売)及び一般図書の販売業務を行っている。

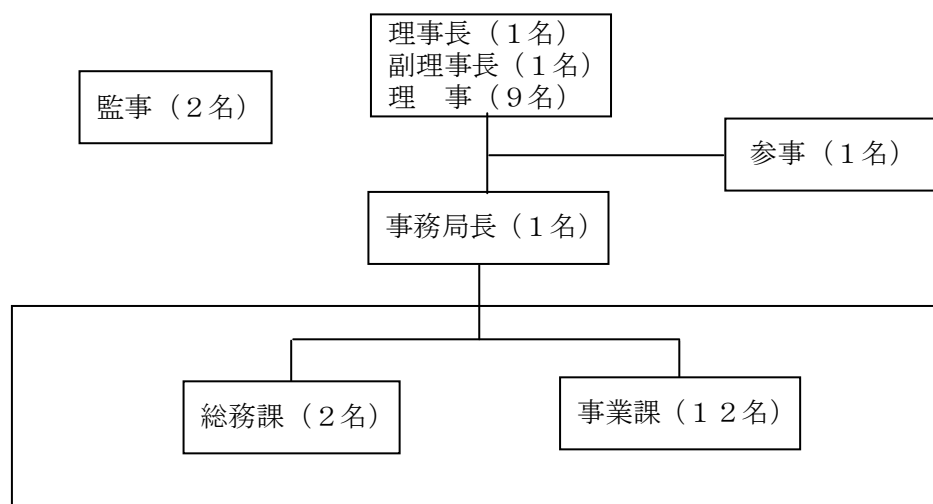
平成20年度及び平成21年度の実施状況は、以下のとおりであった。

(単位：千円)

区分	業務内容	平成20年度		平成21年度	
		数量	金額	数量	金額
一般競争入札資料	一般競争入札に係る工事設計図書の交付(販売)	109件	4,710	170件	4,549
一般図書	各種基準書等の販売	89冊	157	8冊	13
合計			4,867		4,562
消費税抜き販売収入			4,635		4,345

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成21年4月1日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部プロパー	
理事長	1			12,183
理事(常勤)				
理事(非常勤)	2		8	
監事	1		1	79,334
事務局長		1		
職員(正規)	7	5		
臨時職員			3	

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表

(単位: 千円)

科 目	合 計	公益事業	収益事業
資産の部			
1) 流動資産			
現金預金	71,732	18,147	53,585
未収金	26,334	246	26,088
流動資産合計	98,066	18,393	79,673
2) 固定資産			
1. 基本財産			
基本財産積立資産	32,000	32,000	
基本財産合計	32,000	32,000	
2. 特定資産			
減価償却引当資産	17,447	353	17,094
公益事業積立資産	40,000	40,000	
財政調整積立資産	43,000	43,000	
特定資産合計	100,447	83,353	17,094
3. その他の固定資産			
その他の固定資産合計	1,290	25	1,265
固定資産合計	133,737	115,378	18,359
資産合計	231,803	133,771	98,032

負債の部			
1) 流動負債			
未払金	13,254	94	13,160
預り金	533	62	471
流動負債合計	13,787	156	13,631
負債合計	13,787	156	13,631
正味財産の部			
1) 指定正味財産			
2) 一般正味財産	218,016	133,615	84,401
正味財産合計	218,016	133,615	84,401
負債及び正味財産合計	231,803	133,771	98,032

2. 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科 目	合 計	公益事業	収益事業
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	369	369	0
②特定資産運用益	408	361	47
③事業収益	4,346	0	4,346
④受託収益	127,048	0	127,048
⑤他会計からの繰入額	15,000	15,000	0
経常収益計	147,171	15,730	131,441
(2) 経常費用			
①事業費	85,966	13,468	72,498
②管理費	29,637	0	29,637
③他会計への繰出額	15,000	0	15,000
④法人税等充当金	8,281	0	8,281
経常費用計	138,884	13,468	125,416
当期経常増減額	8,287	2,262	6,025
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外費用			
経常外費用計	278	0	278
当期経常外増減額	△278	0	△278
当期一般正味財産増減額	8,009	2,262	5,747
一般正味財産期首残高	210,007	131,353	78,654
一般正味財産期末残高	218,016	133,615	84,401
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	218,016	133,615	84,401

・収益事業の利益から1,500万円を公益事業へ振り替えて、公益事業の財源としている。

5) 採算性、収支状況

平成21年度は公益事業への繰出金及び法人税等を負担しながらも黒字である。しかしながら、大半が県からの受託料収入から得た利益であり、県派遣職員の見直しに伴う負担

増も予想されることもあり、今後の運営について検討する必要がある。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 人的構成（県関係者）

平成21年度は、県職員が、理事3名（うち2名は非常勤）、監事（非常勤）1名、職員（正規）7名であり、県退職者は、職員6名であった。

2. 県派遣職員のあり方

委託先団体への派遣職員の給与の支給方法については、補助金交付団体への派遣職員の給与の支給方法に係る平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように改善しておく必要がある。（意見）

3. 役員報酬及び退職金

寄附行為第20条で「常勤の役員の報酬は理事会の議決を経て、理事長が定める」と規定され、役員報酬規程が定められているため、現状では特に問題はない。

なお、新制度における法人では理事会等にて金額決議を要することなどを勘案すると、常勤役員への報酬決定の透明性を高めるため、支給額についても理事会等による議決が望ましい。

2) 財政的側面

1. 基本財産

当該財団の「寄附行為」第8条（資産の管理）第2項に「基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。」と規定されている。

当該財団は、基本財産に限らず、特定資産をも含めて銀行預金（普通預金、定期預金）並びに国債で保有しており、この点では問題はない。

2. 特定資産

①「減価償却引当資産」として17,447千円が計上されているが、減価償却資産の減価償却累計額は、公益事業分と収益事業分を合わせて12,596千円であり、現状の償却資産の買換用としては、引当超過となっている。合理的な引当基準が必要であると考えられる。（指摘）

②「公益事業積立資産」として40,000千円が計上されている。これは、財団法人香川県土木試験検査所を統合した時の資金を基礎として積み立てられた資産である。その運用益は、公益事業に使用されている。

しかし、この積立金自体の使用目的が明確にされていないため、資金運用だけでなく、より有効な活用（使途）について検討してはどうかと思われる。（意見）

③「財政調整積立資産」として43,000千円が計上されている。これは、過去の剰余金

の積立金である。その運用益は公益事業に使用されている。

しかし、この積立金自体の使用目的が明確にされていないため、資金運用だけでなく、より有効な活用（使途）について検討してはどうかと思われる。（意見）

3. 自主財源の確保

公益事業の自主財源が足りない状況が続いているため、公益事業の継続のためには、研修費の参加団体若しくは参加者からの一部自己負担を検討すべきである。

また、積算、施工管理の受託業務については、積算業務の受注単価を見直すなど、市町が委託しやすくなるような改善が必要である。（意見）

3) 事業遂行的側面

1. 受注の県依存体質からの脱却

香川県からの受託収益（設計・積算業務、施工管理業務）が、121,072千円と多く、経常収益計に対する比率は92.1%と依存率が高くなっている。

香川県発注工事等の中で積算関係は、年約2,000件の内79件を当該財団が受注している。土木工事の積算は、簡単な内容の工事の積算から高度な工法を採用した工事や複雑な構造物を有した工事などの積算があり、こうした特殊な工事の積算には多くの労力や時間が必要となる。

さらに、県直営による積算では、事業を実施するにあたっての工事の監督や用地買収などの業務のほか、住民からの様々な要望への対応や苦情処理に並行して積算業務を行わなければならないため、業務効率が悪いとのことである。

県は、こうした特殊な工事の積算への対応や土木部等の業務の平準化、さらに削減された人員を補完する意味からも、当該財団に発注している。

一方、自治体別にみると、実体的に県からの受注比率が高く、当該財団の運営は、県からの受注なくしては立ち行かない状況になっていると言わざるを得ない。

当該財団では、市町へのPR、市町への受注活動を行っているとのことであるが、県以外の公共団体からの受注の比率を高めていくため、更なるPR等の営業努力を行っていく必要があるのではないかと考えられる。（意見）

2. 香川県建設技術センターの有用性

当該財団の有用性について、「収益事業」と「公益事業」の両面から検討する。

(1) 収益事業としての公共工事の積算、施工管理業務については、有用と考えられる点は、①公平性、中立性を確保できる②積算の守秘性を保てる③集中化により専門性への対応が可能である④県の業務集中時の対応ができる⑤市町への指導アドバイスができる、の5点を挙げることができる。

一方、有用となっていない点は、①市町からの委託が少ない②競争原理が働かない③当財団内で、繁忙期とそれ以外の時期が生じ、結果として業務量が年間を通じて安定しない点を挙げることができる。

(2) 公益事業としての県・市町建設技術職員研修、派遣研修業務については、当該財団は機能しているものと考えられる。

一方、有用となっていない点は、①事業の対象者が県・市町の職員に限定されている
②公益事業の自主財源が足りないため、収益事業から繰入（平成21年度は、1,500万円を繰入）しているが、収益事業会計面では、課税所得が生じ法人税等の納税資金が結果として流出している点を挙げることができる。

3. 価格競争力の向上

収益事業としての公共工事の積算、施工管理業務においては、より一層コスト削減を図り、業務委託契約について競争原理の働く環境整備に努める必要がある。（意見）

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

1. 特定資産

「減価償却引当資産」として17,447千円が計上されているが、減価償却資産の減価償却累計額は、公益事業分と収益事業分を合わせて12,596千円であり、現状の償却資産の買換用としては、引当超過となっている。合理的な引当基準が必要であると考えられる。

2) 意見

1. 派遣職員のあり方

委託先団体への派遣職員の給与の支給方法については、補助金交付団体への派遣職員の給与の支給方法に係る平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように改善しておく必要がある。

2. 受注の県依存体質からの脱却

実態的に見ると県からの受注比率が高く、当該財団の運営は、県からの受注なくしては立ち行かない状況になっていると言わざるを得ない。

当該財団では、市町へのPR、市町への受注活動を行っているとのことであるが、県以外の公共団体からの受注の比率を高めていくため、更なるPR等の営業努力を行っていく必要があるのではないかと考えられる。

3. 価格競争力の向上

収益事業としての公共工事の積算、施工管理業務においては、より一層コスト削減を図り、業務委託契約について競争原理の働く環境整備に努める必要がある。

4. 資産運用

「公益事業積立資産」及び「財政調整積立資産」については積立金自体の使用目的が明確にされていないため、資金運用だけでなく、より有効な活用（使途）について検討してはどうかと思われる。

5. 自主財源の確保

公益事業の自主財源が足りない状況が続いているため、公益事業の継続のためには、研修費の参加団体若しくは参加者からの一部自己負担を検討すべきである。

6. 高松空港ビル（株）

（1）概要

1) 設立目的

1. 目的

定款に記載されている事業の目的は以下である。

- ①貸室業並びに空港ビルに付帯する施設、設備、器具の賃貸業
- ②航空事業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務の提供
- ③飲食物、土産品及び新聞、書籍、文房具、身の回り品等の旅行用品の販売
- ④郵便切手、収入印紙、煙草、酒類、医薬品及び燃料の販売
- ⑤食堂、喫茶店及び空港見学者用施設の経営
- ⑥物産の展示並びに観光案内及び旅行に関する事業
- ⑦広告、宣伝及び広告代理業
- ⑧駐車場及び貸自動車に関する事業
- ⑨損害保険代理業
- ⑩航空思想の普及に関する事業
- ⑪前各号に関連する一切の事業

2. 資本金

15億円（香川県出資額466,666千円、出資割合31.1%）、発行済み株式数3万株、株主数64名

3. 沿革

昭和62年8月1日 「公共施設としての機能」「地域社会との共存共栄」「企業としての健全経営」の3点を基本理念として地方公共団体、地元経済界、航空会社により第三セクター方式により設立

昭和63年	国内線旅客ターミナルの建設着手
平成元年10月	竣工
平成元年12月	高松空港 開港
平成3年10月	国際線ターミナル増築工事着工
平成4年4月	供用開始。あわせて6億円の増資
平成19年7月	国際線保安検査場 新設

2) 事業内容

1. 事業概況

高松空港ビル株式会社（以下、「当社」という。）は国所有の土地の上に旅客ターミナルビル、貨物ビル、その他附属棟（以下、「空港ビル」という。）を建築し、空港ビルの諸設

備を賃貸する業を主とした事業を行っている。賃貸先は国（税関事務所、等）、県（空港内派出所、等）、航空会社（出発カウンター、等）、物品販売店（土産物店、等）、飲食店（レストラン、等）などである。また、当社が所有する施設の利用提供（待合室の利用、等）、広告の掲出場所の提供、直営売店の経営（免税店、等）、その他付随する役務提供の業務を行っている。

2. 空港ビルの概要

	国内線ビル	国際線ビル	貨物ビル
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 3 階建	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 3 階建	鉄骨造平屋建、一部 2 階建
延面積	10,334.79 m ²	3,828.63 m ²	1,860.75 m ²
主要用途	チケットロビー、出発ロビー、機械室 等	チケットロビー、税関事務室、セキュリティエリア 等	
特殊設備	ボーディングブリッジ 3 基、運航情報表示装置 2 基、エレベーター 2 基 等	ボーディングブリッジ 1 基、手荷物用ベルトコンベア 出発用・到着用各 1 基 等	
入居テナント	全日本空輸(株)、(株)日本航空インターナショナル、高松南警察署高松空港警備派出所 等	アジアナ航空(株)、高松入国管理局、神戸税関坂出税関支署高松出張所 等	全日本空輸(株)、(株)日本航空インターナショナル 等

その他に、旅客付属棟として、鉄骨 2 階建て 896.41 m²のビルがあり、テナントなどの倉庫、社員食堂、等に利用されている。

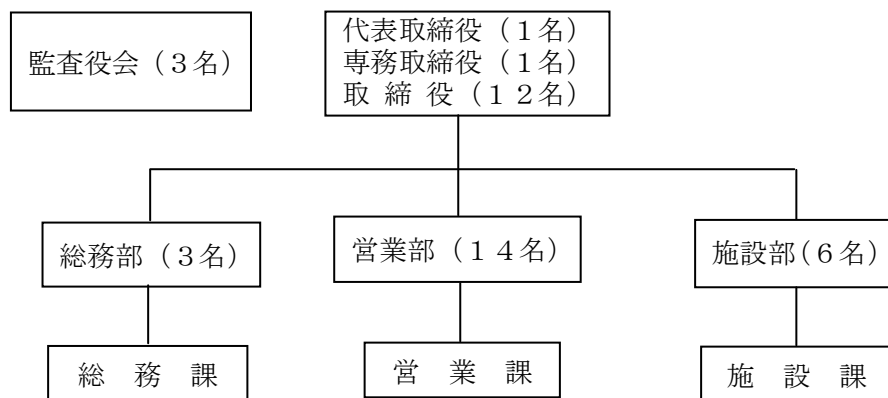
3. 路線別輸送実績の推移

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
東京	1,284,927	1,343,101	1,330,620	1,294,644	1,211,944
札幌	26,545	27,844	27,506		
沖縄	89,005	96,743	96,508	115,570	109,630
仙台	7,584				
鹿児島	15,047	15,478	14,750	14,127	12,759
国内チャーター	2,674	300	533	138	459
国内計	1,425,782	1,483,466	1,469,917	1,424,479	1,334,792
ソウル	32,347	31,594	30,264	31,426	32,698
国際チャーター	11,449	9,364	6,706	5,480	5,616
国際計	43,796	40,958	36,970	36,906	38,314
合計	1,469,578	1,524,424	1,506,887	1,461,385	1,373,106

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日現在)



2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度)

区 分	配置人員 (人)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
代表取締役			1	30,480
取締役 (常勤)		1	2	
取締役 (非常勤)	1		9	
常勤監査役			1	
監査役 (非常勤)			2	
職員 (正規)		3	15	126,602
嘱託職員			5	
臨時職員				
その他				

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 要約貸借対照表

(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預金	208,027	買掛金	2,147
未収入金	20,003	短期借入金	782,200
商品・貯蔵品	9,748	未払費用	28,314
その他	6,512	前受家賃	36,341
流動資産 合計	244,290	その他流動負債	61,347
建物	2,203,683	流動負債 合計	910,349

建物付属設備	165,181	長期借入金	60,000
構築物	198,222	退職給付引当金	62,636
その他有形固定資産	86,213	預り敷金	61,672
無形固定資産	4,030	固定負債 合計	184,308
投資その他の資産	37,111	負債 合計	1,094,657
固定資産 合計	2,694,440	資本金	1,500,000
		利益剰余金	344,072
資産合計	2,938,730	負債・正味財産合計	2,938,730

2. 要約損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
売上原価	41,109	家賃収入	511,969
販売費・一般管理費	544,584	商品売上高	53,272
支払利息	2,292	施設利用収入	34,651
固定資産売却・除却損	5,740	広告収入	69,629
費用合計	593,725	受取手数料	10,172
税引前当期利益	86,554	営業外収入	586
法人税・法人税調整額等	35,293	収益合計	680,279
当期純利益	51,261		

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

1. 財政力、債務残高

財政状態は健全とはいえない。自己資本比率は59.7%と高い数値である。しかし、流動比率は20%と支払能力は大変劣っている。固定長期適合率は140%であり、借入金と固定資産とのバランスがとれていない。つまりは自己資本と借入金で不動産を購入し、その賃貸料収入で借入金を返済しているために現金預金が手元に残っていないという構図である。

短期借入金は民間金融機関からの融資である。ただし期末時に一時的に借りているもので、翌期首には返済し、同額を香川県から借入している。実質的には県からの長期借入金といえる。また、この借入金については無利子である。

退職給付引当金が計上されているが、期末在職者の期末時点での自己都合による退職金額100%を引き当てている。ただし、外部で積み立てている資金はなく、全額自己資金にて支払いをする必要がある。

2. 採算性、収支状況

採算性は売上高6億8,000万円に対し、経常利益が9,230万円、経常利益率13%という、一般事業会社としては優良な状況である。過去5年間の推移をみても、平成18年度からは15%程度の経常利益率を確保しており、ここ数年の採算性は高いといえる。

県からの無利子借入金の実質的財政援助であり、当該借入金について平均的長期金利(約1.5%程度)を負担しても黒字水準は維持できる。

ただし、開業時の建物等の建築費用が約40億円、その他設備の購入などで合計、約60億円を投資している。一方当初の資本金は9億円であり、投資額との差額は借入金でまかなっている。そのため高い利益率が確保されているにもかかわらず、利子支払いに利益があてられ、平成4年度までは赤字。繰越欠損金が解消されたのは平成9年度であった。平成8年度以降、毎年税引き後利益は2,000万円以上を計上し、現状の利益剰余金は3億4,000万円、手元資金は2億円という状態になっている。

今後は施設の維持改修費がかさむため、中長期的な採算性については、予断を許さない状況である。

当社は会計監査人を選任しており、期末に会計監査を受けているため会計処理自体には問題ないと考え、今回の包括外部監査では取引の詳細についての監査は行っていない。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 取締役会

会社法では取締役会は最低、3か月に1回開催することを会社法は求めている(会社法363条、372条)平成21年度では5月26日、6月29日、12月8日、3月30日の4回開催されているが、3か月に1回ではないため改善すべき事項である。(指摘)

2. 監査役

会社法上、監査役会設置会社では監査役を3名以上、選任することを求めている。当社は3名いるが、うち1名は4回の取締役会のうち1回しか出席していない。理由は期中に東京へ転勤になったためとのことである。会社法に規定する3名要件は充足しているが、年に1回しか取締役会に出席しないようでは、監査役の責務を果たしているとは思えない。監査役の責務を全うできない事由が生じた場合には、適法な手続きにより、新たな監査役を緊急に選任すべきであった。

また、過去2年間の、期中監査報告書を閲覧した。内容は当社の財務分析及び他県の空港ビルとの財務内容の比較であった。監査役の責務は会計監査にとどまらず、業務監査に及ぶものであるため、適法性監査にも意を用いるべきである(例えば、上述の取締役会の開催は、3か月に1回が義務付けられているので、監査役はこのことを取締役会に指摘すべきであった)。

さらに、当社は株式譲渡制限のある非公開会社の大会社に該当する。このような会社では監査役会の設置は義務付けられておらず、社外監査役や常勤監査役は置かなくても差し支えない。会社法では、株式会社の機関設計においては自由度が認められ、会社の種類により設置が強制される機関が定められているが、その他は定款で定めることが可能であることから、監査役の員数や監査役会のあり方について検討してはいかがであろうか。（意見）

3. 給料

給料は、本人の学歴、経験、能力、技能および年齢等を勘案して社長が決定する、と規定されている。非常勤取締役及び非常勤監査役は、役員報酬を受け取っていない。

当該取締役の報酬は他の外郭団体の理事等と比較してやや高いと言えるが、当社は民間企業であり、取締役は相当の責務もあることを考えると過度の報酬とは言えないであろう。

なお、正規職員は平均的な金額である。

2) 財政的側面

1. 退職金原資

現在、退職給付引当金が 6,200 万円ほど計上されているが、この引当金の原資は内部にも外部にも確保されていない。大規模修繕に要する費用と同様、退職金原資の確保も急務であろう。

2. 県からの無利子借入金

当社は典型的な借入金による設備投資型企業といえる。借入金の返済が終わるまでは資金的に苦しい状況が続くであろう。県からの無利子による借入金がなかったら、さらに資金的に苦しくなる。単純に計算すると、現在の借入金残高 762,200 千円 × 2% = 15,244 千円。約 1,500 万円の利子補てんを県から受けていることになる。なお、香川県からの借入金状況は以下のとおりである。

(単位:千円)

借入資金	工事名 工事期間	当初借入金	償還条件	平成 22 年 3 月 31 日残高
国際線ターミナルビル建設資金	旅客ターミナルビル増築 平成 3 年 10 月から平成 4 年 4 月	730,000 (この他に増資 6 億円及び自己資金 1 億円)	5 年据置通算 25 年、単年度貸付、無利子、逦減方式	370,000
	5 番スポット固定橋・PBB 増設 平成 4 年 10 月から平成 5 年 4 月	100,000 (この他に自己資金 4,300 万円)	5 年据置通算 25 年、単年度貸付、無利子、逦減方式	55,000

	6 番スポットコンコース、 固定橋、PBB 増設 平成 7 年 9 月から平成 8 年 6 月	397,000	5 年据置通算 25 年、単年度 貸付、無利子、 逓減方式	277,000
	3 番スポット PBB ダブル化 平成 8 年 6 月から平成 8 年 9 月	86,000	5 年据置通算 25 年、単年度 貸付、無利子、 逓減方式	60,200
合 計				762,200

この香川県からの借入金は、単年度借入金のため、年度末の 3 月 31 日に民間金融機関から同額を借入し県に返済するため、県からの期末借入金はゼロとなる。

一般的に言えば、営利企業としての株式会社への貸付金は無利子貸し付けではなく有利子とし、政策的に補助するのであれば利子補給等の補助金としての対応も考えられる。空港ビルに対しては、国際線ターミナルビル建設以降の大型設備投資に対して政策的融資としての無利子単年度融資を行い、実質的に長期的な政策支援を行っている。

なお、これまでの借入金は当初の償還予定にしたがって返済されてきている。

次に県側での問題であるが、平成 21 年 6 月 23 日総務省自治財政局長通知「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」において、「第三セクター等に対する短期貸付を反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保等という観点からは、本来長期貸付又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破綻した場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、早期に見直すべきである。」と示されている。

当社への貸付金は、設備資金としての貸付であり、当初の償還予定に従って返済され、平成 31 年度に完済予定である。運転資金の借換えや赤字に伴う増額借換えのような支援ではないため、当社の経営破たんによる県の財政収支に与える影響の懸念は年々薄らいできていけると言えるが、当該貸付金の貸付及び回収管理については、今後とも注意深く実施する必要がある。(意見)

3. 徹底的な費用の見直し

無利子という、実質的に県民の税金が投入されているだけに、徹底的なコスト削減が求められる。コスト意識が低いと言える面もみられるため、物品等の購入に際しても厳しさをもち、無駄なコストの削減を徹底してもらいたい。(意見)

4. 大規模修繕

空港ビルは築 20 年であり、電気設備等の付属設備の取り換えが必要な時期になってき

ている。修繕計画では向こう5年間に約7億円の資金が必要となっている。借入金返済とともに、修繕関係の費用の資金確保をどうするかが大きな課題となっている。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

1. 取締役会

会社法では取締役会は最低、3か月に1回開催することを義務付けられている。当社は3か月に1回の開催を行っていないため改善すべき事項である。

2) 意見

1. 単年度貸付金

県は当社に対する単年度貸付金の貸付及び回収について、今後とも注意深く実施する必要がある。

2. 監査役

会社法では、株式会社の機関設計においては自由度が認められ、会社の種類により設置が強制される機関が定められているが、その他は定款で定めることが可能である。監査役員の員数や監査役会のあり方について検討してはいかがであろうか。

3. 徹底的な費用の見直し

現在、借入金は無利子という、実質的に県民の税金が投入されているだけに、徹底的なコスト削減が求められる。物品購入に際しても厳しさをもち、無駄なコストの削減を徹底してもらいたい。

4. 中長期的必要資金対策の必要性

①大規模修繕

空港ビルは築20年であり、電気設備等の付属設備の取り換えが必要な時期になってきており、今後(相当の)修繕資金が必要となってくることから、修繕に係る資金確保が課題である。

②退職金原資

現在、退職給付引当金の原資が確保されていないことから、今後、計画的にその確保に努めるべきである。

7. 瀬戸大橋高速鉄道保有（株）

（1）概要

1) 設立目的

1. 目的

宇野線・本四備讃線（岡山～児島間）鉄道施設の改良工事及びその施設の貸付を主たる目的とする。

2. 株主の状況

株主名	持株数	議決権比率
西日本旅客鉄道(株)	1 0 0 0 株	5 0 %
香川県	6 4 0 株	3 2 %
愛媛県	3 6 0 株	1 8 %

3. 沿革

平成15年11月27日 西日本旅客鉄道（株）及び関連する県（香川県、愛媛県）を出資者とした第三セクターとして設立

2) 事業内容

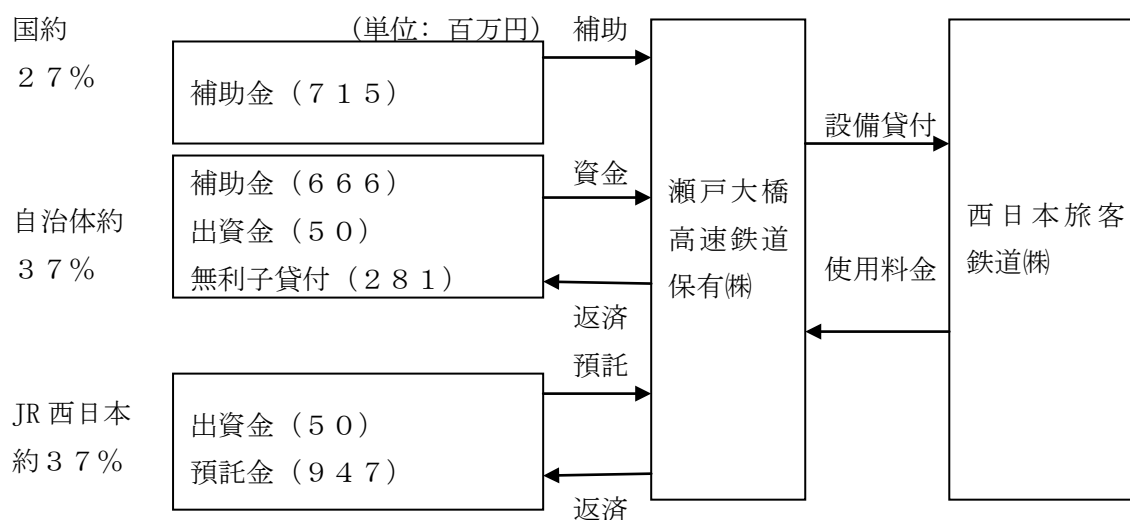
1. 事業の経緯と概要

宇野線・本四備讃線（岡山～児島間）輸送改善の宇野線早島駅付近一部複線化事業は平成15年度「幹線鉄道等活性化事業補助」の「宇野線・本四備讃線の高速化事業」として採択され、平成15年度から平成20年度末供用開始予定で事業を実施した。

総事業費30億円のうち、用地費等を除く約26.8億円を国の補助対象とし、その約27%を国が補助し、残余を地方自治体（四国4県と岡山県）と西日本旅客鉄道(株)が約37%づつ負担する事業フレームで事業開始された。

事業は香川県、愛媛県及び西日本旅客鉄道(株)の出資による第3セクター（瀬戸大橋高速鉄道保有(株)）が事業主体となって実施し、供用開始後は引き続き線路設備を西日本旅客鉄道(株)に貸付を行い、列車の運行、保守・維持管理は西日本旅客鉄道(株)が行っている。

2. 事業フレーム



3. 直近3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

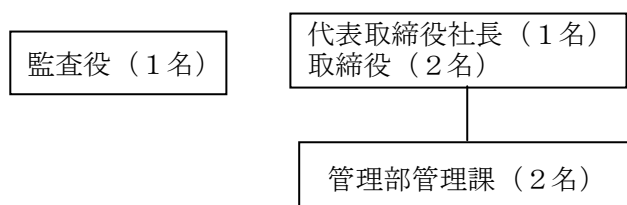
区分	第4期	第5期	第6期	第7期 (平成21年度)
売上高			28,569	158,000
経常利益	△22,090	△22,437	△40,569	△29,634
当期純利益	△22,273	△22,620	△40,752	△29,825
総資産	648,131	1,550,697	2,198,901	1,817,386
純資産	25,676	3,056	△37,695	△67,521

4. 主な借入先

借入先	借入金残高(千円)	備考
西日本旅客鉄道(株)	1,394,985	開業後5年後より35年均等償還、無利子
香川県	109,679	償還期限40年後、期限内一括返済、無利子
岡山県	78,744	同上
愛媛県	61,870	同上
高知県	19,685	同上
徳島県	11,249	同上
三井住友銀行	200,000	

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成21年4月1日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
代表取締役			1	0
取締役（常勤）				
取締役（非常勤）	1		1	
監査役（監査役）			1	
事務局長				0
職員（正規）			2	
嘱託職員				
臨時職員				
その他				

代表取締役及び監査役は西日本旅客鉄道㈱より、取締役は香川県及び愛媛県より、職員は西日本旅客鉄道㈱からの出向である。（出向負担金 10,168 千円）

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表概要

(単位：千円)

資産の部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産		1) 流動負債	128,694
現金預金	100,144	うち借入金	(120,000)
その他	324	2) 固定負債	
流動資産合計	100,469	長期借入金	1,756,213
2) 固定資産		固定負債合計	1,756,213
建物	3,107	負債合計	1,884,907
構築物	1,713,809	資本金	100,000
固定資産合計	1,716,917	利益剰余金	△167,521
		純資産合計	△67,521
資産合計	1,817,386	負債純資産合計	1,817,386

2. 損益計算書概要

(単位：千円)

科 目	金 額
鉄道施設貸付料	158,000
販売費及び一般管理費	183,141
営業損失	25,141
営業外収益	529
営業外費用	5,022
経常損失	29,634
法人税等	190
当期純損失	29,825

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

現状では、経常損益はマイナスであり、債務超過の状態である。さらに香川県を含む地方公共団体からの借入金は無利子借入れである。長期的に西日本旅客鉄道(株)からの施設使用料と最終的な施設買い取りにて清算される事業スキームであり、西日本旅客鉄道(株)の存続に負うところ大である。

(2) 監査の結果

1) 財政的側面

1. 債務超過

平成21年度末は債務超過となっているが、本事業は40年間で西日本旅客鉄道㈱からの鉄道施設貸付料をもって投資額を回収し借入金及び出資金を完済できるようにスキームが設計されている。したがって、西日本旅客鉄道㈱からの鉄道施設貸付料が途絶えない限り、最終的には香川県の貸付金は回収され、40年後に西日本旅客鉄道㈱へ施設売却後解散することにより出資金相当額は分配される予定である。

西日本旅客鉄道㈱の事業継続性によるが、現在の債務超過については今後解消されていく計画である。

2. 香川県の貸付条件

償還期限40年後、期限内一括返済、無利子である。他県（岡山、徳島、愛媛、高知）も同様である。本事業から県民の受けるメリット（時間短縮等の利便性の向上）を考えるとやむを得ないかもしれないが、40年という超長期的に資金が固定化することになることからすると、利息を徴収し、一方、利子補給として補助金を出すという措置をとっても良かったのではないかと考える。西日本旅客鉄道㈱は財政状態及び経営成績の安定している企業ではあるが、40年という長期的期間を考えると、最終的に資金回収するために県としては債権管理を怠りなく実施する必要がある。（意見）

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 貸付金の債権管理

償還期限40年後、期限内一括返済、無利子である。他県（岡山、徳島、愛媛、高知）も同様である。本事業から県民の受けるメリット（時間短縮等の利便性の向上）を考えるとやむを得ないかもしれないが、40年という超長期的に資金が固定化することになることからすると、債権管理を怠りなく実施する必要がある。

8. (社) 香川県青果物生産出荷安定基金協会

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

青果物の安定的な生産出荷の促進、経営安定対策、需要拡大対策等の事業を実施することにより、香川県の野菜、果樹産地の振興と農家経営の安定に資することを目的とする。

2. 基本財産等

(単位：千円)

出資者	基本財産		地域野菜振興基金	合計	出資比率 (%)
	出資金	運営基金			
香川県	25,000	0	160,989	185,989	35.1
香川県農業協同組合	22,370	50,249	44,626	117,245	22.1
(財)中央果実生産出荷安定基金協会	50,000	0	0	50,000	9.4
当基金協会	0	0	135,890	135,890	25.7
その他	2,630	2,400	35,495	40,525	7.7
合計	100,000	52,649	377,000	529,649	100.0

「地域野菜振興基金」とは、定款第38条に規定する基金であり、その第1項には、「地域野菜振興基金は、地域野菜振興基金とすることを指定して寄付され又は交付された財産をもって構成する。」とされているものである。また、その運用益の用途については、同条第2項に「地域野菜振興基金の運用により生じた利益を特別積立金とし、地域野菜価格安定事業に係る交付準備金に充てるために繰り入れるほか、本会の管理運営に要する経費及び第46条の規定に基づく借入金の利息の支払に充てることができるものとする。」とされている。

3. 沿革

昭和40年 香川県青果物価格安定共済資金協会設立

昭和42年 社団法人香川県野菜価格安定共済資金協会（以下、「野菜協会」という。）となる。

昭和48年 社団法人香川県加工原料用果実価格安定基金協会設立。

昭和50年 香川県果実生産出荷安定基金協会に名称変更（以下、「果実協会」という。）。

平成16年 野菜協会を廃止し、事業と資産を果実協会に引き継ぐ形で統合。

名称を社団法人香川県青果物生産出荷安定基金協会（以下、「当基金協会」という。）に変更。

2) 事業内容

当基金協会は、次の事業を行っている。

- (1) 青果物の計画生産出荷及び生産者の経営安定を図るための事業資金の造成及び管理に関する業務
- (2) 青果物の価格が大きく低落した場合に、農家経営への影響を緩和し、生産者の経営安定を図るための、価格差補給事業、助成金交付事業及び補填金交付事業
- (3) 特定果実（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に既定する特定果実をいう）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業

具体的には、大きく分けて、「野菜価格安定事業」及び「果実（果樹）対策事業」を行っている。

1. 野菜価格安定事業

野菜価格安定事業は、「野菜生産出荷安定法」（昭和41年法律第103号）に基づくものであり、主要な野菜について一定の指定された生産地の計画的な生産・出荷を推進し、出荷した野菜の平均市場価格が保証基準額を下回った場合に、価格差補給金を交付するという事業である。これが、野菜の生産・出荷の安定につながり、野菜農家の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するものとされている。

この野菜価格安定事業は、次の3事業で構成されている。

- ① 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
国と県及び生産者の負担で制度化された事業で、当基金協会が直接価格安定事業の業務を担当（農協を通じて野菜農家よりの負担金の徴収・精算、補給金の交付等）している。
- ② 地域野菜価格安定対策事業
県と当基金協会及び生産者の負担で制度化された事業で、当基金協会が直接価格安定事業の業務を担当（農協を通じて野菜農家よりの負担金の徴収・精算、補給金の交付等）している。
- ③ 指定野菜価格安定対策事業
独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という）が事業を直接管理運営し、香川県農業協同組合との間で事務処理がなされるが、香川県の負担分（県補助金）は年度末にまとめて当基金協会を通じて機構へ納付されている。

以上の事業を実施するため、県内の関係者（県と農協と基金協会）が毎年9月から10月に7地区の営農センター等を巡回し、次年度の作付計画、市場出荷見込数量等をヒヤリングし次年度の交付予約数量をとりまとめ、県予算編成の基礎とされている。年明けには、中四国農政局を窓口次年度の交付予約数量のヒヤ

リングが行われ交付予約数量が決定される。次に、各野菜の出荷の開始前に、交付予約数量に資金造成単価と負担割合を乗じて補給準備金を造成する。【①生産者等からは、品目別、対象市場群別に負担金を徴収、②県から、3月に当基金協会に補給準備金の県負担分を補助金として交付され、③機構から、それぞれの野菜の出荷期間の終了後、交付すべき価格差補給交付金の国庫負担分が補助金として当基金協会に交付される。】

また、それぞれの野菜の対象出荷期間が終了する毎に、市場統計から旬別の平均市場価格が保証基準額を下回った場合に、支給すべき補給金額を算定して、補給交付金を各地区営農センター等を通じて野菜農家に交付している。

平成21年度の補給金の交付実績は、次のとおりであった。

(単位：千円)

区 分	金 額
特定野菜補給金	58,917
地域野菜補給金	7,632

2. 果実（果樹）対策事業

果実（果樹）対策事業は、「果樹農業振興特別法」（昭和36年法律第15号）を基に、国の定める果実等生産出荷安定対策実施要項、（財）中央果実生産出荷安定基金協会の業務方法書等に沿って実施している事業である。

① 果実需給安定対策事業に係る緊急需給調整特別対策事業

うんしゅうみかんの需給の安定を図るため、生産者団体主導による自主的な計画生産・出荷を推進している。この取組の上で、うんしゅうみかんが10月から12月にかけて、市場に集中出荷され、市場取引価格が著しく低落する恐れがある場合に発動される緊急需給調整特別対策事業に沿って、生食用の果実を加工原料に仕向けた場合に、選果経費、輸送経費等の経費に対して助成するため、必要な交付準備金を造成している。

平成21年度分の助成金は、うんしゅうみかんの販売等が年度内に完了していないため、次年度となっている。なお、平成20年度事業の補助金は、中央果実基金から973千円の助成を受け1,945千円を交付している。

② 果樹経営支援対策事業

果樹産地構造改革計画に即して、担い手が行う優良品種・品目への改植や灌水施設の整備に要する経費に対して、中央果実基金からの補助金を交付する果樹経営支援対策事業に取り組んでいる。平成21年度事業は、改植等の確認完了が4月以降になったため、補助金の受入と交付は平成22年度となっている。

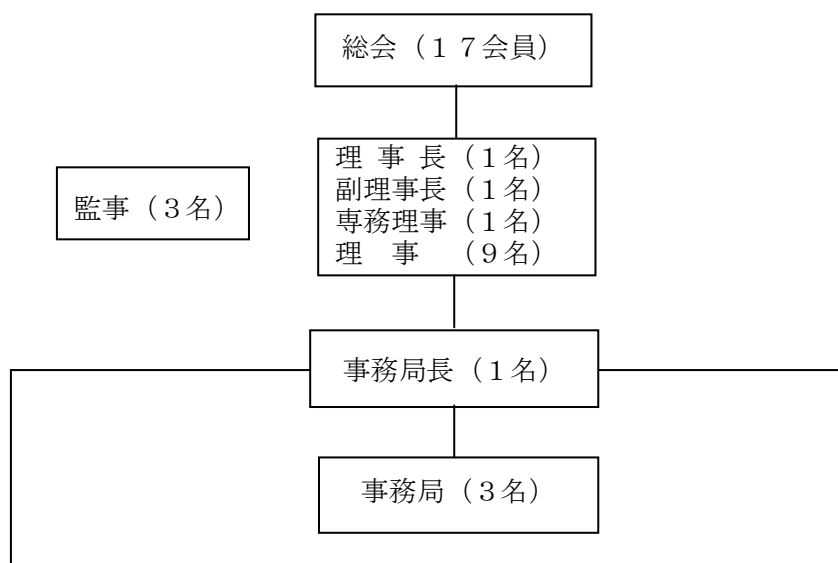
なお、平成20年度に実施した事業分に対しては、中央果実基金協会からの補助金15,878千円を交付している。

③ 果樹産業等構造回復緊急支援対策事業

平成21年度の経済活性化対策の緊急補正予算が成立し、平成21年度国産果実加工需給安定化緊急対策事業と平成21年度果樹産地高度化緊急支援対策事業に着手している。うんしゅうみかんの販売が年度内に完了しない等のため、助成金の支払いは次年度となっている。

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日現在)



2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度)

区 分	配置人員 (人)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部プロパー	
理事長			1	2,796
理事(常勤)		1		
理事(非常勤)	1		9	
監事			3	
事務局長			1	0
職員			3	

- ・常勤理事以外は、定款により無報酬となっている。
- ・職員は、香川県農業協同組合の職員であり、当基金協会の業務を委託する形となっている。

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額
資産の部	
1) 流動資産	
現金預金	41,409
未収金	4,564
流動資産合計	45,973
2) 固定資産	
1. 基本財産	
定期預金	2,649
投資有価証券	150,000
基本財産合計	152,649
2. 特定資産	
交付準備金引当資産 (特定野菜)	508,613
交付準備金引当資産 (地域野菜)	151,551
交付準備金等引当資産 (果実対策)	7,329
特別業務資金引当資産 (特定野菜)	1,044
特別業務資金引当資産 (地域野菜)	1,787
特別基金引当資産 (特別積立金) 野菜	45,431
特別基金引当資産 (特別基金) 果実	51,930
地域野菜振興基金引当資産	377,000
特定資産合計	1,144,685
3. その他固定資産	
投資有価証券	22,800
その他固定資産合計	22,800
固定資産合計	1,320,134
資 産 合 計	1,366,106

負債の部	
1) 固定負債	
交付準備金 (特定野菜)	508,613
交付準備金 (地域野菜)	151,551
交付準備金等 (果実対策)	7,329
特別業務資金預り金 (特定野菜)	1,044
特別業務資金預り金 (地域野菜)	1,787
特別基金 (特別積立金) 野菜	45,431
特別基金 (特別基金) 果実	51,930

固定負債合計	767,685
負債合計	767,685
正味財産の部	
1) 指定正味財産	
地方公共団体補助金	209,451
民間団体補助金	320,198
指定正味財産合計	529,649
(うち基本財産への充当額)	(152,649)
(うち特定財産への充当額)	(377,000)
2) 一般正味財産	68,772
正味財産合計額	598,421
負債及び正味財産合計	1,366,107

2. 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常増減の部	
(1) 経常収益	
1. 基本財産運用益	809
2. 特定資産運用益	3,967
3. 受取負担金	
特定野菜負担金	60,386
地域野菜負担金	9,681
果実対策負担金	3,655
4. 受取補助金等	
野菜生産出荷安定資金造成費補助金	77,261
果樹経営支援対策事業費補助金	15,878
特定野菜交付金補助金	33,719
地域野菜交付金補助金	8,116
果実対策交付金補助金	1,403
事業交付金収入	3,978
特別業務資金収入	5,122
営農振興奨励金	3,946
5. 雑収益	875
経常収益計	228,796
(2) 経常費用	
1. 事業費	

補給交付金	
特定野菜交付金	58,917
地域野菜交付金	7,632
果実対策交付金	1,945
負担精算金	
特定野菜精算金	19,349
地域野菜精算金	1,384
果実対策精算金	3,084
資金円滑化事業負担金	77,261
果樹経営支援対策事業費補助金	15,878
準備金繰入額	
特定野菜交付準備金繰入	15,867
地域野菜交付準備金繰入	8,786
果実対策交付準備金繰入	37
特定野菜特別業務資金繰入	1,015
地域野菜特別業務資金繰入	259
野菜特別積立金繰入	1,660
運営費	10,660
2. 管理費	3,298
経常費用計	227,034
当期経常増減額	1,763
当期一般正味財産増減額	1,763
一般正味財産期首残高	67,010
一般正味財産期末残高	68,773
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
(1) 受取補助金等	140,355
(2) 一般正味財産への振替額	△140,355
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	529,649
指定正味財産期末残高	529,649
Ⅲ 正味財産期末残高	598,422

5) 財政力、採算性

受取負担金と受取補助金で事業費を賄う仕組みであり、管理費は基本財産と特定資産の運用益で賄われる。なお、施設費等の大半は香川県農業協同組合の負担である。

運営主体が香川県農業協同組合であるので、県の外郭団体の範囲から除外しても良いと思われる。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 理事の人選および理事会の機能

理事会の出席状況は以下のとおりである。

	理事総数	出席者	委任状出席
第7回（平成21年6月24日）	12名	8名	4名
第6回（平成22年3月10日）	12名	9名	3名

2. 理事の報酬

当基金協会の理事には報酬を支払っていない。役員の報酬に関しては定款第20条1項において「役員は無報酬とする」と規定されており問題はない。また、同条2項において「常勤の理事には総会の議決を経て報酬を払うことができる」と規定されており、これも問題なしと考える。

また、理事への退職金についての規程はない。役職員の退職金の支払いを前提としていないため、退職金規定を制定していないが、今後、新制度における法人への移行へ向けて、定款等での記載を理事会等で検討する必要がある。（意見）

3. 監事の人選及び機能

平成21年度業務報告において監事の意見書として平成21年度の事業報告書等は適正である旨の理事会報告がなされており、この点において問題はない。

現在、監事は3名であり、農業関係団体の方のみである。外部の団体といえ農業関係団体の方だけで監事職を占めるのは、監査という職務あるいは内部統制という面から問題ではないのか。また、監事の役割については、定款第17条5項において「民法59条に規定する職務を行う」とある。その第1項に「法人の財産の状況を監査すること」とあり、いわゆる会計帳票等の監査を行うことを義務付けられている。

以上の点から鑑みて、監事のうち1人を外部の会計専門家を任命してはどうだろうか。（意見）

4. 給与等

職員の給料等については、当基金協会がその業務を香川県農業協同組合へ業務委託をした形（業務委託契約）となっており、業務委託費として香川県農業協同組合へ支払っている。

2) 財政的側面

1. 出資比率

香川県の出資額は、基本財産の出資金ベースで25,000千円であり、その比率は16.4%であるが、基本財産並びに地域野菜振興基金では185,989千円であり、その比率は、35.1%となり、出資者中では、最大の出資者となっている。

基金面では、農協関連団体が主体となっており、事業内容では野菜価格安定事業が主である。

2. 補助金

当基金協会はその業務の実施にあたり香川県から補助金を受けているが、その内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

補助金等の名称	金額
野菜価格安定対策事業補助金	17,556
緊急需給調整特別対策事業補助金	431
合計	17,987

なお、上記の他に野菜生産出荷安定資金造成費補助金(77,261千円)があるが、同補助金は(独)農畜産業振興機構への支払上、当基金協会を経由しているのみであり、実質、当基金協会への補助金ではないので除いて表記してある。

香川県からの補助金は、国等を併せた補助金額合計(63,094千円)に対する比率は、28.5%であり、経常収益計(151,535千円)に対する比率は、11.9%である。

3) 事業遂行的側面

収入は、基本財産運用益、特定資産運用益、生産者からの負担金、補助金である。

項目	金額(千円)	経常収益計比率
基本財産運用益	809	0.4%
特定資産運用益	3,967	1.7%
生産者からの負担金	73,722	32.2%
補助金等	140,355	61.3%

4) 資産運用等

資産の管理については、当基金協会の定款第43条は、次のように規定している。

1 本会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、次の規定によるほか、理事会の議決を経て別に定める。

2 資産は、次の各号に掲げる方法によって運用するものとする。

(1) 理事会の議決を経て定めた金融機関への預金

(2) 国債、地方債その他理事会の議決を経て定めた有価証券の取得」

当基金協会の資産である普通貯金及び定期貯金は、全て香川県農業協同組合本店への貯金であり、保有する有価証券は、全て国債で保有している。

預貯金について、その全額が香川県農業協同組合に預けられているが、当基金協会の事業の内容、性質等からすると致し方ないものと思われる。

5) 会計帳簿等

当基金協会の財務諸表について、決算確定後の会計帳簿（試算表・総勘定元帳等）との照合作業を行ったところ、試算表並びに総勘定元帳が完全に記帳されておらず、照合作業が出来なかった。財務諸表の作成は、表計算ソフトにより、収支計算を基に作成しているとのことであった。

当基金協会は民法の規定に基づき設立された公益法人である。その法人が財務諸表を作成するに当たって準拠すべき会計基準として「公益法人会計基準」があるが、その第1総則 2一般原則(2)に「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。」とある。この点については、現在、専門の会計ソフトを導入し、専門家（公認会計士）の指導を受けているとのことである（平成22年9月16日現在）。

なお、平成22年12月14日現在では、専門家（公認会計士）の指導により、公益法人会計基準に基づく会計ソフトが導入され、平成22年4月以降の会計処理に適用されている。

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 理事の退職金

理事への退職金についての規程はない。役職員の退職金の支払いを前提としていないため、退職金規定を制定していないが、今後、新公益法人への移行認定へ向けて、定款等での記載を理事会等で検討する必要がある。

2. 監事の人選

現在、監事は3名であり農業関係団体の方のみである。外部の団体といえ農業関係団体の方だけで監事職を占めるのは、監査という職務あるいは内部統制という面から問題だと思われる。監事のうち1名は第三者を、もう1名は県の方針でもあるが、外部の会計専門家にしてはどうだろうか。

9. (社福) かがわ総合リハビリテーション事業団

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

身体障害児・者の自立更生及び社会参加を促進するため、相談・判定から治療・リハビリテーションまでの一貫した総合的サービスを提供するとともに、障害者の文化・スポーツ活動等の普及・促進を図り、身体障害児・者の福祉の向上に貢献することを目的とする。

2. 基本財産等

出 資 者	出資金額 (千円)	出資比率 (%)
香川県	10,000	100.0

3. 沿革

昭和61年4月 設立

平成18年4月 当センターの管理運営が指定管理者制度の導入により指定管理者の下で行われることとなった。

初回の選定は非公募形式により、かがわ総合リハビリテーション事業団(以下、当事業団という)が指定を受け管理運営することとなった。

(18年度から24年度までの7年間)

2) 事業内容

① かがわ総合リハビリテーション病院

医療法第1条の5第1項に規定する病院として医療行為を行っている。

② かがわ総合リハビリテーションこども支援施設

上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を治療するとともに独立生活に必要な知識技能をあたえること。

③ かがわ総合リハビリテーション療養介護施設

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入院による医療に加え、常時介護が必要な利用者へ身体能力、日常生活能力の維持・向上を行うこと。

④ かがわ総合リハビリテーション成人支援施設

障害者自立支援法に基づき自立訓練、就労移行訓練、施設入所支援事業を提供し、身体、知的・精神障害者の地域移行や就職等の社会復帰を図ること。

⑤ かがわ総合リハビリテーション福祉センター

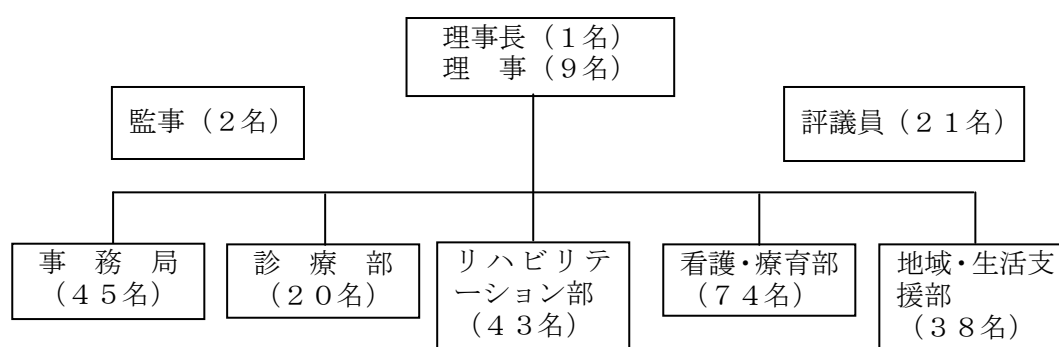
障害者福祉法に基づき、障害者に関する各種の相談に応じ、障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合

的に供与すること。

事業内容としては、上記のように多岐にわたるため会計単位も一般会計と特別会計に区分し、一般会計においては、事務局経理区分、成人支援施設経理区分、福祉センター経理区分、子ども支援施設経理区分、療養介護施設経理区分に分類されている。また特別会計として、病院会計、就労支援事業会計、自主事業会計が設けられている。

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日現在)



2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度末)

区 分	配置人員 (人)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長			1	51,220
理事 (常勤)			2	
理事 (非常勤)			7	
監事 (監査役)			2	
事務局長		1		
職員 (正規)	9		148	
嘱託職員		2	66	
臨時職員			17	
その他				

なお、22年3月に、香川県からの派遣はすべて引揚げている。

3) 施設概要

現在の主な施設としては次のとおりである。

かがわ総合リハビリテーション病院 回復期リハビリテーション病棟 38床、
障がい者入院病棟 31床、
かがわ総合リハビリテーションこども支援施設 通所定員 35名、入所定員 25名
かがわ総合リハビリテーション療養介護施設 入所定員 20名、
かがわ総合リハビリテーション成人支援施設 機能訓練 定員44名、就労移行支援
定員24名、生活訓練 定員12名、施設入所支援 定員40名
かがわ総合リハビリテーション福祉センター
香川県発達障害者支援センター 「アルプスかがわ」
高次脳機能障害相談窓口
障害者生活支援センターたかまつ などがある。

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 要約貸借対照表 (一般会計・特別会計 合計)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預金	923,688	未払金	89,403
未収金	269,012	その他	12,362
その他	4,923	流動負債 計	101,765
流動資産 計	1,197,623	退職給与引当金	192,086
預金	10,000	長期運営資金借入金	136,953
基本財産 計	10,000	全事協退職共済引当金	84,559
器具・備品・車両・敷金	172,057	固定負債 計	413,598
退職給付引当預金	133,400	負債 合計	515,363
施設整備等積立預金	288,800		
全事協退職年金共済掛金	84,559	基本金	10,000
県共済退職手当預け金	58,685	国庫補助金等積立金	3,561
その他固定資産 計	737,501	施設整備等積立金	288,800
		次期繰越活動収支差額	1,127,400
		純資産の部合計	1,429,761
資産合計	1,945,124	負債・正味財産合計	1,945,124

2. 要約正味財産計算書（一般会計・特別会計 合計）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
就労支援事業販売原価	101	就労支援事業収入 計	101
福祉事業活動支出 計	1,794,663	福祉事業活動収入 計	2,245,480
人件費	1,335,987	医業収入	1,127,517
事務費	229,941	運営費収入	799,485
事業費	162,188	自立支援費等収入	249,127
その他	66,547	補助事業費等収入	43,993
		その他収入	25,358
事業活動外支出 計	44,074	事業活動外収入 計	49,682
特別支出 計	83,078	特別収入（補助金） 計	6,800
費用合計	1,921,916	収益合計	2,302,063
当期活動収支差額	380,147		

5) 財政力、採算性

香川県からは無利子借入金があるが、指定管理導入直後の平成18年4、5月の診療報酬等収入が2ヶ月後に納付されるため、当面の運転資金として貸し付けたものであり、指定管理期間の終了する平成25年度末に償還する契約となっている。当該借入金について平均的長期金利（約1.5%程度）を負担しても黒字水準は十分維持できる。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 人員構成

従来は香川県からの派遣職員が多くいたが、21年度では9名に減少し、22年度からは全員引き揚げた。

2. 給与体系

給与体系について以前は県の水準に準じていたが、順次改定し、23年度からは完全に独自の給与体系に移行する予定となっている。またそれに伴い、特殊勤務手当なども廃止している。

3. 役員報酬

理事の報酬については定款第8条にて、「理事会の議決を経て、理事長が別に定める」と規定されている。

4. 監事の職務

監事の職務については、定款第5条において「監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない」と規定されている。

定款の規定によれば、監事は会計監査だけではなく、業務の監査についても監査をして理事会に報告することになっている。しかしながら監査報告書では財務諸表の適正性のみを報告しており、業務執行の状況の適正性の監査報告はない。

当事業団の監事は非常勤監事であるが、255人の陣容を抱える規模の法人財団の業務監査を行うとなれば、年数回の監査だけでは業務監査は無理であろう。例えば後述している在庫管理状態についての適正性も定期的な監査を受けていれば改善されていたはずである。監事の職務を充実させるため、また不正誤謬防止体制を整えるためにも、常勤監事を就任させてはどうだろうか。（意見）

5. 退職金

当事業団の退職金は、当事業団職員の退職金規程において定められている。制度としての退職金は香川県職員退職手当条例を準用しており、退職金の支給水準については、同条例に準じて支給額が定められている。香川県から派遣された職員に対しては退職金を支払わない規程になっているが、県退職者については規定されていない。県退職者の退職金の支給の有無について定めておくべきであろう。

退職金制度の支払い原資としては、事業団の自己資金と福祉医療機構、香川県社会福祉施設振興財団からの支払額の3本立てとなっている。

当事業団では、退職金規程による「自己都合退職要支給額－外部機関である福祉医療機構積立分」の差額を個人毎に計算して、その合計を期末退職給付引当金として計上している。引当金計上部分についての原資は、同額退職給与引当預金にて確保されている。従って支払い原資に関して問題はない。

6. 退職金の水準

多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。

2) 財政的側面

1. 財産の状況

純資産額については、18年度の指定管理制度導入後、4年間で1,429,760千円となっている。

また財産中、流動資産としての預金が923,688千円、その他の固定資産中、預金として運用されているものが422,200千円（退職年金共済預け金を除く）ある等預金の割合が多く、預金の運用方法、内部留保額の将来の利用方法については長期的展望に立った計画が必要である。また、現在施設整備等積立預金として計上されている288,800千円については、昭和61年の施設設置後25年が経過し、老朽化している施設に対する改修に対応す

る必要があることからそれを見据えて積立たものであり、今後、具体的支出計画を立てる必要がある。(意見)

2. 長期未収金

平成18年度の障害者自立支援法施行後において自己負担部分についての未収金が発生し、平成22年3月31日現在での長期未収金額は1,860千円となっている。福祉施設利用に係る未収金の回収は場合によっては困難になることもあるため、金額が多くなならないよう未収管理を徹底し早期対応を心掛ける必要がある。(意見)

3. 物品購入にかかる決裁権限

物品の購入について、事務決裁規程では別表にて事務局長専決事項として、「1件、100万円未満の支出」に関しては理事長に代わって事務局長が決裁できる旨、規定されている。物品購入伺い書が無作為抽出で監査したところ、100万円未満の物品購入についてもセンター長(理事長)までの決裁をとっている。これでは事務局長専決事項を定めた意味がない。

さらに、センター長の決裁が必要であるかどうかについて、事務決裁規程では規定されておらず、センター長という職務自体が明確に規定されていない。現在は理事長=センター長であり問題はないが、将来的に理事長≠センター長となった時に権限と責任の所在があいまいになる。センター長という職務を規定する規程を作成しておくべきであろう。

また、理事長専決事項の中で、物品購入については、医療関係事業の場合には3,000万円未満の物品については理事長が決裁できることとなっている。しかしそれ以上の金額の物品購入については規定されていない。暗黙の了解のもと、臨時理事会を開催して検討・承認をしているので問題ないが、理事長専決事項の中に明示しておいた方がいいと思われる。(意見)

4. 在庫管理の徹底化

薬品と診療材料費の在庫管理について監査した。会計規程第41条において、薬品、診療材料については「その品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならない」と規定されている。

薬品保管室及び診療材料保管室に赴き貯蔵状況を監査した。在庫の貯蔵方法については、棚に整然と薬品等が取りそろえられており、現場の管理状況は問題ないと考える。

在庫の入出庫は、PC上においてエクセルにて入出庫ソフトを作成して管理していた。ただし、薬品については9月27日時点で7月までの数量の入力はされていたが、8月分入出庫のデータがすべて入力されておらず、8月末の在庫数量が画面上でみられなかった。また、診療材料についてはシステム自体、稼働されていないような状態であった。

以上のように、現時点の在庫数量の把握はできておらず、この点については早急に改

善を行う必要がある。(指摘)

薬品及び診療材料の実地棚卸は年1回のみ行われている。しかしながら、当該事業団付属の病院は院外処方を採用しており、薬の種類は少ない(管理している棚数は150棚程度)。診療材料についても保管庫から現場に出した時点で棚卸数から除かれるとのことでもあり、管理している棚も2つ程度である。数量も多いとはいえないので、毎月末、実地棚卸をして数量の確認をした方がいいのではないか。

なお、薬品あるいは診療材料の購入及び支払い業務については、業務担当及び会計担当により行われている。納品書と購入品の突合、納品書と請求書の確認、支払金額のFB入力などの業務は、ダブルチェック体制が整えられており、問題が生じにくい体制になっていると評価できる。

3) 事業遂行的側面

1. 施設の特徴

施設の特徴としては、小児の運動及び知的発達遅延、小児整形外科、成人の脳卒中や脊椎損傷などの疾患の治療とリハビリ、障がい児・者の歯科治療などの医療分野、肢体不自由児を中心とした子供の治療生活指導、障害のある者への機能回復訓練、生活訓練、就労支援訓練、療養上の管理・看護・介護などの社会福祉分野など、収益性、効率性の面から民間ではできにくい分野を担っている。

2. 純資産の状況

事業遂行の結果としての純資産は、前述のように18年度からの指定管理者制度導入後、4年間で1,429,760千円となっている。

これは、管理権限などを指定管理者に委託することにより、病院、リハビリ部門などの収益改善努力とコスト削減の徹底によるものである。

直近2年間の事業活動収支計算書上での、事業活動収支差額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	一般会計	病院会計	就労支援	自主事業	合計
20年度	269,416	213,775	3,094	—	486,286
21年度	282,865	169,658	6,025	△7,733	450,816

合計では共に4億円超のプラスとなっている。

社会福祉法人については、社会福祉事業やそれ以外の公益事業の他、保健医療業についても法人税が非課税とされているため、収支差額(利益)に対する法人税住民税課税は行われず、この点については、他の法人で同じ事業を実施するより有利である。

なお、大規模な施設改修、増築費用については本来県の負担で行うものであるが、予算と時間の関係上、当法人の負担で行ったうえで、県へ寄附する手法によっており、その分、最終の当期収支差額は減少している。

直近2年間の建物寄附額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	一般会計	病院会計	就労支援	自主事業	合計
20年度	60,532	87,139	—	—	147,672
21年度	50,625	30,932	1,340	—	82,897

3. (社福) かがわ総合リハビリテーション事業団の今後のあり方

指定管理者制度の導入などによる経営努力の結果、収支が改善され、純資産が増加している。ただし、22年度以降指定管理料が大幅に減額し、収支の悪化が予想されるため、人件費見直しも23年度から実施することが決まっており、収支改善への対応を行っている。

今後の経営状況をみながら、25年度以降の指定管理者更新時において、中長期的な経営や投資を計画する上で、管理運営方針そのものをどうするのかについての検討が必要と思われる。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

1. 在庫管理の徹底化

在庫の入出庫は、PC上において入出庫ソフトを作成して管理しているが、実態は毎日の入力追いついていないため、現時点の在庫数量の把握はできていない。また、診療材料についてはシステム自体、稼働されていないような状態であった。以上の点は早急に改善を行う必要がある。

2) 意見

1. 監事の職務及び常勤監査役の選任

定款の規定によると、監事は会計監査だけではなく業務の監査についても監査をして理事会に報告することになっている。しかしながら監査報告書では財務諸表の適正性のみを報告しており、業務執行の状況の適正性の監査報告はない。監事は業務監査も行うべきである。

また、当事業団の監事は非常勤監事であるが、255人の陣容を抱える規模の財団の業務監査を行うとなれば、年数回の監査だけでは業務監査は無理であろう。監事の職務を充実させるため、また、不正誤謬防止体制を整えるためにも、常勤監事を就任させてはどうか。

2. 財産の状況

純資産額については、18年度の指定管理制度導入後、4年間で14億2,976万円となっている。

また財産中、流動資産としての預金が 923,688 千円、その他の固定資産中、預金として運用されているものが 422,200 千円（退職年金共済預け金を除く）ある等預金の割合が多く、預金の運用方法、内部留保額の将来の利用方法については長期的展望に立った計画が必要である。預金の運用方法、内部留保額の将来の利用方法については長期的展望に立った計画が必要である。また、現在施設整備等積立預金として計上されている 288,800 千円については、昭和 61 年の施設設置後 25 年が経過し、老朽化している施設に対する改修に対応する必要があることからそれを見据えて積立たものであり、今後、具体的支出計画を立てる必要がある。（意見）

3. 長期未収金

平成 18 年度の障害者自立支援法施行後において自己負担部分についての未収金が発生し、平成 22 年 3 月 31 日現在での長期未収金額は 186 万円となっている。福祉施設利用に係る未収金の回収は場合によっては困難になることもあるため、金額が多くならないよう未収管理を徹底し早期対応を心掛ける必要がある。

4. 物品購入にかかる決裁権限

センター長の決裁が必要であるかどうかについて、事務決裁規程では規定されておらず、センター長という職務自体が明確に規定されていない。センター長という職務を規定する規程を作成しておくべきであろう。

また、理事長専決事項の中で、物品購入については、3,000 万円以上の物品購入については理事長専決事項の中に明示しておいた方がいいと思われる。

5. 今後のあり方

指定管理者制度の導入などによる経営努力の結果、収支が改善され、純資産が増加している。

ただし、22 年度以降指定管理料が大幅に減額し、収支の悪化が予想されるため、人件費見直しも 23 年度から実施することが決まっており、収支改善への対応を行っている。

今後の経営状況をみながら、25 年度以降の指定管理者更新時において、中長期的な経営や投資を計画する上で、管理運営方針そのものをどうするのかについての検討が必要と思われる。

10. 香川県信用保証協会

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

2. 基本財産等（平成21年4月1日現在）

項目	金額（千円）	摘要
基金	6,282,296	うち香川県出損金 4,017,707 千円
金融安定化特別基金	253,790	
基金準備金	6,724,161	
合計	13,260,246	うち香川県出損金 4,017,707 千円 (30.3%)

3. 沿革

昭和24年9月2日 創立総会開催

昭和24年9月10日 大蔵大臣の設立許可

昭和24年10月1日 業務開始

信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく認可法人

2) 事業内容

1. 事業概要

香川県信用保証協会(以下、「当該協会」という。)は、信用保証協会法に基づく認可法人で、中小企業者等が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、信用補完制度の仕組みの中で「公的保証人」となって、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業者等を支援する役割を担っている。全国の各都道府県と5市（横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪）を合わせて、52の協会がある。

信用補完制度は信用保証制度（中小企業者等が金融機関から融資を受ける際の信用保証協会の行う債務保証）と信用保険制度（信用保証協会のリスクを日本政策金融公庫の保険によってカバー）から成り立つ我が国特有の信用補完制度である。

当該協会は、上記目的を達成するため、具体的には、信用調査・審査、金融相談、経営支援、債権回収等の業務を行っている。

・保証業務の最高限度は基本財産の50倍まで（約6,500億円）

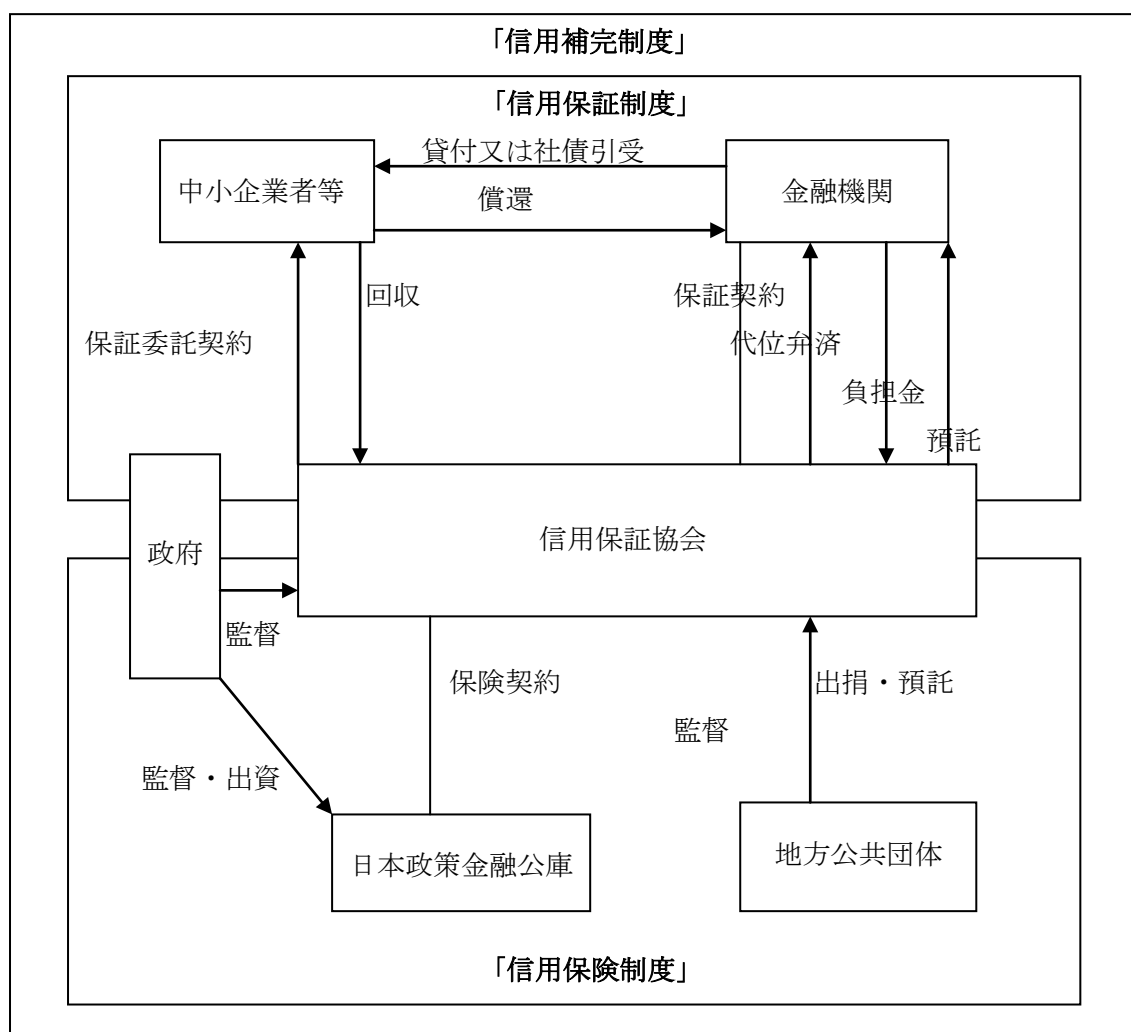
・平成21年度末の保証債務残高 件数 21,297 件

金額 1,659 億 7,304 万円

・平成21年度末保証利用企業者数 10,326 企業（県内対象事業者数 36,304 企業）

利用率 28.4%（全国 37.9%）

2. 信用補完制度の概要



3. 責任共有制度の導入

信用保証制度は、平成19年9月まで信用保証協会が原則100%信用リスクを負担してきたが、平成19年10月から金融機関にも原則20%の負担を求める責任共有制度が導入された。導入目的は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うためとされている。

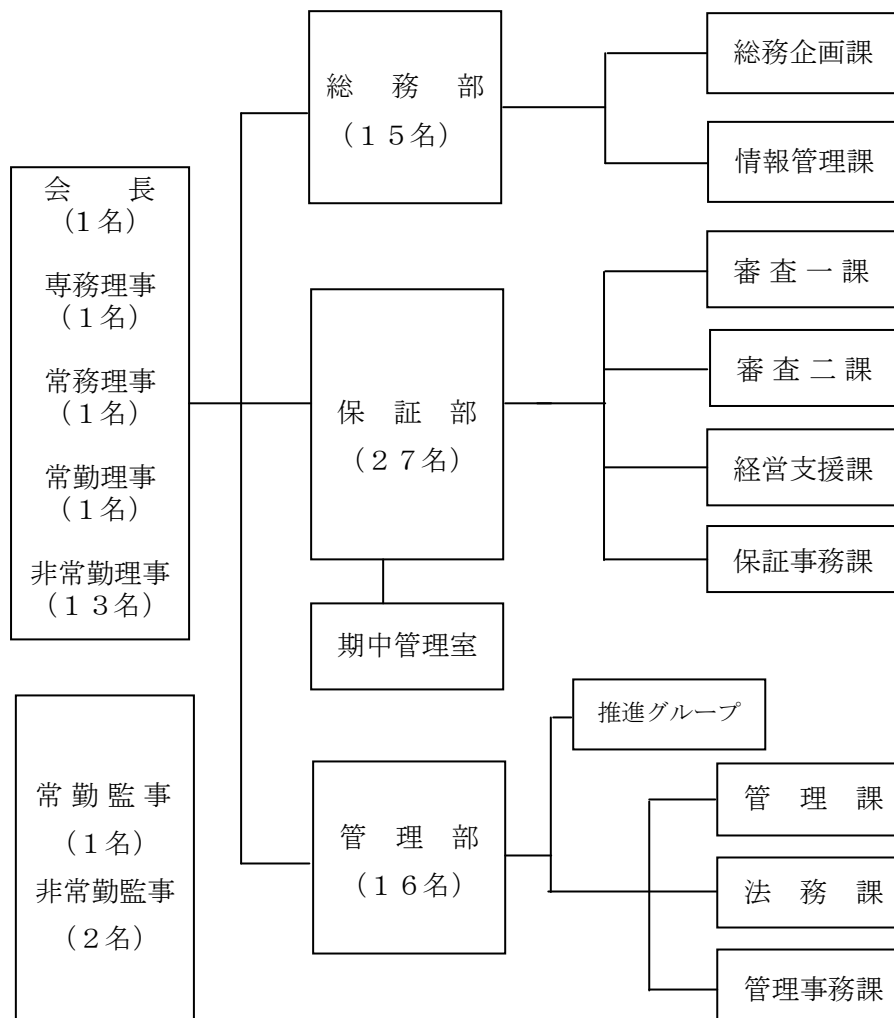
具体的には、部分保証方式と負担金方式がある。

部分保証方式は、個別貸付金の80%を信用保証協会が保証するものである。

負担金方式は、一定期間の保証債務平均残高に金融機関の過去の保証利用状況（代位弁済率等）、責任共有割合（20%）を乗じて算出される金額を負担金として金融機関が保証協会へ支払うものである。いずれの方式かを金融機関が選択することになる。香川県では、現在のところ、部分保証方式を選択しているのは2金融機関である。

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日現在)



保証協会債権回収 (株) 香川営業所出向
(サービサー) 4名出向

2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長		1		44,772
理事（常勤）		1	2	
理事（非常勤）	1		12	
監事（監査役）			3	
事務局長				480,249
職員（正規）			61	
嘱託職員			2	
臨時職員				

※外部・プロパー職員（正規）は、21.10.1採用者1名を含む。

4) 財務分析（平成21年度）

1. 貸借対照表概要

（単位：千円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	55	基本財産	13,013,847
預け金	5,235,863	制度改革促進基金	288,312
有価証券	15,223,284	収支差額変動準備金	2,787,478
動産・不動産	284,366	責任準備金	1,011,999
保証債務見返	165,973,041	求償権償却準備金	423,986
求償権	1,305,661	退職給与引当金	1,104,999
雑勘定	547,315	損失補償金	247,123
		保証債務	165,973,041
		雑勘定	3,718,800
合計	188,569,585	合計	188,569,585

中小企業金融安定化特別保証制度に係る出捐金の累計額 899,000 千円

中小企業金融安定化特別会計に係る当期収支差額の累計額 △651,877 千円

2. 収支計算書

（単位：千円）

科 目	金 額
経常収入	
保証料	1,728,218
預け金利息	11,100

有価証券利息配当金	259,247
事務補助金	210,963
責任共有負担金	99,093
その他	36,960
経常収入合計	2,345,580
経常支出	
業務費	862,954
役職員給与	(514,186)
退職給与引当金繰入	(45,877)
その他人件費	(89,402)
事務費等	(213,489)
信用保険料	757,392
雑支出	11,893
経常支出合計	1,632,239
経常収支差額	713,341
経常外収入	
償却求償権回収金	116,971
責任準備金戻入	996,864
求償権償却準備金戻入	463,945
求償権補てん金戻入	4,088,238
その他収入	216
経常外収入合計	5,666,234
経常外支出	
求償権償却	4,929,814
責任準備金繰入	1,011,999
求償権償却準備金繰入	423,986
雑勘定償却他	16,672
経常外支出合計	6,382,470
経常外収支差額	△716,237
金融安定化特別基金取崩額	6,667
制度改革促進基金取崩額	11,010
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	14,781
収支差額変動準備金繰入額	7,390
基本財産繰入額	7,390

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

平成21年度の経常収支差額は7億1,300万円の黒字であるが、経常収支外収支は7億

1,600万円の赤字である。金融安定化特別基金取崩及び制度改革促進基金取崩により、当期収支差額は1,400万円の黒字となっている。

今後発生が予想される中小企業倒産に伴う求償権償却の増加などを考えると、採算性については注意を怠ることはできない。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 職員の高齢化に伴う人件費負担の増加

職員の年齢構成が高齢化していることから、県の給与水準に準じた規程によっているものの、地方の一般企業から比較するとやや割高な水準といえる。また、今後は定年退職者の増加に伴い退職金の負担増もある。

人件費及び退職金の負担増に備えて、定年退職者の再雇用や新規採用については、中長期的な視点で計画的に実施する必要がある。(意見)

2) 財政的側面

1. 責任準備金

保証債務残高に対する一定金額を「責任準備金」として計上しなければならない。規定された繰入基準は、次のとおりである。(保険に付されていない保証債務は無いため記載から除外してある)

区 分	平成22年3月末残高 (単位：千円)	繰入基準	責任準備金額
保険に付されている保証債務残高	165,973,041	1,000分の6	995,838
保険に付されている所定期限経過債務残高	161,605	10分の1	16,161
合 計			1,011,999

所定期限経過債務は最終返済期限を90日超過したもので、その大半が代位弁済の対象となってしまう債務である。したがって、保険でカバーされない約20%のうち求償権としても回収されない金額が当該協会の損失負担となる。

① 責任準備金の残高の妥当性についての検証

個々の債務保証先について信用度の分析をし、将来発生するであろう損失負担額(貸倒損失負担額)を分析するのは時間的にできないため、ここでは過去5年間の求償権償却額と保証債務残高の平均から、損失発生率を求めて、概算的に責任準備金の残高の検証とした。

(単位：百万円)

年 度	求償権自己償却	保証債務残高	償却比率 (%)
平成 17 年度	692	150,148	0.46
平成 18 年度	737	148,975	0.49
平成 19 年度	743	143,990	0.52
平成 20 年度	602	164,311	0.37
平成 21 年度	842	165,973	0.51
合 計	3,616	773,397	0.47

償却比率は5年間平均で0.47%(1,000分の4.7)であり、5年間の中で最も高い年度でも0.52%(1,000分の5.2)である。

したがって、現在使用している繰入基準の1,000分の6以下であり、あくまで上記の仮定計算上ではあるが、責任準備金の実質的な不足額は生じていないものと考えられる。

2. 求償権償却準備金

同様に、求償権償却準備金も過去5年間の求償権自己償却額を求償権残高との平均比率で検証した。

(単位：百万円)

年 度	求償権自己償却	当期代位弁済 分からの償却	前期分 までの償却	求償権残高	償却比率 (%)
平成 17 年度	692	218	474	1,627	29.13
平成 18 年度	737	294	443	1,304	33.97
平成 19 年度	743	334	409	1,042	39.25
平成 20 年度	602	407	195	1,394	13.99
平成 21 年度	842	433	409	1,306	31.32
合 計	3,616	1,686	1,930	6,673	28.92

① 均求償権自己償却比率 28.92% × 求償権期末残高 1,305,661 千円 = 377,597 千円。

② 高求償権自己償却比率 39.25% × 求償権期末残高 1,305,661 千円 = 512,472 千円。

あくまで上記の仮定計算上ではあるが、期末求償権償却準備金残高は423,986千円であり、平均率と比較すると充足しているが、最高率と比較すると不足を生じているといえる。

3. 香川県からの借入金

香川県より期中無利子借入れを行い、金融機関への県制度融資のための預託金として預け入れている。当該借入金と預託金は期末にはそれぞれ戻し入れており、期末残高は無い。金融機関への預託金はペイオフ対策のため決済口座であり利息は生じない。

県からの期中の借入金は425億1,500万円である。

4. 有価証券の保有状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年 3 月 31 日残高	摘 要
国債	0	
地方債	2,093,672	
社債	12,580,430	電力、ガス、JR、東京交通、公営企業等
株式	1,000	保証協会債権回収（株）株式
受益証券	548,182	MRF など
合 計	15,223,284	

国債への資金運用が無いのは、会計ルール上、市場価格のあるものについては評価損を計上する必要があるため、積極的に国債運用はしていない。会計ルールに係らず幅広く安定かつ運用利回りのより高い運用先を検討してはどうであろうか。

5. 会計ルールについての相違

信用保証協会法施行規則に定められた事業報告書の報告様式及び処理規定要領に規定されているため、独自の処理方法や報告書様式を選択する余地はない。しかしながら、現在の一般的な企業会計や公益法人会計の考え方に照らしてみると幾つかの相違点があると思われるので、当該協会単独の問題というよりは、信用保証協会全体として検討が必要である。気付いた点のみ列記しておく。

①資金運用と評価基準

市場価格のある国債について、満期保有目的であれば期末毎の評価替えを強制せず、時価評価額及び評価の差額を注記させることを検討する必要がある。時価評価が強制されるため、現在は資金運用上市場価格のある国債への運用はなされていない。

②基本財産の明細

出捐金のうち「中小企業金融安定化特別会計に係る当期収支差額の累計額」について、記載上の不一致が生じているので、記載上の工夫が必要である。(意見)

3) 事業遂行的側面

事故率の低減と回収率の向上

当該協会の運営上、自助努力として収支改善を図るためには、事故率の低減と回収率の向上が必要である。事故率の上昇を防ぐためには、信用度の高低のバランスを保ちながら信用保証業務及び経営支援業務を実施していく必要がある。また、回収率の向上では、保証協会債権回収（株）香川営業所（サービサー）の陣容強化も必要である。

平成 22 年 8 月におけるカテゴリー別保証残高及び保証件数は以下のとおりであり、信用度の低いカテゴリー 1～3 は比較的少ない。カテゴリーは 1（信用度低い）から 9（信用度高い）に区分され、保証料率が異なる。カテゴリー 0 は政策的な緊急保証制度等での

保証であり保証料率は固定である。

なお、緊急保証制度は平成20年秋に中小企業の資金繰り支援策として導入された制度であるが、中小企業庁の発表では、昨今の中小企業の破綻に伴い保証協会の代位弁済は増加傾向にある。緊急保証制度を活用した場合には当該協会の最終損失は約4%程度であり、通常の場合の約20~30%に比較して、損失負担率は軽減されているが、今後は保証残高の約5割を占める緊急保証に係る代位弁済の増加が懸念されるため、中小企業の資金繰り動向について一層注視し、適切な対応を図っていく必要がある。(意見)

平成22年8月現在におけるカテゴリー別保証残高

カテゴリー	金額 (百万円)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)
0	86,902	53.4	10,567	50.4
1	1,658	1.0	201	1.0
2	4,475	2.7	623	3.0
3	5,315	3.3	826	3.9
4	11,264	6.9	1,778	8.5
5	18,214	11.2	2,889	13.8
6	8,658	5.3	1,026	4.9
7	9,484	5.8	1,022	4.9
8	7,788	4.8	898	4.3
9	8,978	5.5	1,137	5.4
合計	162,736	100	20,967	100

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 職員の高齢化に伴う人件費負担の増加

人件費や退職金の負担増に備えて、定年退職者の再雇用や新規採用については、中長期的な視点で計画的に実施する必要がある。

2. 会計ルールについての相違

信用保証協会法施行規則に定められた事業報告書の報告様式及び処理規定要領に規定されているため、独自の処理方法や報告書様式を選択する余地はない。しかしながら、現在の一般的な企業会計や公益法人会計の考え方に照らしてみると幾つかの相違点があると思われるので、香川県信用保証協会単独の問題というよりは、信用保証協会全体として

検討が必要である

3. 事故率の低減と回収率の向上

信用保証協会の運営上、自助努力として収支改善を図るためには、事故率の低減と回収率の向上が必要である。

なお、今後は保証残高の約5割を占める緊急保証に係る代位弁済の増加による保証協会への負担増が懸念されるため、中小企業の資金繰り動向について一層注視し、適切な対応を図っていく必要がある。

1 1. 香川県漁業信用基金協会

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

中小漁業者等の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、信用補完の措置を講じ中小漁業の振興を図ることを目的とする。

2. 基本財産等

平成21年度の会員及び出資金は次のとおりである。

区 分	会員数	出資金 (千円)	出資比率 (%)
香川県	1	351,350	31.6
市町	12	73,950	6.7
水産業協同組合	42	164,600	14.8
漁業個人 (加工含む)	532	249,350	22.5
漁業法人 (加工含む)	79	186,950	16.8
金融機関	1	84,100	7.6
合 計	667	1,110,250	100.0

保証利用会員である漁業個人及び漁業法人は減少傾向である。平成17年度と比較して、会員数では11.5%減少し、出資金では20.4%減少している。減少の最大の要因は、漁業者の高齢化とともに水揚不振等による休・廃業によるものである。

県、市町、水産業協同組合の協力会員は、平成17年度と比較して、会員数は変動していないが、出資金では水産業協同組合の出資金が25.1%減少している。

〈参考〉

①香川県における漁業経営体数・正組合員数 (平成20年)

経営体数	1,887	平成15年比較14.8%減
正組合員数	2,813	平成15年比較17.5%減

②海面漁業・養殖業総生産量及び生産額

区 分	生産量 (トン)	生産額 (億円)	備 考
海面	23,252	101	生産量合計では、平成15年比較22.5%減 (平成20年度は海苔の生産量が平成15年に比して42.6%減)
養殖	ブリ類	9,521	
	海苔	14,062	
その他	3,707	117	
合 計	50,542	218	生産額では15年比19.2%減

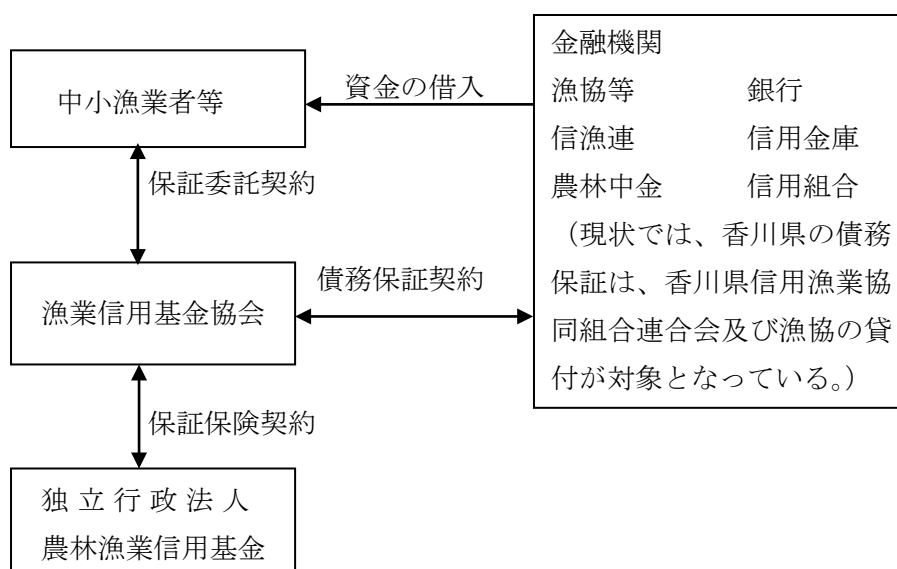
3. 沿革

- 昭和27年12月27日 中小漁業融資保証法の公布
- 昭和28年2月6日 中小漁業融資保証法施行令の公布
漁業信用基金協会発足の法的制度の整備
- 昭和28年5月25日 香川県漁業信用基金協会(以下、当該協会という)設立登記

2) 事業内容

1. 漁業保証制度の概要

当該協会が金融機関から資金の貸付を受ける中小漁業者等の債務を保証する保証制度と、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金が保証保険を行い補完する保証保険制度の二つを合わせ持つ制度である。



保証保険では県の出資比率は25%以上であるため、保証額の70%が保証保険の対象となる。

2. 債務保証

平成21年度の保証高及び保証残高は次のとおりである。

区分	保証高		保証残高	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
近代化資金	40	196,920	240	781,376
一般資金	424	3,748,830	266	2,288,525
(うち緊急保証)	(220)	(1,975,300)	(220)	(1,975,300)
合計	464	3,945,750	506	3,069,901

平成21年度においては、国の施策として漁業者の資金繰り対策として「漁業緊急保証対策事業」が実施され、香川県でも、県等の利子補給による「漁業者緊急支援資金」（10カ年の分割返済）が創設され、総額約20億円の債務保証を実施した。

一般資金について、保証高に比して保証残高が少ないのは、短期の保証高が多いためである。すなわち、運転資金を年度内に借入（保証）、水揚げ収入にて返済し借入（保証）残は残らない短期融資の比率が高い。

3. 求償権

平成21年度の代位弁済及び求償権残高は次のとおりである。

区 分	代位弁済		求償権残高	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
近代化資金			4	7,730
一般資金（緊急）			1	28,300
一般資金（その他一般）			7	48,875
合 計	0	0	12	84,905

平成15年度以降、代位弁済に至るまでのケースはない。これは金融機関との連携した事前対応により代位弁済に繋がってこなかったものであるが、漁業経営者の資金繰りの悪化傾向は続いており、「漁業者緊急支援資金」制度利用者を含めて、潜在的リスクは増加している。

過去の求償権償却額は、平成12年度の11案件 29,170千円である。債権放棄はしておらず、簿外管理債権として少額でも回収する努力を継続している。

4. 事故率と回収率

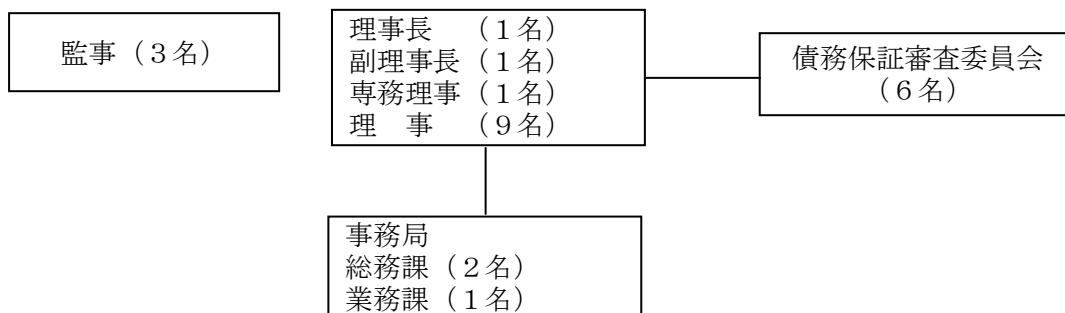
（単位：千円、％）

区分	累計事故率			累計回収率		
	保証累計額	代弁累計額	累計事故率	代弁累計額	回収累計額	累計回収率
近代化資金	28,038,294	87,430	0.3	87,430	77,330	88.4
一般資金	98,927,126	442,137	0.5	442,137	340,115	76.9
合 計	12,6965,420	529,567	0.4	529,567	417,445	78.8
全国平均			3.4			40.8

累計事故率及び累計回収率は全国平均より良好といえる。

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成21年4月1日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長			1	12,750
理事（常勤）			1	
理事（非常勤）	2		8	
監事（監査役）			3	
事務局長				13,876
職員（正規）			3	

4) 財務分析（平成21年度）

1. 貸借対照表概要

（単位：千円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	848,460	短期借入金	79,400
前払費用	10,799	1年以内返済予定 長期借入金	84,600
未収収益	4,613	その他流動負債	35,692
その他流動資産	111,647	流動負債合計	199,692
流動資産合計	975,519	II 固定負債	
II 固定資産		長期借入金	113,400
1. 有形固定資産	4,055	納付準備金	62,009
2. 無形固定資産	0	退職給付引当金	48,769
3. 投資その他資産		特別準備金	106,971

投資有価証券	1,058,373	その他固定負債	39,732
外部出資金	512,390	固定負債合計	370,881
求償権	84,906	Ⅲ特別法上の準備金	15,097
求償権償却引当金	△18,704	Ⅳ保証債務	3,069,902
固定資産合計	1,641,020	負債合計	3,655,572
Ⅲ保証債務見返	3,069,902	出資金	1,082,050
		交付金	800
		繰入金	314,692
		準備金	643,529
		当期純損失	△10,202
		純資産合計	2,030,869
資産合計	5,686,441	負債及び純資産合計	5,686,441

2. 収支計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業収入	
保証料	16,668
受取奨励金	24
事業収入小計	16,692
Ⅱ財務収益	
受取利息	5,713
有価証券利息	16,753
財務収益小計	22,466
Ⅲその他収益	
受取助成金	112,330
経常収益計	151,488
I 事業直接費	
保険料	10,031
その他	80
事業直接費小計	10,111
Ⅱ財務費用	
支払利息	450
財務費用小計	450
Ⅲ事業管理費	
役員報酬	12,750
給与手当	13,876

法定福利費	3,995
その他	13,473
事業管理費小計	44,094
IVその他費用	
保証責任準備金繰入	7,747
求償債権償却引当金戻入(△)	△932
債務保証損失引当金戻入(△)	△20
特別準備金繰入	111,563
その他費用小計	118,358
経常費用計	173,013
経常利益金	△21,525
特別利益	11,500
特別損失	177
当期純利益	△10,202

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

平成19年度、20年度、21年度と経常損益はマイナスである。損失金は準備金の取り崩しにて処理されてきている。平成21年度末の準備金残高は6億3,300万円である。赤字の要因は、利用組合員の減少にあるが、現在では組合員への保証料率を全国平均より低く抑え、利用組合員へのメリットを高めることを優先しているため、毎年赤字が発生する収支構造となっている。組合員へのメリットと準備金残高減少の財政構造との関連を見据えながら、経常収支の改善が必要である。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

人的には専務理事を含めて4人体制であり、香川県信用漁業協同組合連合会と連携しながら香川県全域の中小漁業者の漁業信用保証業務を比較的効率良く実施していると思われる。

1. 県退職者の受け入れ

当該協会は県の外郭団体にもかかわらず県退職者はいない。かつて、10年近く前までは県退職者を受け入れていたが、現在は受け入れていない。理由は、受け入れた場合の人員費の問題と当該協会のプロパー職員の仕事の技能能力も高まってきたため、あえて県退職者の助けを必要としない、という理由からである。ただし、副理事長は県の農政水産部長であり、理事の中には県の農政水産部水産課の課長が就任している。

このように、プロパー職員の能力を向上させて日常業務を行い、県退職者あるいは県現職を理事に据えて、重鎮の一人として他団体との業際関係や業界全体の取りまとめ、ある

いはトラブル解決にはこれまでの知識経験を生かしてもらおうという、当該協会のような適材適所での受け入れ方は参考になる。

2. 理事及び監事の人選

理事長は漁業協同組合連合会の会長、副理事長は県農政水産部長、理事は漁業関係者が5名、マリンバンクの部長、行政関係3名と業界と行政とがバランスよく配置されており、いわゆる名目理事的な方はいない。問題はないと思われる。

ただし、監事については一考を要する。監事は漁業関係者と市の農林水産行政関係の課長2人である。監事は定款第23条第1項において「当該協会の会員である組合、法人、地方公共団体」から選ぶことと規定されているためである。しかし、監事とは第三者の目で業務内容等をチェックする機関であるので、財務に関する専門家を入れることも検討すべきであろう。(意見)

3. 理事会と監事の役割

平成21年4月27日午前10時に開催された第1回理事会は平成20年度の事業報告及び会計報告が議案の一つとしてとりあげられている。しかしながら、その中に監事の監査報告はなかった。監事会議事録をみると、平成21年4月27日午後1時から監事による監査が行われている。

これは順序が逆、あるいは手続きが一つ足りない。監事が監査したものを理事会で承認し、それを総会で承認してもらおう、という手順が正式な手順ではないか。

今年度の総会までの流れを見ると以下のようになっている。

平成21年4月27日 午前10時 理事会 業務報告書等の了承

↓

平成21年4月27日 午後1時 監事会 業務報告書等の監査

↓

平成21年5月22日 午前10時 出資者総会

↓

平成21年5月22日 午前11時15分 理事会(副理事長の互選)

この流れでは、監事の監査をうけて承認された業務報告書の報告する理事会がないのである。定款第26条第2項において「監事は監査の結果につき、理事会に報告し意見を述べなければならない」と規定されている。定款に則るならば、平成21年5月22日午前10時からの出資者総会の前に理事会を開き、理事会において監事が監査した決算書等の承認をする必要があるが、理事会が開催されていないので、今後改善すべきである。

(指摘)

2) 財政的側面

1. 経常損失の構造的発生

当該協会の財務内容は、過去の利益剰余金の蓄積もあり、安定している。

保証債務残高 30 億 7,000 万円に対して、純資産は 20 億 3,000 万円である。平成 20 年度の全国資料では、以下のとおりである。なお、平成 21 年度の保証債務残高は既述のとおり緊急保証対策約 20 億円の保証対応により、前年度より約 13 億円増加している。

(単位：百万円)

	保証残高 A	運用状況 B	比率 B/A (%)
香川県	1,724	2,416	140.1
全国合計	171,093	107,473	62.8

運用状況は現金預金、長期預金、有価証券、投資有価証券の合計額である。

また、適用保証料率（平成 21 年 3 月 31 日現在）も以下のとおり全国平均より低い水準である。

(単位：%)

	近代化資金	その他一般資金
香川県	0.46	0.82
全国合計	0.50	0.93

当該協会では、利用会員へのメリットを優先し適用保証料率を比較的低く設定している。保証高金額が他県に比較して少ないこともあり保証料収入が少なく、利息収入を加えても経常費用を賄う水準に達していない。

改善策としては、資金運用を定期預金から国債などより利回りの高い運用先を検討すること、及び、適用保証料率の見直し等が考えられる。

現在は、準備金及び繰入金合計 9 億 5,800 万円あるため、当期純損失を補てんしている。しかしながら、今後は緊急保証対策に係る債務保証についての潜在的リスクが具現する恐れもあるため、中長期的には現状の損益構造を見直し、収益均衡を図る必要がある。
(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

1. 理事会と監事の役割

監事が監査したものを理事会で承認し、それを総会で承認するのが正式な手続きであるため、監事監査後に理事会を開催するよう見直す必要がある。

2) 意見

1. 監事の人選

監事は漁業関係者と市の農林水産行政関係の課長 2 人である。監事は定款第 23 条第 1 項において「当該協会の会員である組合、法人、地方公共団体」から選ぶことに規定されているためである。しかし、監事とは第三者の目で業務内容等をチェックする機関である

ので、財務に関する専門家を入れることも検討すべきであろう。

2. 経常損失の構造的発生

現在は、準備金及び繰入金が合計9億5,800万円あるため、当期純損失を補てんしている。しかしながら、今後は緊急保証対策に係る債務保証についての潜在的リスクが具現する恐れもあるため、中長期的には現状の損益構造を見直し、収益均衡を図る必要がある。

1 2. 香川県土地開発公社

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成18年以降では先行取得業務は行っておらず、下記に記載する8事業に係る公有地の管理処分業務が主である。

2. 基本財産等

出 資 者	出資金額 (千円)	出資比率 (%)
香川県	50,000	100.0

3. 沿革

昭和45年11月 財団法人香川県土地開発公社として設立

昭和47年11月 香川県土地開発公社(以下、「当該公社」という。)に組織変更

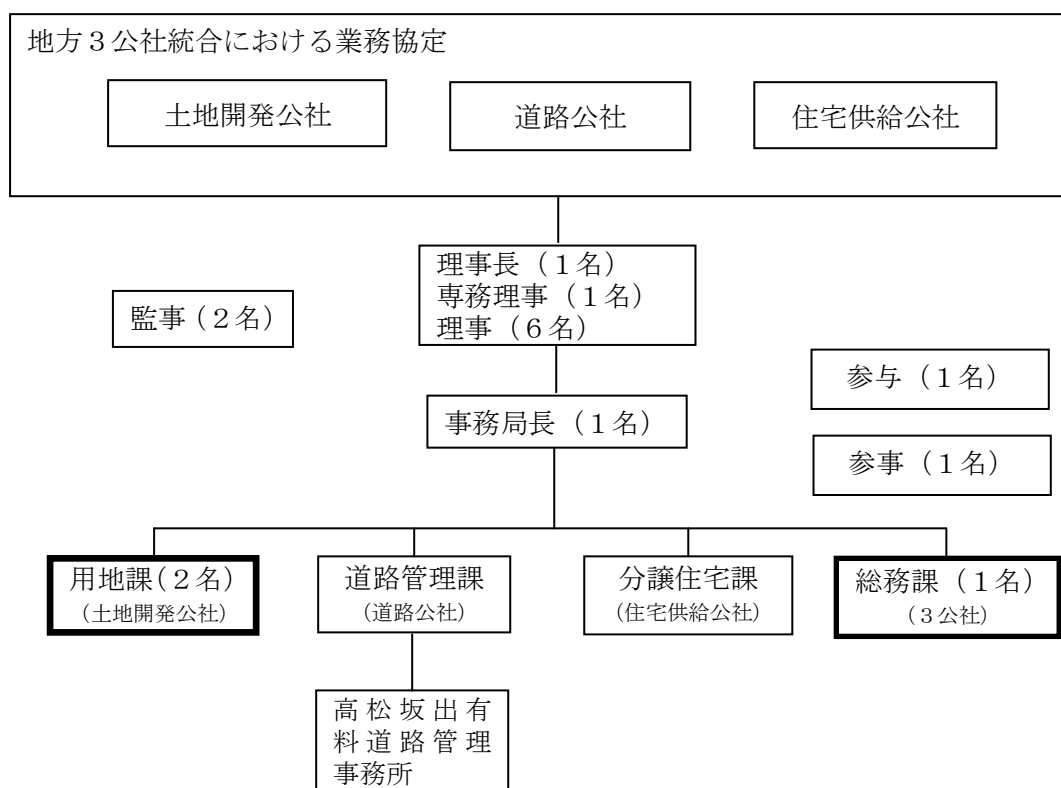
2) 事業内容

現在では先行取得業務は行っておらず、長期保有地の管理処分業務が主である。

県では、総務省の「土地開発公社経営健全化対策」(平成16年12月27日付け総務事務次官通知)に基づいて、平成17年6月に土地開発公社経営健全化団体の指定を受け、平成17年度から平成19年度までの3年間で、5年以上保有土地の解消や民間売却の実施等を目標として、公社の経営健全化に取り組んできた。

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日現在)



土地開発公社、道路公社、住宅供給公社は3公社統合による業務協定を締結し「地域づくり推進機構」を組織している。専務理事、事務局長、総務課長は3公社兼務であり、人件費は三分割して負担している。

事務局長及び総務課長は県職員の派遣である。

2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度)

区 分	配置人員 (人)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長	1			2,013
理事 (常勤)		1		
理事 (非常勤)	3		3	
監事 (監査役)			2	
事務局長	1			11,562
職員 (正規)	3			
嘱託職員			2	
臨時職員				
その他				

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表概要

(単位:千円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産		1) 流動負債	208
現金預金	2,091,649	2) 固定負債	
未収金	18	未払利息(注1)	2,542,862
公有用地	12,861,781	長期借入金(注2)	10,120,338
代行用地	0	固定負債合計	12,663,200
流動資産合計	14,953,448	負債合計	12,663,408
		資本金	
2) 固定資産		基本財産	50,000
有形固定資産	6	準備金	
投資その他の資産		前期繰越準備金	2,444,959
定期性預金	200,000	当期純損失	4,913
固定資産合計	200,006	準備金合計	2,440,046
		資本合計	2,490,046
資産合計	15,153,454	負債及び資本合計	15,153,454

(注1) 固定負債の部 未払利息 2,542,862千円は香川県からの借入金に対する利息分である。

(注2) 長期借入金の内訳

借 入 先	借入金額(千円)	摘 要
香川県		
一般会計貸付金	888,045	
土地開発基金貸付金	1,039,608	
合 計	1,927,653	
民間金融機関	8,192,685	香川県の債務保証
合 計	10,120,338	

2. 損益計算書概要

(単位:千円)

科 目	金 額
1 事業収益	
公有地取得事業収益	334,363
2 事業原価	
公有地取得事業原価	334,363
事業総利益	0

3 販売費及び一般管理費	
経費	16,199
事業損失	16,199
事業外収益	
受取利息	6,795
雑収益	505
その他	3,986
事業外収益合計	11,286
経常損失	4,913
当期純損失	4,913

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

平成21年6月23日付総務省自治財政局長通知「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」によれば、土地開発公社は、「債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの」は採算性が無いものとされている。当該公社は債務保証を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有していることから、これに該当する。

(2) 監査の結果

1) 長期保有地

当該公社の長期保有地の処分については、これまで度重なる指摘がなされてきた。

過去には、平成11年度の包括外部監査「香川県土地開発公社の管理について」においては、長期保有地についての早期対応が指摘されている。

本年度においては、平成22年6月に、監査委員の行政監査結果報告書「未利用県有地等の活用及び処分について」が公表され、「長期保有土地については早期に県が買い戻すこと、また、買い戻すことが困難になった土地については早期に売却等の処分を検討する必要がある。」とされ、また、当該公社経営については、『「第三セクター等の改革について」(平成20年6月30日付総務省自治財政局長通知)に基づき、土地開発公社の抜本的な改革を検討する必要がある。』との総括意見が出されている。

①長期保有地一覧表

平成22年3月31日現在における長期保有地は以下のとおりである。

(単位：千円)

番号	資産区分 (所在地)	取得 年度	面積 (㎡)	期末残高 (A)	うち 支払利息	担当課	当職の試算			県の 考え方
							売却 可能 有無 (注1)	参考価額 (B) (注2)	差額 (B-A)	
1	生島えび養殖場跡地 (高松市生島町)	S49～H16	52,926.72	3,344,393	1,455,194	政策課				事業計画は存続しており、 差額は確認できない。
2	香川中央広域公園整備 事業(高松市香南町、 綾歌郡綾川町)	S61～H17	96,618.46	1,127,762	521,680	都市計 画課				
3	香南町岡地区空港関連 整備事業 (高松市香南町)	S59～H21	42,172.08	1,129,789	642,939	土木監 理課	有	84,340	△1,045,449	
4	高松港頭地区総合整備 事業(高松市浜ノ町)	H6～H20	2,753.90	333,802	6,574	都市計 画課				
5	空港跡地開発整備事業 (高松市林町)	H2～H21	18,629.19	992,040	0	産業政 策課	有	845,555	△146,485	
6	香川県高松南警察署跡 地(高松市花ノ宮町)	H16	3,108.06	363,816	21,311	政策課	有	301,482	△62,334	
7	香川県産業交流センタ ー駐車場整備事業 (高松市林町)	H9～H21	14,457.08	2,181,152	380,258	経営支 援課	有	545,220	△1,635,932	
8	県民参画センター整備 事業(高松市花ノ宮町)	H9	9,833.13	3,389,027	512,384	県民活 動・男女 共同参 画課	有	1,229,140	△2,159,887	
	合 計		240,498.62	12,861,781	3,540,340				△5,050,087	

(注1) 売却可能地は、ヒアリングの結果、早期処分に際し売却の可能性あるものと当職にて判断した物件である。下記の個別説明参照。

(注2) 参考価額については、売却可能地について、公社が過去に入手している不動産鑑定評価書(その後の時点修正に係る意見書を含む)のあるものは当該評価額とし、無いものについては平成22年度の路線価(国税庁)を参考とした。なお、路線価の適用については土地形状等の加算・軽減はせず、正面路線価 × 面積として算出している。

なお、県では、全ての土地に対して事業計画は存続しており、時価評価は行っていない、とする見解であるが、この点については当職とは見解を異にするものである。

②個別説明

番号1 生島えび養殖場跡地（セミナーパーク整備事業）

経緯	昭和46年 新高松空港の整備に関連して実施する周辺地域開発事業用地の先行取得に関する契約を締結。（昭和49年 用地取得） 昭和54年 空港建設予定地が香南町に変更され、計画変更。 （その後、陸上競技場等の施設も検討されたが、地盤の関係で採用されず） 平成6年 セミナーパーク整備事業計画が策定され、一部を消防学校用地化。 その他の部分が残りに現在に至る。
課題	消防学校以外の施設整備計画が凍結されている。
方策等	セミナーパーク計画のうち、既に整備された消防学校を除き、教育センターと自治研修所の計画が凍結された状態であり、それらの計画の是非と今後の利用計画を検討する必要がある。

番号2 香川中央広域公園整備事業

経緯	昭和62年 香川中央広域公園（仮称）整備事業に必要な用地の先行取得契約を締結。以降、平成18年度まで県が買戻しを実施したが、19年度以降は休止。 さぬき空港公園として整備完了。現在残っている土地は、飛行機進入路直下のスカイゾーンの一部、滑走路北側のアドベンチャーゾーンの一部である。
課題	第1期整備区域は完了し、第2期整備区域は整備中である。第3期整備区域は未着工である。
方策等	空港周辺の環境保全を目的に取得した土地であり、現在、森林等でその目的を果たしていることから、自然活用型の公園として保全する方向で検討する必要がある。

番号3 香南町岡地区空港関連整備事業

経緯	昭和59年に香南町岡地区空港関連整備事業に必要な用地の先行取得に関して契約。 空港整備期間中は、現場工事事務所用地として活用。 空港開港後は、国道193号事業用地や鉄塔用地、公共事業の用地提供者代替地として活用。
課題及び方策等	高松市が南部スポーツ施設候補地として決定されたことから、事業計画を変更し、処分を進める必要がある。

番号4 高松港頭地区総合整備事業

経緯	平成6年に高松港頭地区総合整備事業に必要な用地取得について契約。
----	----------------------------------

	以後、利用計画に沿って、国（合同庁舎用地、H9・H11・H15・H20）、県（琴電高架用地、H14）及び民間業者（商業・業務用地、H16）に対して保有地を売却処分。
課題	当該用地（3街区）にふさわしい施設建設の需要が無い。
方策等	サンポート高松北側街区の利活用方策を、高松市と共同して検討する中で、隣接する未利用地とあわせて一体的に利活用を図る必要があり、「サンポート高松北側街区利活用検討委員会」の検討の推移を見守ることも考えられる。

番号5 空港跡地開発整備事業（香川インテリジェントパーク）

経緯	平成2年に高松南部地区振興拠点整備事業（仮称）に伴う旧高松空港跡地の先行取得及び用地造成工事等に係る契約を締結。 以降、利用計画に沿って平成21年度まで、県、香川大学、民間業者に対して保有地を売却処分。
課題	民間業務用地：平成21年度に穴吹工務店から買い戻し（違約金有） 香川大学工学部用地：大学の用地取得の遅れ ビーコン跡地：未利用地
方策等	（香川大学工学部用地） 平成22年3月に約8,333㎡を香川大学に売却しており、残りの土地についても、大学側と売却に向けた協議を進める。 （民間業務用地・ビーコン跡地） 県のインテリジェントパーク構想に沿った計画を進めているが、民間からの引き合いがあり、県が目指す目的に合致する利用が見込まれる場合は、売却する方向で見直すべきである。

番号6 香川県高松南警察署跡地

経緯	昭和34年から高松市より有償で借受け、高松南警察署用地として使用。 平成17年、県土地開発公社保有の「高松市立城内中学校用地」（歴史博物館建設用地の残地）と当該香川県高松南警察署用地と交換する契約を締結。
課題	高松南警察署は多肥上町へ移転し、当該地の利用計画を策定中である。
方策等	保有面積のうち、約360㎡については、平成22年度中に、栗林公園前交番の移転用地として買い戻しを行っており、残地については、地元の意見を踏まえ、売却も視野に入れ早期処分を図るべきである。

番号7 香川県産業交流センター駐車場整備事業

経緯	平成8年に香川県産業交流センター駐車場拡張事業に必要な用地等の取得について契約を締結。
----	---

	以後、事業計画が変更された土地について、平成19年3月に民間業者に売却処分。
課題	駐車場用地として取得したが、リザーブゾーンが「大規模駐車場用地」として位置づけられたことに伴い、取得目的が失われ、今後の利用計画が不透明である。
方策等	様々なルートで複数の企業から引き合いがあるが、経済情勢の不透明感もあり、成約までは至っていない状況である。

番号8 県民参画センター整備事業

経緯	平成9年に女性総合センター（仮称）整備事業に必要な用地の取得について契約を締結。 その後、県民参画センターとして計画変更。 国と公社の売買契約において用途指定並びに指定用途に供さない場合の違約金の支払い等の制約があったが、現在は解除されている。
課題	経済情勢の悪化による箱物整備計画の抑制等により、計画が進展していない。
方策等	地元の発展に寄与する活用を求める要望もあることから、売却も視野に入れ早期処分を図るべきである。

2) 長期保有状態が継続することによる問題点

①地価の下落

結果論ではあるが、未だに地価の下落傾向に歯止めはかからず時価と簿価との乖離の拡大が続いている状態である。

先行取得土地については、事業本来の目的が達成されて公用に供されたならば、こうした乖離自体は問題ではない。しかし、地方公共団体等により利用される見込みが無くなった場合には、資源の有効利用という観点で無駄ということになる。また、売却を検討する段階では、市場における価額（時価）を考慮せざるを得なくなる。ここに至って、その乖離が認識されることとなり、それを最終的に誰が負担することになるかが問題となる。この場合には、香川県ということになり、ひいては県民ということになるであろう。

②借入金支払利息の発生

民間金融機関からの借入金が81億9,268万5千円残っており、平成21年度では支払利息が1億350万7千円生じている（公有用地の土地原価算入とともに長期借入金の増加）。

上記土地一覧表で示したとおり、売却可能地は全て当職による参考価額が下回っており、売却を通じて今後発生する金利を回収することはほぼ不可能であることを考えれば、一刻も早く、県の無利子貸付に切り替えるなど、当該公社の負担を軽減するよう、当該公社の抜本的改革を進める必要がある。（意見）

③販売費及び一般管理費における人件費

平成21年度の人件費として1,357万5千円生じている。受取利息等の事業外収益で一部補填されているが、当期純損失が491万3千円生ずる結果となっている。事業計画に基づく買い戻しもされず売却処分の進まない状況では、収入が無く、毎年損失が生じ、準備金を取り崩す結果となっていくことになる。これは構造的な問題といえよう。

今後、先行取得業務の実施が見込めず、また、道路公社と住宅供給公社は平成22年度末に解散が予定されており、3公社で負担してきた県派遣職員の人件費負担は、両公社の清算結了後はできなくなると考えられるため、②と同様に、公社の抜本的改革を進める必要がある。(意見)

3) 当該公社のあり方

香川県においては、事業計画は存続しており、時価評価は行っていないとのことであるが、当職において過去の鑑定評価や路線価等を参考に試算したところ、売却可能の土地に係る簿価と当職による参考価額との差額は、50億5千万円と推定される。当該金額は土地開発公社の有する資本金及び準備金合計24億9千万円を25億6千万円超過しており、当該公社単独で処理できる規模を著しく超えた金額である。

このように、売却可能地はそれぞれ時価・簿価の乖離が生ずるおそれのある土地ばかりであり、担当課と当該公社の判断だけで処理できるものではなく、県全体として取り組むべき問題である。

監査委員行政監査報告書に指摘されているとおり、当該公社の抜本的な改革が早急に必要である。

当職の提案としては次のとおりである。

- ①当該公社はその歴史的役割を終えており、期限を定めて(例えば、第三セクター等改革推進債の活用、事務の引き継ぎ、職員の処遇等を考慮し、約3年以内)解散する。
- ②解散に当たり、県は、鑑定評価により保有地の時価評価を行い、その結果を明確にする。
- ③損失額が発生した場合は、県は債務保証契約に基づき、適切に処理する。
- ④解散により、県に引き渡される公社保有地の管理に当たり、各課に分かれて所管している土地をしかるべき部署で一括管理できるようにする。

(意見)

4) 当該公社の抜本的改革に向けての責任体制確立の必要性

県での問題であるが、平成17年における当該公社長期保有地の処分方針に係る対処が十分になされず今日に至った要因の第一として、責任体制の確立が十分になされず、多くの案件が先送りされてきたことによると考えられる。

したがって、「土地開発公社改革検討プロジェクト・チーム」が設置され、抜本的な改革が進んでいる現在においては、処分に係る責任を明確にした部署の早期確立が必要であ

る。(指摘)

なお、今回の包括外部監査においては、当該公社平成22年3月期決算書の適正性について監査証明を行うのが目的ではないため、この点についての意見は差し控えるものとする。

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

1. 当該公社の抜本的改革に向けての責任体制確立の必要性

県における問題であるが、平成17年における当該公社長期保有地の処分方針に係る処分が十分になされず今日に至った要因の第一として、責任体制の確立が十分になされなかったことによると考えられる。

したがって、「土地開発公社改革検討プロジェクト・チーム」が設置され、抜本的な改革が進んでいる現在においては、処分に係る責任を明確にした部署の早期確立が必要である。

2) 意見

1. 借入金支払利息の発生

民間金融機関からの借入金が81億9,268万5千円残っており、平成21年度では支払利息が1億350万7千円生じている(公有用地の土地原価算入とともに長期借入金の増加)。

上記土地一覧表で示したとおり、売却予定地は全て当職による参考価額が下回っており、売却を通じて今後発生する金利を回収することはほぼ不可能であることを考えれば、一刻も早く、県の無利子貸付に切り替えるなど、当該公社の負担を軽減するよう、当該公社の抜本的改革を進める必要がある。

2. 販売費及び一般管理費における人件費

平成21年度の人件費として1,357万5千円生じている。受取利息等の事業外収益で一部補填されているが、当期純損失が491万3千円生ずる結果となっている。事業計画に基づく買い戻しもされず売却処分の進まない状況では、収入が無く、毎年損失が生じ、準備金を取り崩す結果となっていくことになる。これは構造的な問題であり、早急に対応しなければならない。

今後、先行取得業務の実施が見込めず、また、道路公社と住宅供給公社は平成22年度末に解散が予定されており、3公社で負担してきた県派遣職員の人件費負担は、両公社の清算終了後はできなくなると考えられるため、当該公社の抜本的改革を進める必要がある。

3. 当該公社のあり方

香川県においては、事業計画は存続しており、時価評価は行っていないとのことであるが、当職において過去の鑑定評価や路線価等を参考に試算したところ、売却可能の土地に係る簿価と当職による参考価額との差額は、50億5千万円と推定される。当該金額は当該

公社の有する資本金及び準備金合計 24 億 9 千万円を 25 億 6 千万円超過しており、当該公社単独で処理できる規模を著しく超えた金額である。

このように、売却可能地はそれぞれ時価と簿価の乖離が生ずるおそれのある土地ばかりであり、担当課と当該公社の判断だけで処理できるものではなく、県全体として取り組むべき問題である。

監査委員行政監査報告書に指摘されているとおり、当該公社の抜本的な改革が早急に必要である。

当職の提案としては次のとおりである。

- ①当該公社はその歴史的役割を終えており、期限を定めて（例えば、第三セクター等改革推進債の活用、事務の引き継ぎ、職員の処遇等を考慮し、約 3 年以内）解散する。
- ②解散に当たり、県は、鑑定評価により保有地の時価評価を行い、その結果を明確にする。
- ③損失額が発生した場合は、県は債務保証契約に基づき、適切に処理する。
- ④解散により、県に引き渡される当該公社保有地の管理に当たり、各課に分かれて所管している土地をしかるべき部署で一括管理できるようにする。

13. 香川県道路公社

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

香川県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

出資者	出資金額(千円)	出資比率(%)
香川県	1,568,782	100.0

3. 沿革

昭和37年	2月23日	財団法人香川県道路公社設立
昭和38年	12月6日	一般自動車道・曼陀トンネル有料道路供用開始
昭和39年	9月28日	一般自動車道・五色台スカイライン供用開始
昭和47年	4月1日	地方道路公社法に基づき組織変更
昭和48年	2月26日	一般有料道路・高松坂出有料道路着工
昭和50年	3月31日	曼陀トンネル有料道路事業廃止、県へ移管
昭和56年	3月27日	高松坂出有料道路供用開始
平成11年	3月31日	五色台スカイライン事業廃止、県へ移管
平成23年	3月27日	香川県道路公社解散(予定)

なお、平成15年4月1日には、事務管理の効率化のために、地方3公社(香川県道路公社・香川県土地開発公社・香川県住宅供給公社)で役員及び事務局を統合し「香川県地域づくり推進機構」を発足した。

2) 事業内容

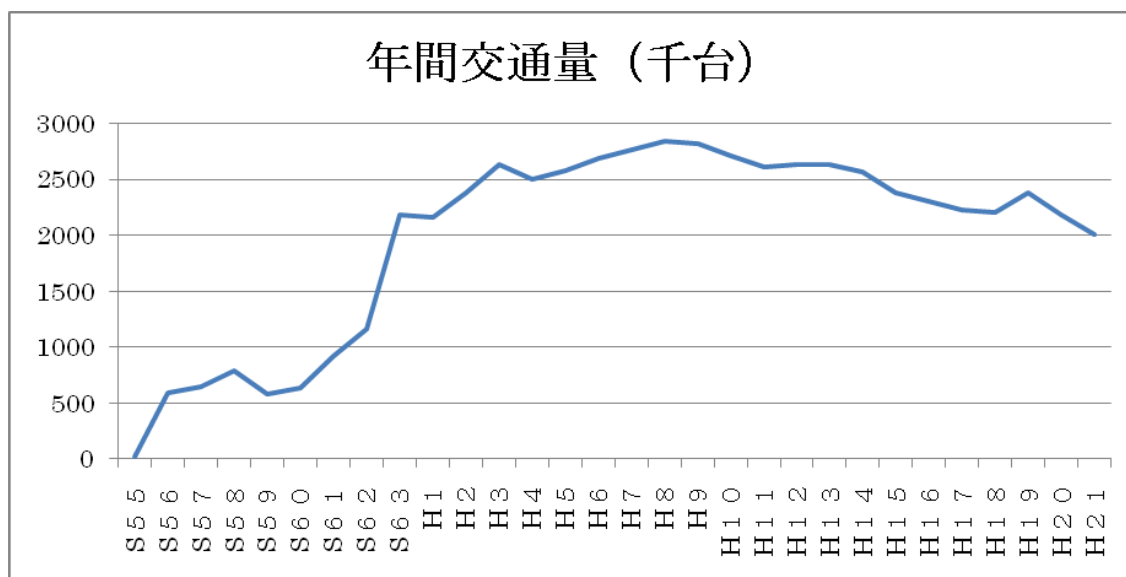
1. 高松坂出有料道路の概要

当該道路は、さぬき浜街道の主要区間である中讃工業地帯と高松市街地を東西に結ぶ道路として、渋滞している国道11号の緩和を図り、瀬戸大橋の開通に伴う交通量の急増に対処するとともに、産業の発展並びに地域開発の促進に寄与するため、一般有料道路として整備されたものである。

道路名	高松坂出有料道路
路線名	県道高松坂出線
区間	高松市香西北町から坂出市林田町まで
延長	10.1km

道路種別	第3種第2級
車線数	暫定2車線（計画4車線、4車線分用地は取得済み）
事業費	103億円
供用開始	昭和56年3月27日
料金徴収期間満了	平成23年3月26日
通行料金	普通車260円、大型車（8トン以上、車軸数3以下など）420円など
日交通量	5,495台（平成21年度）

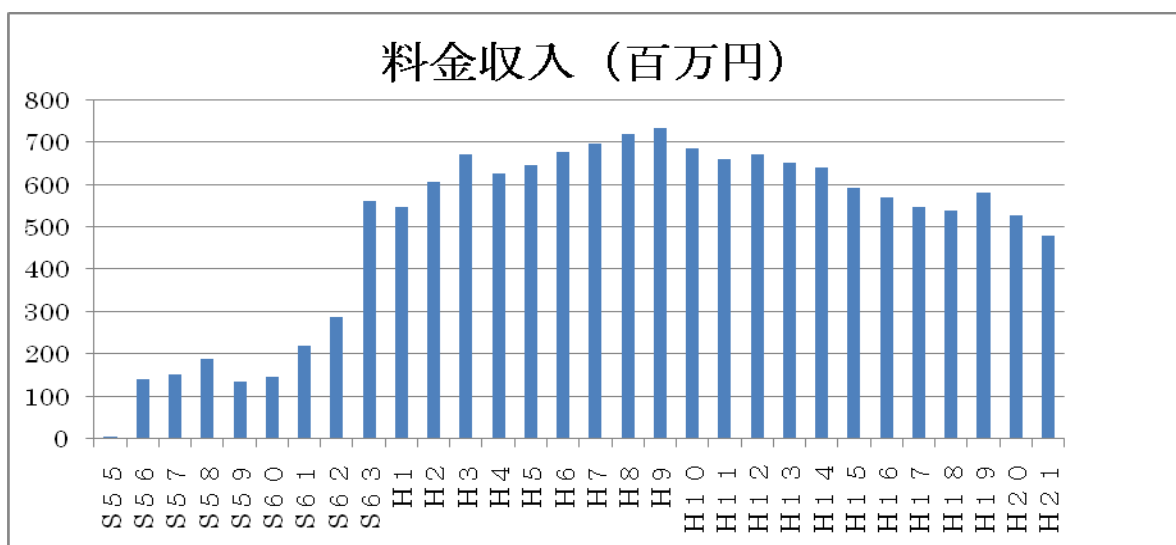
2. 高松坂出有料道路の交通量の推移



瀬戸大橋開通後の計画通行台数は1日当たり16,000台～18,000台を見込んでいたが、実際は1日当たり6,000台～7,000台で推移した。計画の概ね4割水準である。

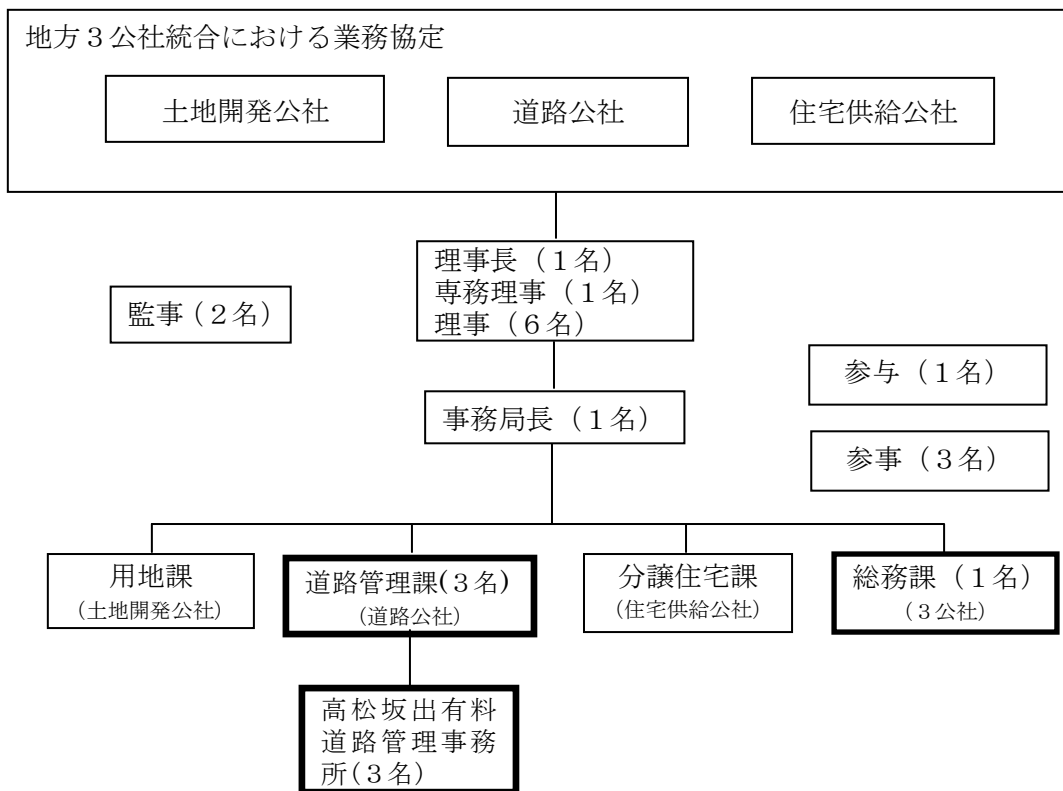
また、平成8年度をピークに通行台数は減少傾向にある。

3. 高松坂出有料道路の料金収入の推移



3) 組織・人員構成

1. 地域づくり推進機構組織図（平成21年4月1日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県 職 員	県 退 職 者	外部・プロパー	
理事長	1			2,020
理事（常勤）		1		
理事（非常勤）	3		3	
監事（監査役）			2	
事務局長	1			37,848
職員（正規）	5		3	
嘱託職員		1		
臨時職員			1	
派遣社員			1	—

派遣社員は派遣会社からの派遣で、当社は派遣会社に業務委託料を支払っている。

3. 退職手当

① 退職手当

職員が退職したときは、香川県道路公社職員の給与及び退職手当に関する規程（昭和48年5月10日）により退職手当を支給する。ただし、香川県を定年又は勸奨により退職し、平成11年4月1日以後に採用された職員については支給しない。（同規程第3条）

退職手当の額、支給条件及び支給方法については、香川県職員退職手当条例の適用を受ける者の例による。

② 派遣職員の退職手当 香川県から派遣された職員に対しては、退職手当を支給しない。（同規程第4条）

4) 財務分析

1. 平成21年度要約貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	23,240	流動負債	11,646
固定資産		固定負債	
事業資産（道路等）	10,373,905	長期借入金	6,683,841
有形固定資産（建物等）	36,296	退職手当引当金	51,856
無形固定資産	404	特別法上の引当金等	
		道路事業損失補てん引当金	1,436,703
		償還準備金	681,017
		負債合計	8,865,063
		基本金	
		出資金	1,568,782
		資本合計	1,568,782
合 計	10,433,845	合 計	10,433,845

2. 平成21年度要約損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
道路管理業務費	113,446	道路料金収入	480,107
一般管理費	61,149	業務雑収入	473
有形固定資産減価償却費	4,524	利息収入	12
諸引当損		雑益	797
道路事業損失補てん引当	45,724		
退職手当引当損	1,579		
償還準備金繰入額	254,338		
雑損	629		
合 計	481,389	合 計	481,389

(注1) 事業資産(道路等)については、「地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和63年10月15日建設省道路局路政課長通達)」に記載のとおり減価償却費の計上を改め、道路資産から生ずる収支差益を償還準備金繰入額として計上する。収支差損の場合は償還準備金取崩額として計上する。

なお、有料道路の無料開放時には、当該道路の帳簿価格を減額するとともに、同額だけ償還準備金を取り崩すことになる。

(注2) 道路事業損失補てん引当損は道路料金収入(消費税抜き金額)の10%を計上。

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

香川県からの借入金は平成14年度末に無利子化されたため、平成15年度以降、支払利息負担は生じていない。香川県からの借入金66億8,384万円について平均的長期金利(約1.5%)を乗ずると金利負担は約1億円である。現状では、料金収入が管理運営費(借入金利息を含む)を満たすことになる。但し、今後10年間事業を継続したとしても、借入金全額の償還は極めて困難との試算がなされている。

なお、香川県道路公社は平成23年3月をもって解散予定である。

1. 財政力、採算性

①長期借入金は全額が県からの無利子借入金であり、平成23年3月に一括償還予定である。

②出資金は全額が県からの出資金である。

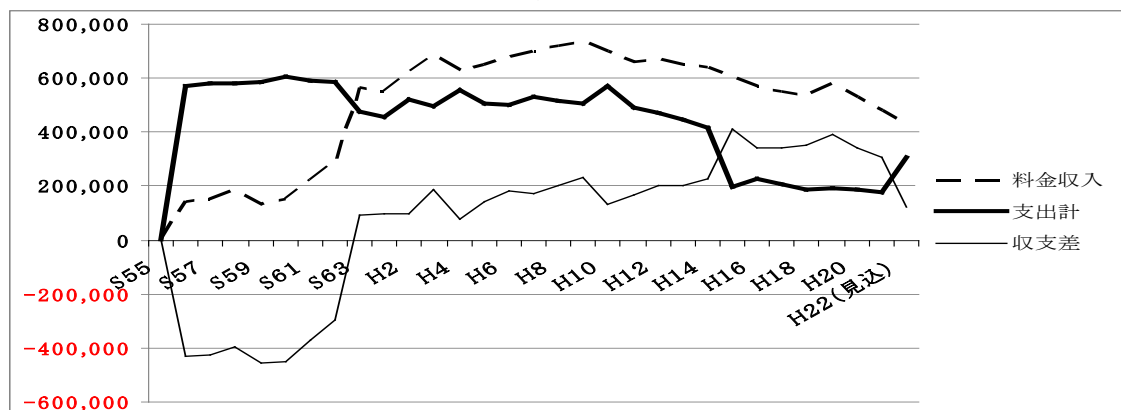
③採算性について

昭和62年度以降高金利借入金から低金利借入金への借換え、さらに平成14年度末の県借入金の無利子化により、利息負担の大幅な削減となり、収支差益が増加した。

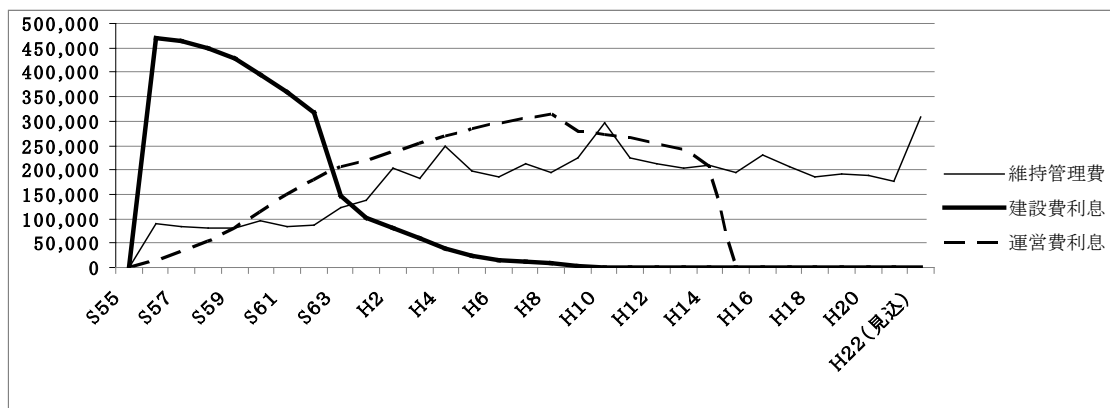
但し、累積収支差額の黒字化は平成19年度からであり、前記での要約貸借対照表でも、償還準備金残高は事業資産(道路等)の6.6%であり、道路資産への投下資金の正味回収額としては、芳しいとはいえない。

2. 債務残高、収支状況の推移

①料金収入、支出計及び収支差の推移(単位:千円)



②支出（維持管理費、建設費利息及び運営費利息）の推移（単位：千円）



・昭和55年度～昭和62年度

瀬戸大橋開通前の1日当たり通行量は3,000台程度であり、料金収入は絶対的に足りない状態であり、建設費利息すら負担できず、借入金が増加し、かつ、運営費利息の負担も重なる状態である。

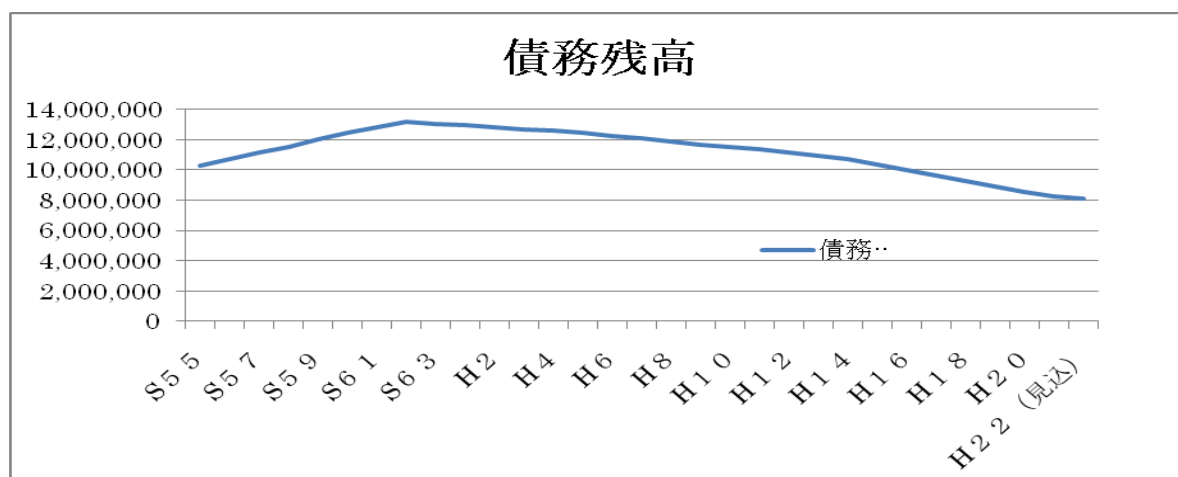
・昭和63年度～平成14年度

料金収入の増加及び金利負担の軽減等によるコストダウンにより、収支差益を計上し、累積収支差損を解消中であるが、当初の借入金残高水準に戻るのが精一杯の状況である。平成9年度が料金収入のピーク（736百万円）であった。

・平成15年度～現在

借入金の無利子化により収支差益は好転し、平成19年度に累積赤字を解消した。但し、料金収入は平成9年度をピークとして減少傾向が続いている。

③債務残高（借入金及び出資金の合計）の推移（単位：千円）



当初債務残高 10,310百万円(A)

平成22年度見込額 8,129百万円(B)

当該事業での資金回収額 2,181百万円(A-B)

上記資金回収額 2,181 百万円は単純に当初の投下資金額から残存する債務（借入金及び出資金）を差引いた金額である。

6) 無料開放及び道路公社の解散

1. 料金徴収期間の満了

高松坂出有料道路は平成 22 年度末までの 30 年間の料金徴収期間として所管大臣の許可を受けており、平成 23 年 3 月 26 日が料金徴収期間満了日である。

2. 無料開放選択の根拠

①料金徴収期間満了後は無料開放が原則

②地元高松市・坂出市の要望

③無料化による経済効果

高松坂出有料道路の無料化による経済効果の要旨は次のとおりである。（平成 21 年 9 月香川県資料より）

ポイント	内 容
高松坂出有料道路の有効活用と周辺道路の混雑緩和	国道 11 号、県道高松善通寺線、高松自動車道の交通量が減少し、高松坂出有料道路へシフトする。その結果、平成 23 年度における混雑度は、高松坂出有料道路が 0.73 から 1.49、国道 11 号が 0.88 から 0.81、県道高松善通寺線が 1.48 から 1.42 となる。
自動車の走行時間の短縮効果	平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の走行時間短縮効果合計 74.6 億円。
自動車の走行経費の減少効果	平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の走行時間短縮効果合計 37.4 億円。
交通事故による損失額の減少効果	平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の交通事故損失額減少効果合計 △3.3 億円。
無料化による便益効果合計	108.7 億円

道路別にみた場合の高松—坂出間の便益効果は次のとおりである。

区 分	平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間合計
国道 11 号	327.6 億円
県道高松善通寺線	211.9 億円
さぬき浜街道	△442.5 億円
高松自動車道	11.7 億円
4 路線合計	108.7 億円

また、県の試算によれば、料金徴収期間を10年間延長した場合の債務縮減額は以下のとおりである。

料金収入増加額	43.5 億円
維持管理費増加額	15.8 億円
債務縮減額（差引）	27.7 億円

無料化による便益効果 108.7 億円と料金徴収期間延長による債務縮減効果 27.7 億円を比較し、無料化による経済効果は大きいと判断されたものである。

3. 債務の処理

①料金徴収期間を10年間延長し、債務返済を継続することについて

追加投資を伴わない料金徴収期間延長事例は全国的にほとんどないものの、期間延長に係る国土交通大臣の許可が得られれば、収支差益により借入金の一部返済は可能である。（上記の県試算によれば 27.7 億円の債務縮減は可能）

しかし、10年間延長しても約 53 億円の借入金が残ることになる。

②借入金と出資金の処理方法

県の債権放棄という方法もあるが、県からの補助金にて借入金及び出資金を回収する予定である。県の平成22年度当初予算議案に道路公社補助金 81 億 2,928 万 5 千円が計上され、当該予算議案は平成22年2月議会にて議決された。

4. 道路公社の解散

高松坂出有料道路は、料金徴収期間満了日（平成23年3月26日）の翌日、県に移管・無料開放されることとなり、また、新たな有料道路の整備計画が無いことから、地方道路公社法に基づき県議会の議決、国土交通大臣の認可を得て、平成23年3月27日をもって道路公社を解散することとしている。

（2）監査の結果

1) 人的側面

1. 退職金

プロパー職員3名の退職金について、資金面、予算計上など準備はしている。しかしながら、退職金規程が県の規程に準じているため、同規模の民間企業に比べて割高な水準といえる。

2) 財政的側面

高松坂出有料道路の投資採算

1. 総収入

(単位：千円)

	相手先	金額	摘要
初期投資財源	国（貸付金）	2,491,921	昭和47年度から昭和55年度合計 無利子貸付
	公営企業金融公庫	2,503,000	昭和50年度から昭和55年度合計
	百十四銀行	3,746,297	昭和47年度から昭和55年度合計
	香川県（出資金）	1,558,782	昭和47年度から昭和55年度合計 （この他に昭和46年度の調査費財 源の10,000千円）
	初期投資財源合計	10,300,000	
料金収入		15,433,305	昭和55年度から平成22年度合計 （平成22年度は見込額による）
総合計		25,733,305	

2. 総支出

(単位：千円)

	項目	金額	摘要
初期投資		10,300,000	工事費（道路、トンネル等の工費、 用地及び補償費、事務費等）
支出	維持管理費	5,335,816	昭和55年度から平成22年度合計 （平成22年度は見込額による）
	建設費利息	3,376,824	昭和55年度から平成10年度合計
	運営費利息	4,528,368	昭和55年度から平成14年度合計
借入金返済額		2,192,297	
総合計		25,733,305	

③借入金等残高

(単位：千円)

相手先	金額	摘要
県出資金	1,568,782	調査費分10,000千円を含む
県借入金	6,560,503	無利子貸付
合計	8,129,285	

結果的には81億円の県からの借入金等が残ることになり、投資額が未回収となったことを示している。

次に、高松坂出有料道路事業における県の実質負担額について検討する。

考え方として様々な見解があるが、ここでは二通りの考え方での県の実質負担額を試算す

る。

第1は、無料化し県の直轄道路となるため、見込借入金残高等合計の81億円全額が、県の実質負担とする考え方である。道路資産は、道路整備特別措置法第52条の規定により、料金徴収期間満了日の翌日に道路管理者である県に無償で帰属することになり、残債務は別途の処理が必要となるためである。

第2は、県に移管する時点での再調達原価相当額の価値を認め、見込借入金残高等合計の81億円との差額分が、県の実質負担とする考え方である。県に帰属する道路やトンネルの資産価値を認める考え方である。

(県担当課による試算を利用し、当職でも試算した金額 単位：百万円)

区 分	実整備費用 (A)	直近で整備した場合 の整備費用(B) (国土交通省建設工事費 デフレーターで推計)	減価率 (C)	評価額 実際整備費用で計算した 場合 $A \times (1 - C)$	評価額 直近整備費用で計算した 場合 $B \times (1 - C)$
工事費	5,395	8,618	0.474	2,836	4,533
用地費補償費	2,955	2,955		2,920	2,920
測量試験費	170	工事費に含む		170	
事務費等	616	616		616	616
県に帰属する 資産価額	9,136	12,189		6,542	8,069

・減価率については、経過年数÷耐用年数で計算している。経過年数は30年、耐用年数は道路48年、橋60年、トンネル75年である。

・この表で用いた減価率0.474は工事費に占める道路、橋、トンネル等の加重平均による減価率である。

・用地費は県の地価調査の変動率で時点修正してある。

・補償費、事務費等については実際整備費用の金額と想定してある。

高松坂出有料道路の資産価値をどのように見るのかによって、県の実質負担額がいくらになるかは異なってくる。

見 解	資産価値	見込借入金等残高合計	実質負担額
第1の見解	ゼロ	81億円	81億円
第2の見解(1) 実整備費用での 評価額	65億円	81億円	16億円
第2の見解(2) 直近整備費用での 評価額	80億円	81億円	1億円

3) 事業遂行的側面

1. 解散時処理のあり方

基本的なスキームは、公社保有の道路等を県に移管し、県は補助金を公社へ交付し、同時に県出資金と県貸付金を回収するというものである。

担当課の他県調査では、道路公社において借入金の返還が困難な場合に、県が補助金・負担金交付により支援した事例は12件あり、債権放棄をした事例はゼロであった。また、県出資金の処理については、補助金・負担金交付により返還させた事例が8件、債権放棄が1件、返還も債権放棄もしない事例（滅失）が6件であった。

香川県の場合、どの債務処理方法を採用しても県の財政負担の面からは同じであるが、他県事例や国及び弁護士の意見を参考にしつつ、貸付金及び出資金について、補助金交付により債務処理を行う方法を選択している。

債権放棄でもほぼ同じことが言えるのだが、このスキームには三つの課題がある。

第一は、情報開示の徹底である。この点については、平成21年6月23日付け総務省自治財政局長「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」の第三セクター等の抜本的改革等に関する指針に準じ、事業採択から現状に至った経緯、当該事業の清算が最善の選択であると考えられる理由などを明確に説明する必要がある。

県側ではこれまで、料金徴収期間を延長せず、無料化することについては、平成21年11月26日の県議会代表質問答弁で「料金徴収期間終了後の取扱いについては、これまで、様々な観点から慎重に検討を重ねてまいりましたが、地元高松市・坂出市ともに無料化を強く望んでいることや、無料化した場合、有料道路の交通量が大幅に増加し、さぬき浜街道全体の有効活用が図られること、また、並行する国道11号や県道高松善通寺線の混雑緩和が図られるなど、その効果が広く及ぶものと考えております。このようなことから、料金徴収期間の延長による一定の債務の縮減よりも、無料化による効果を発現することが、県民生活の利便性の向上や地域経済の活性化に、より一層大きく寄与するものと判断し、平成22年度末の料金徴収期間終了をもって無料化したいと考えております」と説明されている。

第二は、補助金を公社へ交付し、県は貸付金と出資金を回収する手法であるため、公益性についての合理的な説明が必要となることである。

公益性については、平成22年3月5日の県議会環境建設委員会答弁で「補助金交付としたのは、無料化すると有料道路の交通量が大幅に増加し、さぬき浜街道全体の有効活用が図られること、これにより並行する国道11号、県道高松善通寺線などの混雑緩和が図られるなど公益性が大きいこと、また、補助金交付により、無料化や道路公社の解散に向け、早期に関係機関との協議や法令に基づく諸手続きを円滑に進めることができるからである。」と説明されている。

この2つの説明責任については、県はこれまで県議会の場やマスメディアを通じて、一

定の責任を果たしていることは認められるが、県民理解を得るためには、更なる説明を行っていくことが望まれる。(意見)

第三は、補助金交付に係る実績についての結果分析の必要性である。公益性があると判断しての 81 億円の補助金投入に対して、事後の一定時点で、当初の目的を達成したか否かについての成果分析あるいは効果分析が求められることになろう。補助金での処理を選択した以上は、その効果についての検証作業を行うことが必要である。無料開放後は交通量調査を実施し、推計交通量と比較して公表するなど、補助金交付に係る実績についての結果分析が必要である。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 解散時処理のあり方についての説明責任

道路公社解散に伴う補助金での総額 81 億円の借入金及び出資金の債務処理については、事業採択から現状に至った経緯、当該事業の清算が最善の選択であると考えられる理由、補助金交付の目的、効果、必要性などについて県民に対し更なる説明を行っていくことが望まれる。

2. 補助金効果の結果分析

無料開放後は交通量調査を実施し、推計交通量と比較して公表するなど、補助金交付に係る実績についての結果分析が必要である。

1 4. 香川県住宅供給公社

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

県の住宅施策の実施部門として県の住宅政策に呼応し、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 資本金等

出 資 者	出資金額 (千円)	出資比率 (%)
香 川 県	10,000	100.0

香川県の出資比率が、100%となっているのは、香川県の宅地供給施策を実施するために設立されており、その設立根拠法令である「地方住宅供給公社法」第4条(出資)「地方公共団体でなければ、地方公社に出資することができない。」に依るものである。

3. 沿革

昭和29年7月8日 財団法人香川県住宅協会設立

昭和40年6月10日「地方住宅供給公社法」制定

昭和40年8月2日 香川県住宅供給公社(以下、「当該公社」という。)に組織変更

2) 事業内容

当該公社は、設立以来、宅地造成事業、分譲住宅事業等を行い、今日に至るまで高松市郊外を中心とした5市3町で住宅団地を開発・分譲し、45団地、約4,100区画を供給し、地域の住まいづくりの一翼を担ってきた。

その後、住宅の普及や地価の下落等、社会情勢の変化により、また、民間業者による開発・供給が行われるようになった等を踏まえ、当該公社は、新たな宅地開発を中止し、残る区画の販売促進に取り組んでいる状況である。県としては、住宅不足地域での住宅・宅地の供給という住宅供給公社の役割は終えたとして平成17年11月議会において県知事が「5年以内の廃止・解散に向け取り組む」旨を表明し、それから5年目にあたる平成23年3月末の解散に向けて、その準備が進められている。これは、平成17年の「地方住宅供給公社法」の改正により、設立団体の判断による自主的な解散が可能になったことによるものである。

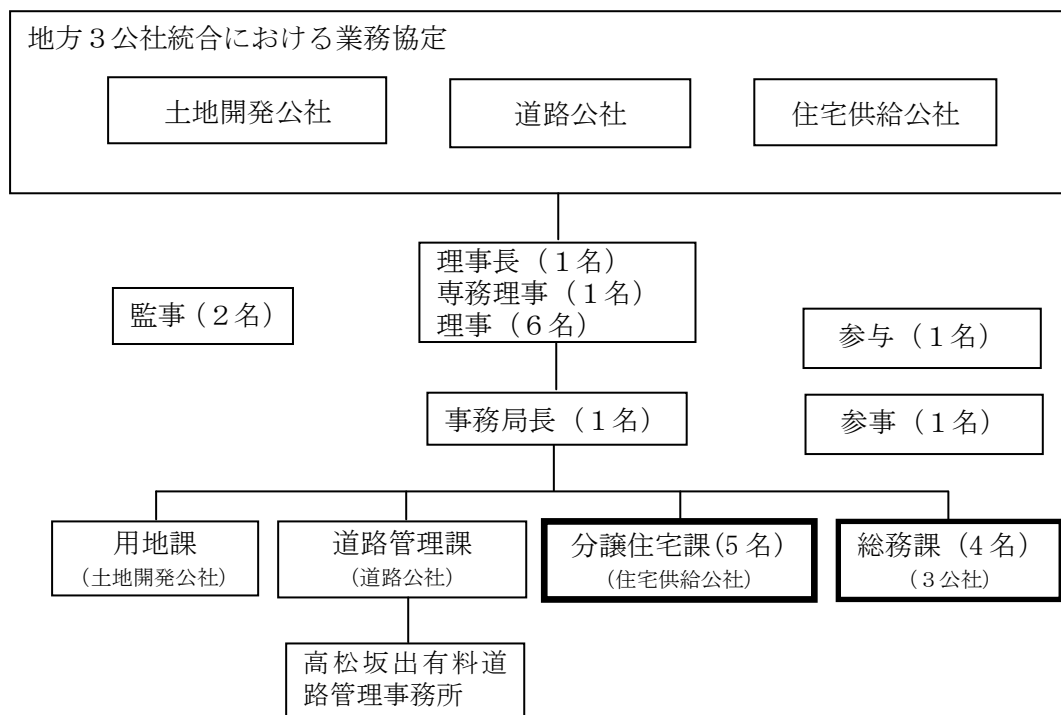
当該公社も、これに合わせて、任意解散ができるように、定款を改正している。

平成21年度の事業概要は、宅地造成事業については、残っている丸亀垂水南団地等に

において区画変更・境界フェンス設置工事等を行っている。また、宅地分譲事業については、丸亀垂水団地で2区画、丸亀垂水南団地で10区画の契約が成立し、宅地の引渡を行っている。

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日現在)



2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度)

区 分	配置人員 (人)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長	1			2,013
理事(常勤)		1		
理事(非常勤)	3		3	
監事			2	
事務局長	1			46,644
職員(正規)	4		3	
嘱託職員			1	
臨時職員			2	
派遣社員			1	
				—

(注) 平成22年3月末に退職者がいるが、上記の表では在職として掲げた。
派遣社員は派遣会社からの派遣で、当社は派遣会社に業務委託料を支払っている。

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表

(単位:千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産	728,064	1) 流動負債	2,440
現金預金	177,253	未払金	938
有価証券	499,628	前受金	46
分譲事業資産	50,915	預り金	1,456
その他	268	2) 固定負債	114,449
2) 固定資産	160	退職給与引当金	74,521
有形固定資産	83	未成原価仮勘定	39,928
無形固定資産	75	負債合計	116,889
その他固定資産	2	資本金	10,000
		利益剰余金	601,335
		資本の部合計	611,335
資産の部合計	728,224	負債・資本の部合計	728,224

(注) 1. 借入金はない。

2. 分譲事業資産は未分譲宅地24区画分である。

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額
分譲宅地事業収益	74,930
分譲事業原価	35,069
一般管理費	45,843
事業利益	△5,982
その他経常収益	3,213
その他経常費用	91
経常利益	△2,860
特別利益	1,979
特別損失	7,579
当期純利益	△8,460

なお、香川県住宅供給公社は平成23年3月をもって解散予定である。

5) 財政力、採算性、収支状況

平成20年度、21年度ともに経常損益はマイナスである。事業利益からは一般管理費を賄っていない。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 香川県は、香川県住宅供給公社、香川県土地開発公社及び香川県道路公社の3公社の事務局部門を、事務効率化のため、「香川県地域づくり推進機構」として統合している。これにより、専務理事（県退職者1人）、事務局長（県派遣1人）、総務課長（県派遣1人）は3公社を兼務しており、その人件費については、3公社間で3分割し負担している。

その他に県派遣による職員が1名住宅供給公社専任で従事している。

県からの派遣職員の人件費は、当公社の自主事業からの財源により支給している。

2. 退職金

当該公社のプロパー職員3名の内、平成22年3月31日付にて2名が定年退職し、退職金を支給しているが、多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。残りの1名も平成23年3月末に定年退職予定とのことであるが、退職金の引当計算を見ると同様にやや高水準である。

なお、「退職給与引当金」は、年度末における要支給額相当が計上されており、会計的には、問題はない。

2) 財政的側面

1. 香川県からの出資は、100%であるが、10,000千円のみである。香川県からの委託事業、補助金はなく、そういう意味では、財政的に県からの収入はない。

また、当該公社は、香川県を含め、借入金は一切ない。

2. 資産運用等

当該公社の定款第27条（余裕金の運用）に以下のように規定されている。この規定は、「地方住宅供給公社法」第34条の規程に準じたものである。

「この地方公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金の運用をしてはならない。

- 一 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 その他国土交通省令で定める方法

当社の金融資産は、銀行預金（普通預金、定期預金）並びに国債により運用されており、「定款」に合ったものであり、問題はない。

3) 事業遂行的側面

香川県の住宅施策を実現すべく事業を展開してきたが、香川県からの受託事業等はない。

4) 解散・清算に向けた動き

(1) 概要 2) 事業内容に記述したとおり、当該公社は、その役割は終えたとして平成23年3月末をもって解散すべく、準備に入っている。

1. 解散及び清算のスケジュール（予定）

平成22年10月	当該公社理事会における解散同意議決
平成22年12月	11月県議会で公社解散議案の議決
平成23年1月	国土交通大臣への解散認可申請（公社法第36条第2項）
平成23年3月末	国土交通大臣の解散認可、解散
平成23年度～	清算人（理事長及び理事）の就任（公社法第37条） (清算期間は2年間を予定)
平成24年度末	清算終了、県への承継

2. 解散までの主な業務

当該公社は、解散に向け次の業務に取り組んでいる。

- ① 未分譲宅地の売却：早期売却に向けて積極的に販売促進に取り組んでいる。平成22年度当初、未分譲宅地は24区画あったが、平成22年9月末現在で残り9区画となっている。
- ② 分譲した団地に残っている当該公社名義の集会所用地、道路、水路等の土地の所有権移転による整理業務を行っている。具体的には、団地自治会の法人化（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁団体）を推進して所有権移転を行ったり、道路・水路等団地自治体が受けない土地については市町へ所有権移転を行ったりしている。また、分譲時に買戻特約（分譲住宅は5年間又は10年間、分譲宅地は6年間）の付記登記をしていたが、これの抹消登記にも取り組んでいる。

これらの費用は、全て当該公社が負担して行っており、平成21年度決算では、3,931千円が特別損失として処理されており、平成22年度予算では20,109千円を予定している。

3. 財務状況

既にみたように、平成22年3月31日現在、借入金は長期・短期共になく、剰余金（利益剰余金）が約601,000千円残っている。従って、解散及び清算業務に要する費用、損失については剰余金での処理が可能な状況となっている。

4. 職員の状況

平成22年度では、プロパー職員が1名いるが、年度末に定年退職予定であり、これによりプロパー職員はいなくなる。この職員に対する退職金については、要支給額相当額を退職給与引当金として引当済みである。

平成23年度以降の清算業務は、嘱託（県退職者）等で行うこととしている。

5. 残余財産の帰属

清算業務の終了後、上記で見たように財産が残る見込みとなっているが、この残余財産は、香川県に引き継がれることになる。これは、地方公共団体の外郭団体の廃止という観点に立った場合、損失等を税金という県民の負担で償うことなく整理できたということとなり、理想的な処理といえよう。

（3）指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

特になし

15. (財) 明治百年記念香川県青少年基金

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

明治百年を記念して、香川の青少年が、その成果を受けつぐ誇りと責任を自覚し、自らの手で次代を開く夢と希望に満ちて進むよう青少年文庫の設置運営、青少年の国際交流事業の推進など青少年育成事業を積極的に実施し、その健全育成を期し、郷土の進展に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

出資総額 608,045 千円のうち、県出資額は 590,000 千円 (97%) である。

3. 沿革

昭和43年5月5日 設立

2) 事業内容

平成21年度の事業内容は次のとおりである。

1. 国際交流事業 (事業主体は内閣府)

内閣府青年国際交流事業として、国際交流事業に参加する青年の推薦、及び、外国青年等の受入事業としてドミニカ共和国及びラオス人民民主共和国から22名の受入を行った。

2. 子ども読書推進事業

子どもの読書を推進する取組みの裾野を拡げ、子どもの夢や想像力、豊かな感性を育み、地域の子どもの健全育成を図ることを目的とした活動の支援を実施した。

14団体に対して845千円の助成金を支給した。

3. 県民運動提案活動支援事業

県民運動の活発な動きを県内に広げ、定着させるために、他の団体、地域への波及が見込める先進的、模範的な事業を実施する校区会議等を支援した。

10団体に対して、2,786千円の助成金を支給した。

4. 研修支援事業 (平成22年度から研修事業)

5. 体験活動事業

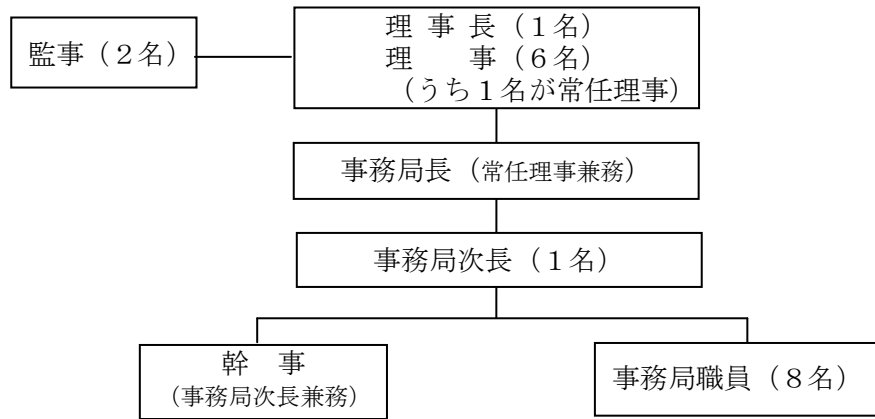
6. 青少年健全育成啓発事業

7. 広報活動事業

8. 基本財産の運用

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日)



2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度)

区 分	配置人員 (人)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長		1		0
理事 (常勤)	1			
理事 (非常勤)			5	
監事 (監査役)			2	
事務局長	(1)			1,914
職員	8		1	

()内は理事と兼務

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表概要

(単位:千円)

資産の部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産		1) 流動負債	339
現金預金	43,631	2) 固定負債	
その他	632	負債合計	339
流動資産合計	44,263		
2) 固定資産		1) 指定正味財産	
1. 基本財産		投資有価証券	508,640

定期預金	741	定期預金	741
投資有価証券	508,640	普通預金	661
出資金	100,000	出資金	100,000
基本財産合計	609,381	指定正味財産合計	610,042
2. その他固定資産	105	2) 一般正味財産	43,368
固定資産合計	609,486	正味財産合計	653,410
資産合計	653,749	負債及び正味財産合計	653,749

2. 正味財産増減計算書概要

(単位：千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常収益	
1. 基本財産運用益	7,277
2. 雑収益	101
経常収益合計	7,378
2) 経常費用	
1. 事業費	5,134
2. 管理費	2,409
経常費用合計	7,543
当期経常増減額	△165
経常外収益	112
経常外費用	
当期一般正味財産増減額	△53
一般正味財産期首残高	43,421
一般正味財産期末残高	43,368
II 指定正味財産増減の部	
1. 基本財産運用収入	7,451
2. 一般正味財産への振替高	△7,277
当期指定正味財産増減額	174
指定正味財産期首残高	609,868
指定正味財産期末残高	610,042
正味財産期末残高	653,410

5) 採算性

基本財産の運用益の範囲内で事業を実施し、その他の独自財源をもたない。投資有価証券に含み損 約 2,000 万円を有するが、それを控除しても一般正味財産残高はプラスで残る状態である。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 職員の職務専念義務

事務局職員は、1名を除いて全て県職員である。「職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条の特例により、「職務に専念する義務の免除承認申請書」により承認され、当財団法人の事務運營業務を実施している。所要日数は、各人年間3日～10日程度である。財団法人へ人件費の負担は、求めている。

2. 職員の雇用に関する規程

雇用期間は1年を超えない期間で、更新を妨げない。

基本賃金は、日額制である。

退職金は無い。

2) 財政的側面

1. 基本財産の資金運用

(単位：千円)

投資先、銘柄等	帳簿価額	時 価	評価損益
国債及び地方債	408,640	419,418	10,778
メリルリンチパワーリバース債	100,000	68,280	△31,720
投資有価証券合計	508,640	487,698	△20,942
定期預金	741	—	—
出資金	100,000	—	—
合 計	609,381	—	△20,942

債券として、「期限前償還条項付きパワー・リバース債」を購入している。この債券はメリルリンチ証券会社米国本体発行、償還期限30年、当初2年間利率4%、3年目以降は円と米ドルの為替相場により変動する。現在の1ドル85円程度の場合は、実質金利は1%未満となる。

平成15年3月にパワー・リバース債(額面5千万円、25年債)が繰上償還された際に他の地方債及び定期預金合計5千万円と合わせて、1億円のパワー・リバース債(30年債)を購入したものである。年間金利4%は当時の10年国債0.8%等と比較すると高い利回りである。事務局長の承認により採決された。

当時、他の外郭団体の資金運用では、アルゼンチン債の破綻により損害を受けた法人も

あり、資金運用のあり方についての指導が十分であったかどうかは疑問が残る。

現在では、基本財産等の運用については、理事会（予算理事会）にて満期を迎える債券等については「国債、地方債及び定期預金で運用を行う。」と議決がなされ、当該議決により事務局にて満期債券の償還及び次の運用の選定がなされており、特に問題はない。

なお、当職としては、財団としての資産運用の基本的考え方、具体的運用先、運用手続き等についての資産運用規程を定めておくのが望ましいと考える。（意見）

3) 事業遂行的側面

1名の職員を除き事務局職員は全て県職員であり、なおかつ、その全員が職務専念義務免除の承認を受けて当法人の業務を行っている。業務内容は国際交流事業、青少年健全育成事業であり、他の外郭団体との接点のある分野でもあるので、今後とも他の外郭団体との効果的な事業連携を検討することが望ましい。（意見）

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし。

2) 意見

1. 資産運用規程の整備

財団としての資産運用の基本的考え方、具体的運用先、運用手続き等についての資産運用規程を定めておくのが望ましいと考える。

2. 事業連携

業務内容は国際交流事業、青少年健全育成事業であり、今後とも他の外郭団体との効果的な事業連携を検討するのが望ましい。

16. (財)香川県国際交流協会

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

財団法人香川県国際交流協会（以下、当該協会）は、県、市町、民間団体等と連携しつつ、多くの県民の参加の下に国際交流を推進し、世界の人々との相互理解と友好親善を図り、もって、県民福祉と世界に開かれた地域づくりの促進に寄与することを目的として設立された。

2. 基本財産等

出資総額 10 億 6,100 万円 6 千円。うち、県出資は 9 億 5,000 万円。出資比率 89.5%。

3. 沿革

- 平成 元 年 10 月 (財)香川県国際交流協会 設立
- 平成 元 年 12 月 香川県丸の内庁舎に事務所を開設
- 平成 2 年 1 月 自治大臣（当時）から「地域国際化協会」に認定
- 平成 7 年 4 月 香川国際交流会館に事務所を移転
- 平成 8 年 7 月 (財)香川県語学研修センターを統合し、外国語講座を開始
- 平成 18 年 4 月 香川国際交流会館の指定管理者となり、通訳等ボランティア派遣事業を開始
- 平成 20 年 3 月 多言語生活ガイドブック・会話集を発行
- 平成 21 年 7 月 多言語FMラジオ放送番組を開始
- 平成 21 年 10 月 協会設立 20 周年記念式典を開催

2) 事業内容

当該協会の平成 21 年度に実施された事業の主なものは以下のとおりである。

国際交流普及啓発事業	国際交流行事、グローバルセミナー、国際理解講座、県国際交流協会設立 20 周年事業、陝西省友好提携 15 周年記念事業
民間交流団体・ボランティアへの支援・育成	民間国際交流団体への後援・助成、国際交流ボランティアの登録・組織化、地域日本語ボランティア養成講座
在県外国人支援事業	日本語講座、日本語サロン、人権法律相談、生活相談、留学生住宅確保支援事業、通訳等ボランティア登録・派遣・育成事業、多言語生活ガイドの改訂など
国際交流に関する情報収集及び提供	機関誌の発行、海外留学・ワーキングホリデー情報フェア
国際協力事業	アイパル国際協力塾、国際協力セミナー、海外技術研修員受入事業、海外移住事業費補助金交付事業、カンボジア環境技術協力事業
語学研修事業	外国語講座（8ヶ国語）、夏期英語セミナー、外国語講座“夏期特別編”、語学特別講座
香川国際交流会館(アイパル香川)管理運営事業	アイパル香川の会議室等の利用の受付、会館使用料の収納、交流フロアやライブラリーの管理・運営・整備

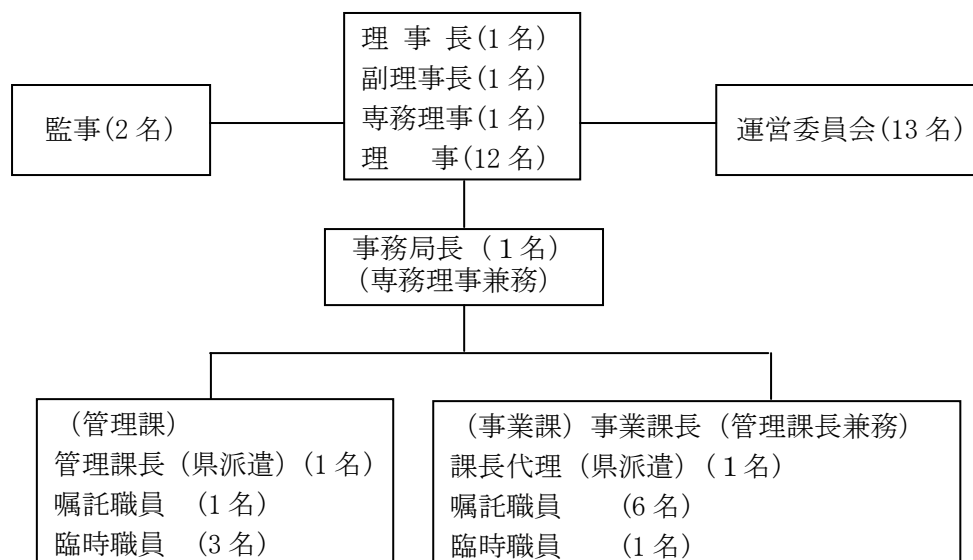
3) 施設概要

交流談話室、図書閲覧室、友好交流展示室、展示室、各種会議室（貸館）

名 称	面 積	収 容 人 員	附属設備
大会議室 (第4・5・6会議室)	212 m ² (各 53 m ²)	128人(教室型式) 64人(円卓型式) 約230人(劇場型式)	同時通訳設備、音響機器、ビデオプロジェクター等各種映像機器
第1会議室、第2会議室、第3会議室	各 53 m ²	各 30人(教室型式)	音響、各種映写機器
和室、小会議室	各 24 m ²	和室 12人、小会議室 10人	

4) 組織・人員構成

1. 組織図（平成21年4月1日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長			1	6,166
理事（常勤）		1		
理事（非常勤）	1		12	
監事（監査役）			2	
事務局長				46,283
職員（正規）	2			
嘱託職員			7	
臨時職員			4	

3. 給料及び退職金

当該協会の正規職員は県からの派遣であり給料・退職金ともに県職員に準じて支払われることになる。県職員以外は嘱託あるいは臨時職員での雇用であり、賃金規定が作成されているが、退職金については支給対象者がいないこともあり作成されていない。

5) 財務分析（平成21年度）

1. 要約貸借対照表（一般会計・特別会計 合計）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預金	25,600	未払金	6,563
未収金	17,031	前受金	3,436
流動資産 合計	42,632	預り金	739
基本財産	1,036,006	負債合計	10,739
その他固定資産	66,691	指定正味財産 計	1,036,006
固定資産 合計	1,102,697	一般正味財産 計	98,585
		正味財産合計	1,134,591
資産合計	1,145,330	負債・正味財産合計	1,145,330

2. 要約損益計算書

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
事業費	63,044	基本財産運用益	11,296
管理費	7,852	事業収益	68,290
会館管理費	41,111	受取補助金等	1,990
費用合計	112,008	受取負担金等	522
一般正味財産増減額	△3,307	雑収益	1,602
		基本財産取崩益	25,000
		収益合計	108,701

6) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

正味財産は11億円あり、そのほとんどが預金及び国債・地方債で運用されている。一部民間企業の社債を購入しているが、東京電力債であり問題はないと考える。負債はほとんどなく、財政状態は健全であるといえる。

但し、採算面については、事業に係る費用は基本財産の運用益と事業収入により賄い、会館管理費についても県からの委託料で賄っているが、公益事業に係る事業費については一部基本財産の取り崩しにより、その財源をねん出している状況である。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 県派遣職員のあり方

派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。(意見)

2. 理事の人選および理事会の機能

理事会の出席状況は以下のとおりである。なお、3回の理事会にすべて出席している理事は3名である。

	理事総数	出席者	委任状出席	書面評決
第43回(平成21年6月30日)	15名	4名	9名	
第44回(平成21年12月21日)	15名	3名		12名
第45回(平成22年3月26日)	15名	6名	9名	

以上のような状況で、果たして理事として職務と責任を十分に果たせるのであろうか。理事の人選についての見直しを考えるべきではないだろうか。(意見)

3. 理事の報酬

当該協会の理事には報酬を支払っていない。役員報酬に関しては寄附行為第18条において「役員は無給とする」と規定されており問題はない。

理事には退職金は支払われないことになっている。しかしながら退職金支払についての規則は定めていない。支払がされないと決めたのであれば、退職金規程を定め、その旨を明記する必要がある。(意見)

4. 監事の人選及び機能

監事は2名であり、会計専門家と他財団の理事長である。

監事の役割については、寄附行為第15条の5にて「当該財団の財産の状況の監査、理事の業務執行状況の監査及びそれらに不正の事実が発生した時の報告義務」が定められている。これに関し、平成20年事業年度の事業報告及び収支決算の報告及び承認をすべき第43回理事会議事録を監査したところ、平成20年事業年度の監査報告書は作成されており、理事会への報告も適正にされており問題はない。

2) 財政的側面

財政構造の基盤確立の必要性

平成19年度から理事会及び県の承認を得て、県からの出資10億円を毎年2,500万円ずつ、5億円に達するまで取り崩すことになっている。平成21年度も2,500万円を基本財産取崩益として計上している。この取り崩しは、海外技術研修員受入事業を県から移管

された際、その原資に充てるとともに、県からの補助金の廃止（専務・事業課長代理の人員費相当額）に対応することを目的とするものである。また、当該財団の基本財産は 10 億円以上あり、他の同様の財団と比較しても基本財産が大きいということも取り崩しの理由の一つである。

県財政が悪化の折、余剰ともいえる基本財産を取り崩して財団の本来の目的に使用することは合理性があると思われる。その一方で、取り崩す基本財産には限りがあり（平成 19 年から 20 年間）、いつまでも取り崩しを続けるわけにはいかない。公益法人への移行に際して、公益事業としては基金の取り崩しを財源とするのではなく、自主財源を確保するよう努め、財政構造を改善しなければならない。（指摘）

3) 事業遂行的側面

1. 海外技術研修員受入事業の見直し

海外技術研修員受入事業の、相手先である外国の国選定については一考してしかるべきであると考ええる。平成 21 年度は 3 カ国から研修員の受け入れをしているが、その中にはブラジルと中国が含まれている。中国などすでに GDP で日本を抜き去ろうとしているが、そのような国から技術研修員を受け入れる必要があるのだろうか。受入をする国を再選考するか、あるいは事業自体を技術研修員ではなく、別の目的にするか、見直す必要がある。（意見）

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

1. 財政構造の基盤確立の必要性

公益法人への移行に際して、公益事業としては基金の取り崩しを財源とするのではなく、自主財源を確保するよう努め、財政構造を改善しなければならない。

2) 意見

1. 海外技術研修員受入事業の見直し

受入をする国を再選考するか、あるいは事業自体を技術研修員ではなく、別の目的にするか、見直す必要がある。

2. 理事のあり方について

理事の人選についての見直しを考えるべきではないだろうか。また、退職金規程を定め、退職金の無い旨を明記すべきではないかと思われる。

3. 県派遣職員のあり方

派遣職員の給与の支給方法については、平成 21 年 12 月 10 日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。

17. (財) かがわ健康福祉機構

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

財団法人かがわ健康福祉機構（以下、当該財団）は、県民の健康増進と社会福祉の向上に必要な知識・技術の普及や人材の育成を図るとともに、高齢者がこれまで培った豊かな経験と能力を社会の各分野で発揮できるよう支援することにより、県民だれもが生涯を通じて、健康で明るく生きがいを持って暮らせる社会の実現に寄与することを目的として設立された。

2. 基本財産等

440,500 千円（うち、県出資額 428,000 千円。出資比率 97.2%。）

3. 沿革

昭和 52 年 4 月 1 日 (財) 香川県大的場健康体育センター 設立

昭和 54 年 5 月 2 日 (財) 香川県社会福祉研修センター 設立

平成 元年 6 月 7 日 (財) 香川県長寿社会センター 設立

平成 8 年 10 月 1 日 (財) 香川県社会福祉研修センターが(財) 香川県社会福祉総合センターと名称変更し、建物管理事業を追加した。

平成 9 年 4 月 1 日 (財) 香川県大的場健康体育センターと(財) 香川県長寿社会センターが合併し、(財) 香川県健康長寿財団を設立。

平成 16 年 4 月 1 日 (財) 香川県社会福祉総合研修センターと(財) 香川県健康長寿財団が合併し、(財) かがわ健康福祉機構(以下、当該財団という)を設立。現在に至る。

2) 事業内容

1. 香川県社会福祉総合センターの管理運営など（総務部）

香川県社会福祉総合センターの指定管理者として、会議室・研修室・ホールなどの貸出、利用料金の収入、福祉ライブラリーの運営を行うとともに、香川県以外の区分所有者からも委託を受け、センター全体の警備・設備維持管理業務を行っている。

2. 各種研修（研修部）

高齢者、障害者、児童等の支援に携わる社会福祉等関係職員に対して、専門的知識の習得及び技術の向上を図り問題解決能力を培うとともに、自己啓発を支援し、職場内研修の進め方についてなど、組織人としての能力と意識を高めるための研修を実施している。

3. 高齢者福祉事業（長寿社会部）

介護実習・普及事業、介護機器普及・相談事業、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加、全国健康福祉祭選抜大会への支援、ねんりんふれあい文化祭の開催、かがわ長寿大学の開講などの事業を実施している。

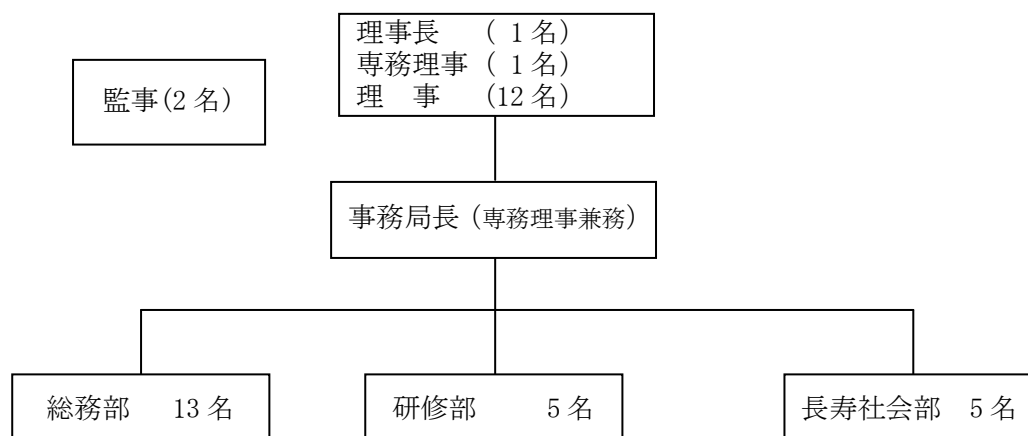
3) 施設概要(香川県社会福祉総合センター)

7階	大会議室、第一・第二中会議室、特別会議室（貸室）
6階	第一・第二研修室、OA研修室、和室研修室、介護実習室、調理実習室（貸室）、 （財）かがわ健康福祉機構（総務部、研修部）
5階	（社福）香川県社会福祉協議会（総務企画課、地域福祉課、施設福祉課）、日本赤十字社香川県支部、（財）香川県老人クラブ連合会、香川県婦人団体連絡協議会、 （財）かがわ健康福祉機構（長寿社会部）、（財）香川県身体障害者協会、香川県傷痍軍人会
4階	福祉ライブラリー、香川県視覚障害者福祉センター、（社福）香川県社会福祉協議会 （介護サービス情報公表センター、福祉人材センター、福祉施設経営相談室、福祉サービス評価推進室）
3階	文化教養室、健康プレイルーム（貸室）、こどもルーム、かがわ男女共同参画プラザ、ボランティア・男女共同参画交流室
2階	リハーサル室、第一・第二楽屋（貸室）、喫茶・軽食室「穂野花」
1階	コミュニティホール（貸室）、福祉用具展示場なんでも館、福祉の店、県民サロン
地下1階	駐車場（うち身体障害者・妊婦兼用駐車場1台）
地下2階	駐車場（うち身体障害者・妊婦兼用駐車場1台）
地下3階	高松地区熱供給センター（四国電力） （日赤病院、香川県庁、中央病院、高松病院へ熱供給）

なお、当該財団の他、香川県、（社福）香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、（財）香川県老人クラブ連合会、（財）香川県婦人教育協会（香川県婦人団体連絡協議会）、四国電力㈱が区分所有者として当該施設を所有している。

4) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日現在)



2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度)

区 分	配置人員 (人)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部プロパー	
理事長		1		13,906
理事(常勤)		1		
理事(非常勤)	1		11	
監事			2	
事務局長		常勤理事兼務		78,658
職員(正規)	1		2	
嘱託職員		6	4	
臨時職員			10	

5) 財務分析 (平成21年度)

1. 要約貸借対照表 (一般会計・特別会計 合計) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預金	59,807	流動負債 合計	24,081
未収金	13,661	退職給付引当金	6,627
前払金	187	財政調整積立資産	16,478
流動資産 合計	73,655	その他負債	6,401
基本財産	440,500	固定負債合計	29,507
特定財産	29,382	負債の部合計	53,588
退職給付引当資産	6,627		
財政調整積立資産	16,478		
その他特定資産	6,276	指定正味財産 計	440,500
その他固定資産	1,329	一般正味財産 計	50,779
固定資産合計	471,212	正味財産合計	491,279
資産合計	544,867	負債・正味財産合計	544,867

2. 要約損益計算書 (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
研修事業費	46,133	基本財産運用益	6,376
普及相談費	11,162	特定資産運用益	77
生きがいと健康づくり推進事業費	8,506	事業収益	221,433
かがわ長寿大学運営事業費	7,301	受取補助金等	28,931
情報提供事業費	21,745	受取負担金	30,422
センター運営費	131,089	受取寄付金	0
管理費	53,407	雑収入	1,471
費用合計	279,346	収益合計	288,712
一般正味財産増減額	9,365		

6) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

1. 財政力、債務残高

所有する財産のほとんどが預金及び国債・地方債である。債務のうち、退職金にあてる退職給与引当金は、退職給付積立預金で要支給額の1/3が積み立てられており、また、使途が限定されていない財政調整積立金も預金にて手当てされている。一般債務としての未払金があるが、金額的にも小さく支払余力は十分にある。

2. 採算性、収支状況

事業収入のうち、指定管理者としての県からの収入は1億6,600万円、県からの研修事業受託は1,200万円、施設の利用料金収入は4,300万円、研修などの受講料収入である受取負担金は3,000万円である。受取補助金は介護専門員の養成事業等として県から2,700万円、国の外郭団体から事業補助として110万円を受けている。

一方、施設の運営管理としての直接費用は1億3,000万円であり、収入から直接費用を控除した限界利益は3,600万円の黒字である。指定管理者としての上記事業収入及び本来の事業である研修事業の受託費や受講料収入等の合計額は1億1,300万円であり、事業としての支出額9,484万円を1,826万円上回っており、事業としての採算はとれている。

これらの限界利益合計額5,426万円(3,600万円+1,826万円)で間接費である管理費5,440万円をまかなっていることになっている。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 理事の役割

理事の理事会出席の状況は以下のとおりである。

	理事総数	出席者	委任状出席	書面評決
第41回(平成21年6月25日)	13名	9名	4名	
第42回(平成21年3月25日)	14名	8名	6名	
第43回(平成22年6月4日)	13名	8名	5名	

欠席者はいずれも委任状が提出されており理事会の成立には問題はない。しかし、欠席者のうち3名は第42回と第43回の両理事会ともに欠席していた。事業年度中に2回しかない理事会を2回とも欠席するという事は理事の役割を果たしているかどうか疑問である。3人のうち2人は首長をされており公務に多忙であることは容易に想像でき、このような方を理事に迎え入れること自体に無理があるのではないかと。理事の選任について早急に改善をすべきである。また、欠席者についても、委任状提出による欠席よりも書面評決制度を導入することを推奨する。

2. 理事の報酬

理事の報酬については、寄附行為第18条に規定され、第3項には「有給とすることができる役員その他前2項の規定の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経て理事長が別に定める」と規定され、役員報酬規定が定められているため、現状では特に問題はない。

なお、常勤役員への報酬決定の透明性を高めるためにも、また、新制度における法人では理事会等にて金額決議を要することなどを勘案すると、支給額についても理事会等決議が望ましい。

3. 監事の役割

寄附行為第15条の4において監事の役割が規定されている。監事は当該財団の財産状況と理事の業務執行状況の監査、及び不整の事実があった時の理事会報告を求められている。この規程によれば理事等の不正がなければ理事会への報告義務はないが、平成21年度の事業報告及び財務諸表の監査結果の報告は理事会になされている。問題ないと判断する。

4. プロパー職員の退職金

退職給与引当金は自己都合期末要支給額の1/3程度しか引当計上していないが、100%引当が望ましい。

なお、退職金の水準であるが、多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。

(意見)

5. 研修部における人材確保

全国的にもレベルの高い研修内容を維持しているが、30年以上プロパーとして経験してきたベテラン研修部長と県からの派遣の副部長ほか3名で運営されている。研修部長は定年退職し、現在は嘱託職員であることから研修業務の後継人材の確保及び県からの派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。(意見)

2) 財政的側面

1. 大阪市の公債購入

当該財団は大阪市の公債を、額面で1億1,918万円所有している。両公債ともに平成14年に購入したものであり、償還まであと2年弱である。

このうち1億円については、平成14年までは農林中金債により運用をしていたものを満期が来たために、野村証券高松支店、他8社に引合い書(見積り)を依頼した。東京都公債、政府保証関西空港債、東京電力債など、16種類の提案がなされた中で、証券会社が計算した最終利回りが最も高い大阪市の公債を選定した(最終利回り1.384%)。もっとも、東京電力債の最終利回りは1.395%で、こちらの方が高かったが、東京電力は私企業であり、倒産等の危険性を考えて大阪市公債にしたとのことである。東京電力債がデフォルトになるとは到底考えられないが、最終利回りも0.01%の差と大きな差はなく、より安全な公債を選択するという判断は適切であると理解できる。(意見)

3) 事業遂行的側面

1. 施設の利用方法と修繕計画

現在食堂については県有施設の目的外利用ということで、指定管理の対象外となっているが、施設の有効利用という観点からは一体管理できる方法を検討すべきと思われる。以前は民間業者が入居営業していたが、家賃・採算面から退去して現在は空室となっている。

会館建設以降 13 年が経過しており、大規模修繕の時期にきていると思われるため、長期的修繕計画に基づく計画的な修繕が必要である。また平成 21 年度の貸借対照表上、建物外壁検査積立資産・積立金が計上されているが、当財団として計上すべきものか県が負担すべきものかについての検討が必要である。なお、建物所有が香川県、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社他計 6 団体の区分所有権となっているため、その点についても今後の修繕等に際しては調整が必要である。(意見)

また、福祉の殿堂として「香川県社会福祉総合センター」として建設されたが、県の管理部分と指定管理者として管理している部分と合わせて総合的に有効活用に努める必要がある。今回改善すべき事項は以下の点である。(意見)

- ①喫茶コーナーの閉店状態
- ②和室の活用
- ③空調の効率化 (建物中央部が吹き抜けになっている部分)

2. 指定管理者制度と公益法人移行との関連

当財団は、公益財団法人への移行を考えているとのことであるが、現在の経常収益の大部分をセンターの管理受託収入、利用料金収入が占め、これらの業務は公益性のあるものではないため、公益目的事業比率などの基準を満たさない恐れがある。会館の貸与などの場合は公益目的での研修などに対する貸与は公益性があると認められる場合はあると思われるが、指定管理制度そのものに公益性があるとはいえないからである。

このため、公益財団を目指すのであれば、今後の事業内容などの見直しが必要である。当初は非公募により選任されたものと思われるが、次回選定時以降、そもそも財団として指定管理業務を今後とも行っていく必要があるか否かについての検討も必要と思われる。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. プロパー職員の退職金

退職金の水準であるが、多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律

に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。

2. 研修部における人材確保

全国的にもレベルの高い研修内容を維持しているが、30年以上プロパーとして経験してきたベテラン研修部長と県からの派遣の副部長ほか3名で運営されている。研修部長は定年退職し、現在は嘱託職員であることから研修業務の後継人材の確保及び県からの派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。

3. 資産運用指針

地方公債を購入する場合には地方自治体の財政状態も考慮して購入を決定することが望ましい。

4. 施設の利用方法と修繕計画

長期的修繕計画に基づく計画的な修繕が必要である。

また、建物外壁検査積立資産・積立金が計上されているが、当財団として計上すべきものか県が負担すべきものかについての検討が必要である。なお、建物所有が香川県、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社他計6団体の区分所有権となっているため、その点についても今後の修繕等に際しては調整が必要である。

さらに、県の管理部分と指定管理者として管理している部分と合わせて総合的に有効活用に努める必要がある。

5. 指定管理者制度と公益法人移行との関連

公益認定を目指すのであれば、今後の事業内容などの見直しが必要である。当初は非公募により選任されたものと思われるが、次回選定時以降、そもそも財団として指定管理業務を今後とも行っていく必要があるか否かについての検討も必要と思われる。

18. (財) 香川県ボランティア基金

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

ボランティア活動の振興・調整及びボランティア活動に関する調査・研究等を行い、もって、県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

出 資 者	出資金額 (千円)	出資比率 (%)
香川県出捐金	250,000	78.4
(社福) 香川県社会福祉協議会	32,720	10.3
(社福) 香川県共同募金会	36,304	11.4
基本財産毀損額	△13,550	注)
現時点での正味基本財産	305,474	

香川県の出資総額に対する比率は78.4%である。

注) 基本財産毀損額はアルゼンチン債券への投資に伴う損失

内容については、(2) 監査の結果 (2) 財政的側面に記載

3. 沿革

昭和56年7月1日 設立

2) 事業内容

1. 広報・啓発事業

- ①情報誌の発行
- ②インターネットによるボランティア情報提供

2. 活動助成事業

- ①サンサン祭り 愛の広場への後援と助成
- ②ボランティア活動団体・グループ助成
- ③「福祉の町づくり事業」への助成
- ④「ボランティア活動保険」保険料の助成

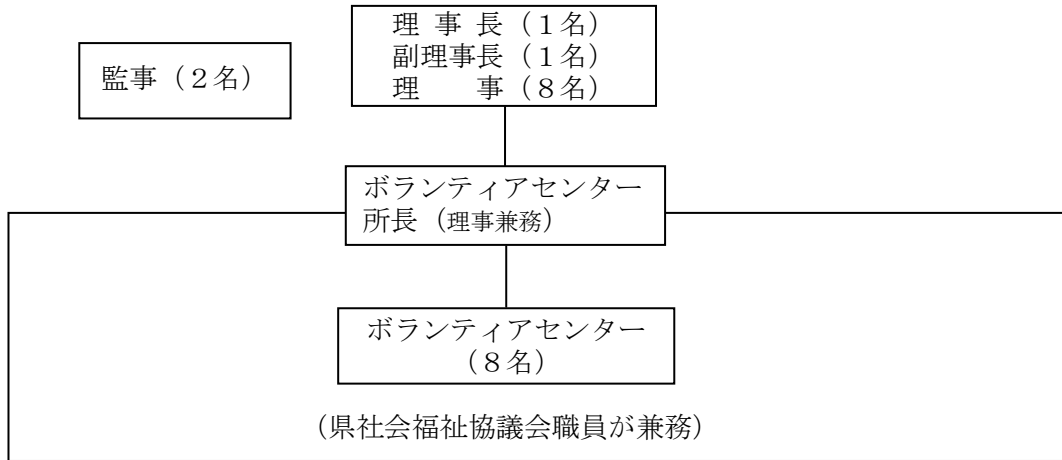
3. 研修・ボランティア体験

- ①ボランティアスクールの開催
- ②ボランティアコーディネーター研修会の開催
- ③ボランティア活動の推進

4. 相談・あっせん・援助業務

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日現在)



2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度)

区 分	配置人員 (人数)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長			1	45
理事 (常勤)		1		
理事 (非常勤)	2		6	
監事 (監査役)			2	
事務局長		理事が兼務		0
職員 (正規)			8	

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表概要

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
1) 流動資産		1) 流動負債	
定期預金	721,393	未払金	66,610
普通預金	1,691,322	流動負債合計	66,610
仮払金	2,790	負債合計	66,610
流動資産合計	2,415,505		
2) 固定資産		正 味 財 産 の 部	
1. 基本財産		1) 指定正味財産	
投資有価証券	299,898,201	指定正味財産	286,474,913
定期預金	2,576,712	2) 一般正味財産	
普通預金	3,000,000	一般正味財産	21,606,372

基本財産合計	305,474,913	(うち基本財産への充当額)	(19,000,000)
2. その他固定資産	257,477	正味財産合計	308,081,285
固定資産合計	305,732,390		
資産合計	308,147,895	負債及び正味財産合計	308,147,895

2. 正味財産増減計算書概要 (単位：円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常収益	
1. 基本財産受取利息	5,371,956
2. 受取補助金等	9,300,000
3. 雑収益	2,501,013
経常収益合計	17,172,969
2) 経常費用	
1. 事業費	
助成金	11,772,180
その他	2,363,407
2. 管理費	
減価償却費	127,779
その他	2,525
経常費用合計	14,265,891
当期経常増減額	2,907,078
経常外収益	0
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	2,907,078
一般正味財産期首残高	18,699,294
一般正味財産期末残高	21,606,372
II 指定正味財産増減の部	
1. 基本財産受取利息	5,112,605
2. 一般正味財産への振替高	△5,112,605
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	286,474,913
指定正味財産期末残高	286,474,913
正味財産期末残高	308,081,285

5) 採算性、収支状況

平成19年度、20年度、21年度の経常損益はプラスである。但し、過去の投資損失の埋め合わせのための基本財産への繰入金負担(300万円)が今後4~5年続く。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 人員構成

常勤理事は香川県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)の常務理事が兼務しており、職員8名についても県社協の職員が兼務している。但し兼務に伴う人件費については負担していない。同様に兼務している財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団の場合は人件費2名相当分を県社協に対して負担金支出として支払っており、整合性をとるためには人件費のあり方についての検討が必要である。(意見)

2) 財政的側面

1. 出資比率

平成9年に購入したアルゼンチン共和国ユーロ円建て債券(取得価格5,100万円)が同国の対外債務一時支払い停止宣言によって全く償還されない危険性が発生したため17年に売却した。売却代金1,375万円との差額3,725万円については、当時の運用責任者の補てん、その後の各年度の運用収益からの補てん(各年度300万円ずつ)により充当しているが、21年度末でなお、1,355万円の基本財産不足となっている。

アルゼンチン債への投資損失は、財団法人香川県ボランティア基金(以下、「当該財団」という。)の業務が、すべて県社協事務局職員の兼務によっており、当該債権の購入に当たっても、理事会決議などを得ずに、当時の県社協の常務理事が実質的に専決していたことによって生じたものである。その後の運用については、当該財団の寄附行為、処務規程、基本財産運用管理規程に基づいて手続的には問題なく運用されているが、実質的に専任職員がいないという点では変わらず、組織の実態としては欠ける面がある。

なお、当該債権については、当該財団と同様に県社協が実質的に管理運営している財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団でも購入されており、同額の損失が生じている。

資産運用についての運用指針が必要である。(指摘)

3) 事業遂行的側面

収入は、基本財産運用収入、共同募金会からの受取補助金、ボランティア保険料自己負担分としての雑収入であり、原則として事業費及び管理費に使用されているが、前述のように基本財産の補填のため、収入の内300万円程度は内部留保されている。

経常費用に占める事業費対管理費の比率は99:1であり、人件費負担がないこともあり、支出のほぼすべてが事業費に費消されている。さらに事業費のなかでも助成金の割合が83%を占めており、経費の使われ方としては問題ないものと考えられる。

但し事業の内容について検討すると以下の事項が指摘できる。

1. 継続的な助成事業の見直し

21年度実績で見るとボランティア活動団体グループへの助成事業32件の内、11件については会報発行費用などに当てられており、その中には長期にわたって継続的に補助している先もあるが、限られた予算の中で、会報発行などに対する継続的な補助が必要かどうかなどについてのより詳細な検討が必要と思われる。(意見)

2. 今後の当該財団のあり方

情報誌の発行事業やボランティアコーディネーター研修会の開催は県社協との共催事業であり、また自主事業であるボランティア活動保険についての保険料の助成事業についても他県では社会福祉協議会で行っている事例が多い。事業の実態は、事務処理を香川県社会福祉協議会内部で行っていることから、事業の県社協への移管や移管後のあり方を検討すべきである。

なお、共同募金会からの配分金の受け皿としての存続意義はあり、また、当該財団を維持することにより発生する義務的経費もほとんどないとはいえ、①財団としての事務処理経費、報告書作成経費などが多少とも必要であること、②現在でも実質的な業務はすべて県社協の職員が行っていること、③基本財産などの資産の効率的かつ安全な運用という面からも統合などについての検討が必要と考える。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

1. 資産運用

資産運用についての運用指針が必要である。

2) 意見

1. 人員構成

常勤理事は県社協の常務理事が兼務しており、職員8名についても県社協の職員が兼務している。但し兼務に伴う人件費については負担していない。同様に兼務している財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団の場合は人件費2名相当分を県社協に対して負担金支出として支払っており、整合性をとるためには人件費のあり方についての検討が必要である。

2. 継続的な助成事業の見直し

長期にわたって継続的に補助している先もあるが、限られた予算の中で、会報発行などに対する継続的な補助が必要かどうかなどについてのより詳細な検討が必要と思われる。

3. 今後の当該財団のあり方

情報誌の発行事業やボランティアコーディネーター研修会の開催は県社協との共催事業であり、また自主事業であるボランティア活動保険についての保険料の助成事業についても他県では社会福祉協議会で行っている事例が多い。事業の実態は、事務処理を香川県社会福祉協議会内部で行っていることから、事業の県社協への移管や移管後のあり方を検討すべきである。

19. (財) 香川県児童・青少年健全育成事業団

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

児童・青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 基本財産等

出資総額 520,100 千円 県出資額 520,000 千円 県出資率 99.9%

3. 沿革

昭和38年7月20日 (財) 香川県福祉事業団として設立 (基本財産 3,000 千円)

昭和61年 4月1日 五色台少年自然の家、五色台野外活動センターの維持管理・給食事業を受託

昭和63年 6月1日 屋島少年自然の家の給食事業を受託

平成 7年 4月1日 さぬきこどもの国の管理運営業務の受託

(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団(以下、「当該財団」という。)に名称変更。運用財産として県より基金 5 億円

平成11年10月6日 基本財産の寄附受け入れ (現在の基本財産 20,100 千円)

平成18年 4月1日 さぬきこどもの国の指定管理者としての指定を受ける

2) 事業内容

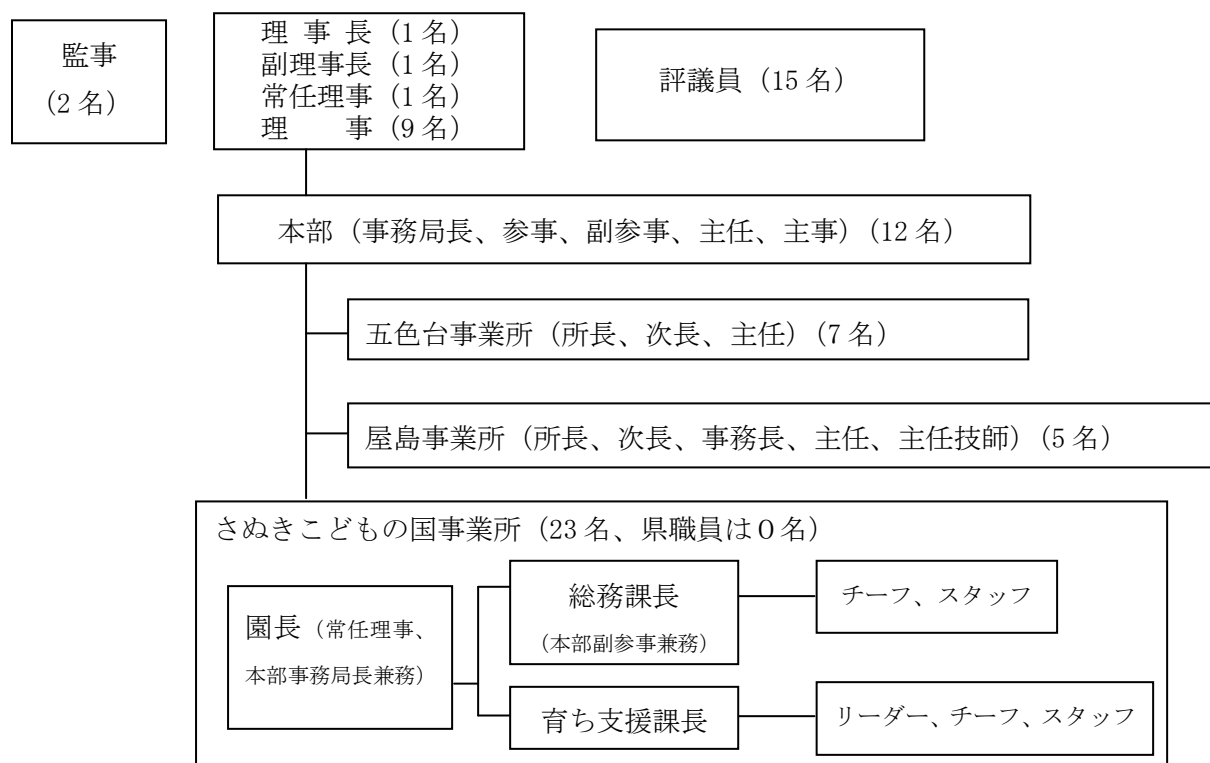
1. 指定管理者として さぬきこどもの国の管理業務

業 務 名	業 務 内 容 (概 要)
1. 施設の維持管理に関する業務	大型児童館、サイクルセンター等施設の維持管理及び修繕に関する業務
2. 施設利用の許可に関する業務	こども劇場、研修室の利用許可等に関する業務
3. 利用料金の収受に関する業務	スペースシアター、自転車、こども劇場、研修室の利用に係る利用料金の収受に関する業務
4. 事業の実施に関する業務	育成事業の実施に関する業務 企画、スペースシアター運営、工房等運営、こども劇場運営、科学体験ゾーン運営、企画展示運営、屋外施設運営 支援・啓発事業等の実施に関する業務 児童館運営支援、組織化、広報啓発、調査研究・情報提供、相談、ネットワークづくり、子育て支援
5. 管理運営業務	事業計画書・収支予算書の作成
6. その他のこどもの国の運営に関する業務	

2. 県受託事業として 香川県立五色台少年自然センターの維持管理、給食、バスの送迎業務及び香川県立屋島少年自然の家給食業務
3. 子育て支援、その他児童・青少年の健全育成業務

3) 組織・人員構成

1. 組織図 (平成21年4月1日)



2. 人員構成及び人件費 (共済費を含む) (平成21年度)

区 分	配置人員 (人)			人件費 (千円)
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長			1	4,737
理事 (常勤)		1		
理事 (非常勤)		1	9	
監事 (監査役)			2	
事務局長		常勤理事兼務		82,050
職員 (正規)	18		19	
嘱託職員		1	4	
臨時職員			2	
その他			7	

※外部・プロパー正規職員退職4.30付 2名 11.30付 1名及び臨時職員採用6.1付 2名含む。

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表概要 (本部、さぬきこどもの国事業所、五色台事業所、屋島事業所合計)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産		1) 流動負債	37,090
現金預金	126,987	2) 固定負債	
その他	5,513	退職給与引当金	6,383
流動資産合計	132,500	固定負債合計	6,383
2) 固定資産		負債合計	43,473
1. 基本財産			
基本財産引当預金	109		
投資有価証券	19,991	1) 指定正味財産	520,100
基本財産合計	20,100	(うち基本財産へ充当額)	20,100
2. 特定資産		(うち特定資産へ充当額)	500,000
基金引当預金	3,876		
投資有価証券	496,124	2) 一般正味財産	95,410
退職給与引当資産	6,383	正味財産合計	615,510
特定財産合計	506,383		
3. その他固定資産	0		
固定資産合計	526,483		
資産合計	658,983	負債及び正味財産合計	658,983

2. 正味財産増減計算書概要 (本部、さぬきこどもの国事業所、五色台事業所、屋島事業所合計)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常収益	
1. 基本財産運用益	320
2. 特定資産運用益	7,451
3. 受取会費	1,134
4. 事業収益	421,441
5. 受取補助金	16,068
6. 受取負担金	236

7. 受取寄附金	0
8. 雑収益	1, 121
経常収益合計	447, 771
2) 経常費用	
1. 事業費	231, 904
2. 管理費	200, 220
3. 積立金支出	1, 116
経常費用合計	433, 240
当期経常増減額	14, 531
経常外収益	0
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	14, 531
一般正味財産期首残高	80, 879
一般正味財産期末残高	95, 410
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	520, 100
指定正味財産期末残高	520, 100
正味財産期末残高	615, 510

5) 財政力、採算性、収支状況

平成20年度の経常損益はマイナス（200万円）であった。一時的な修繕費負担などの理由によるものであるが、収入は特定資産等の運用益、受託事業収益、補助事業への補助金等と限られているため、収支構造としては脆弱であるため、自主財源確保の工夫が必要である。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

県職員は全員職務専念義務免除を受けた職員であり、当事業団での人件費負担はない。

さぬきこどもの国の業務に従事するプロパー職員は5年間の期限付きの採用職員である。これは平成18年度から22年度までの5年間の指定管理者業務に対処するためである。指定管理者の指定が得られるか否かによって、職員の要不要が決まってしまうため、期間限定の採用もやむを得ない側面もあるが、管理業務の中長期的安定性、人材の資質向上等の面から考えると、やや不安定性を抱えることになる。もっとも、正規職員を抱えた

まま指定管理者業務を失うことのデメリットは回避できる。

2) 財政的側面

1. 自主財源

収益事業として、喫茶コーナー、自動販売機、公衆電話、土産物コーナーでの収益があり、法人税等の税金納付後の純益が自主財源となっている。公益法人改革での公益認定を受けることが出来れば、当該収益事業から公益事業への繰り入れにより、税負担は軽減されるため、子育て支援、その他児童・青少年の健全育成業務の財源となる。

3) 事業遂行的側面

1. 競争力強化

さぬきこどもの国の指定管理者業務の継続の有無によって、当該財団の事業内容及び財政構造は著しい影響を受けることになる。当該財団の立場からすれば、子育て支援、その他児童・青少年の健全育成業務などの公益事業の一層の充実と管理コストの一層の縮減により対民間との競争力を高めていく必要がある。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 競争力強化

さぬきこどもの国の指定管理者業務の継続の有無によって、当該財団の事業内容及び財政構造は著しい影響を受けることになる。当該財団の立場からすれば、子育て支援、その他児童・青少年の健全育成業務などの公益事業の一層の充実と管理コストの一層の縮減により対民間との競争力を高めていく必要がある。

20. (財) 香川県身体障害者協会

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

身体障害者の自立更生等を援助し、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 基本財産等及び基金

会 計	金額 (千円)	出資者
一般会計	12,700	
スポーツ基金会計	50,000	香川県(79.7%)
合計	62,700	
堀本基金	100,000	

堀本基金とは、県下の篤志家である堀本静子氏から財産が遺贈され、その趣旨に則り関連する4団体（(財)香川県身体障害者協会、(財)高松市身体障害者協会、香川県腎臓友の会、リウマチ友の会香川県支部）へ配分されたものである。継続的かつ有意義な活用を期するため、財団法人香川県身体障害者協会堀本基金として、管理運営されている。

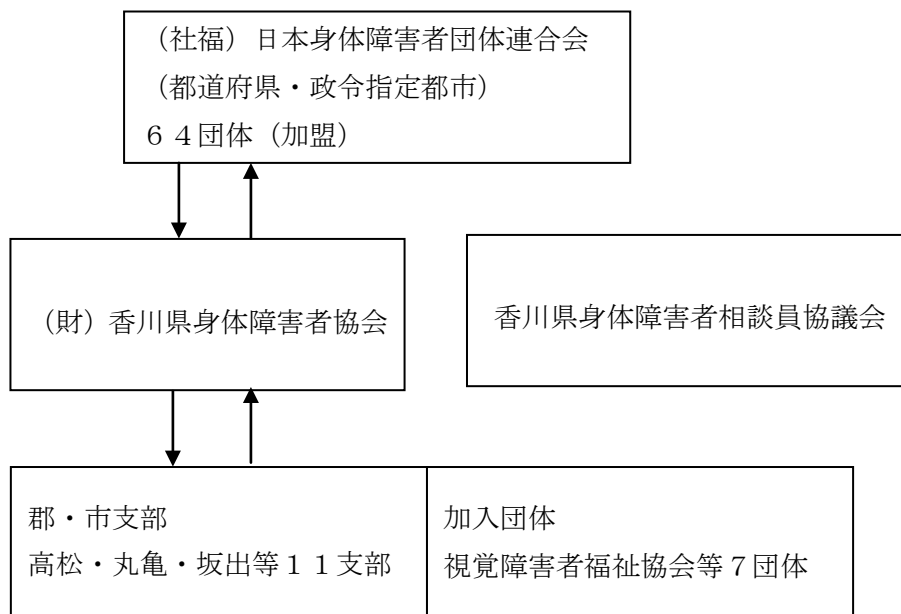
3. 沿革

昭和30年8月 設立

2) 事業内容

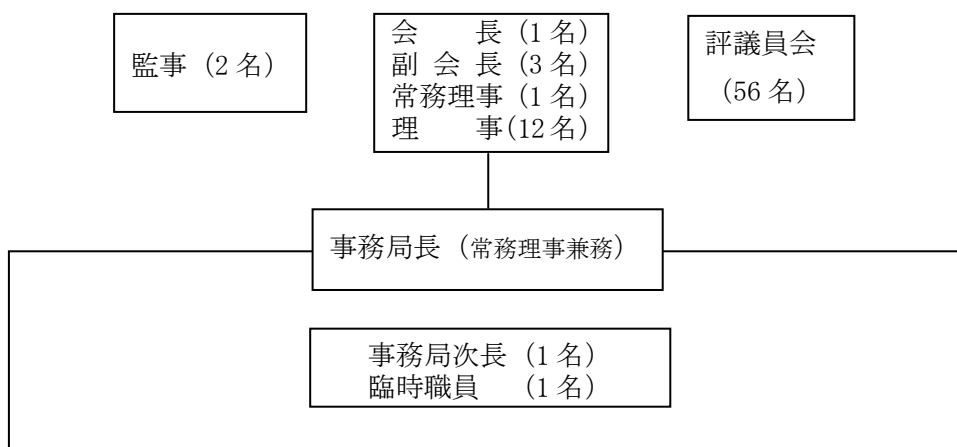
1. 福祉大会の開催
2. スポーツ大会の開催
3. スポーツ振興事業
4. 社会参加推進事業・専門相談事業
5. 生活環境情報提供事業
6. 身体障害者相談員研修事業
7. 広報啓発事業
8. 組織活動推進事業
9. ジパング倶楽部会員のあっせん

3) 協会の組織



4) 組織・人員構成

1. 組織図(平成21年4月1日現在)



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
会長			1	3,417
理事（常勤）		1		
理事（非常勤）			15	
監事（監査役）			2	
事務局長		常務理事兼務		5,803
職員（正規）		1		
嘱託職員				
臨時職員			1	
その他				

5) 財務分析（平成21年度）

1. 貸借対照表概要（一般会計、スポーツ基金会計及び堀本基金会計合計）（単位：千円）

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産		1) 流動負債	581
現金預金	5,681	負債合計	581
その他	143		
流動資産合計	5,824		
2) 固定資産			
1. 基本財産			
投資有価証券	62,700		
基本財産合計	62,700	1) 指定正味財産	12,700
2. 特定資産		うち基本財産への充当	12,700
積立預金	11,014	指定正味財産合計	12,700
特定資産合計	11,014	2) 一般正味財産	166,730
3. その他固定資産		うち基本財産への充当	50,000
有形固定資産	473	うち特定資産への充当	11,014
投資有価証券	100,000	一般正味財産合計	166,730
固定資産合計	174,187	正味財産合計	179,430
資産合計	180,011	負債及び正味財産合計	180,011

2. 正味財産増減計算書概要（一般会計、スポーツ基金会計及び堀本基金会計合計）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常収益	
1. 基本財産運用益	2,544
2. 資産運用収益	4,049
3. 分担金収益	2,093
4. 事業収益	1,999
5. 受取補助金等	10,084
6. 共同募金配分額	800
7. 委託金収益	650
8. 受取寄附金	546
9. 財産収益	1,200
10. 雑収益	866
11. 他会計からの繰入額	960
経常収益合計	25,791
2) 経常費用	
1. 事業費	14,143
2. 配分金	3,999
3. 管理費	4,166
4. 負担金	141
5. 減価償却費	193
経常費用合計	22,643
当期経常増減額	3,148
経常外収益	0
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	3,148
一般正味財産期首残高	163,582
一般正味財産期末残高	166,730
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	12,700
指定正味財産期末残高	12,700
正味財産期末残高	179,430

6) 財政力、採算性

経常損益はプラスである。但し、会員数の減少による会費収入の減少など自主財源確保のための努力は必要である。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 理事の報酬

理事長は報酬を受け取っていない。

理事の報酬の決定方法であるが、寄附行為に規定はない。現在の理事の報酬はどのようにして決定されているのだろうか。理事会での承認はとれているのだろうか。報酬の決定過程を明確にし、理事報酬決定の方法を寄附行為等に明記すべきである。(意見)

2) 財政的側面

1. 投資有価証券の取得価額

平成21年度中に国債の買替えを実施しているが、既存国債を売却し新規に国債を購入した際の会計処理が正確性に欠けている。平成22年3月31日現在の貸借対照表上の投資有価証券金額は国債面額で計上されているが、会計上は購入額を基礎とし償却原価法により計算した取得価額が正確な金額である。(意見)

2. 堀本基金

堀本基金の資産運用収入については、配分金支出として支出した上で、一般会計において財産収入として受け入れている。総括表での表示上、資産運用収入と財産収入が重複して計上される結果となっているため、内部取引消去欄を設けて合計欄では財産収入と配分金支出は相殺する必要がある。

また堀本基金は当財団の他、3団体が配分権利を有する団体であるため、基金の全てを当財団の投資有価証券及び一般正味財産として表示することは本来好ましくない。但し堀本基金規程では運営委員会の庶務を当該協会で行うこととなっているため、当該協会で一括計上することも妥当と考えるが、少なくともその旨の注記をする必要がある。(意見)

3. 決算書注記の記載漏れ

公益法人会計における決算書の注記事項が記載されていないので、改善が必要である。重要な会計方針、基本財産・特定資産の増減残高及び財源、固定資産の償却状況などに関する注記が必要である。(意見)

4. 自動販売機の手数料及びカタログ等の販売手数料、ジパング倶楽部の紹介手数料の収入がある。これは税務上、収益事業として申告する必要があるのではないか。(意見)

3) 事業遂行的側面

1. 監事監査のあり方

監査報告書について、財団法人香川県身体障害者協会(以下、「当該協会」という。)の監事は、一般会計のみの監査をしている。スポーツ基金と堀本基金の監査は、別途運営委員会で定められた監事による監査を行っている。堀本基金については、その趣旨及び収益の配分などから他団体からの監査を受ける必要もあり、理解できるが、スポーツ基金について、別監事が監査することは果たしていいのかどうか。寄附行為にもその旨は記載されていないので、現行の監事体制を継続するならば寄附行為にその旨を明示すべきである。

(意見)

2. 当該協会と支部との関係

当該協会と11の郡・市支部の関係が不明確である。支部で会費を徴収し当該協会では支部分担金からの受入収入が計上されているが、支部会計の内容については、当該協会では把握できていない。現状では本部・支部という同一の団体であるという認識をもたれかねず、支部としての名称を使用している以上は支部会計についても本会計に取り込む必要がでてくる。各支部は独立した別団体であるならば、支部という名称を変更するなど、今後は公益法人への移行を検討する中で、当該協会と部等の組織のあり方について見直し、再編整理をすべきである。(指摘)

3. 会員数の減少傾向と会費徴収のあり方

個人情報保護のため身体障害者手帳保有者の情報が入手できず勧誘活動がしにくいこと、会員の高齢化が進み活動が活発でないこと、また、各単位協会の会費(年間500円から1,000円)に比較して会員メリットが少ないこと等により、会員数は減少傾向にある。

また、加入団体からの負担金については現在7団体から徴収している。理事会での決議はあるが、会費等規定などは無いので、会費等規定を設け負担金を徴収するのが望ましい。なお団体数も限られていることから、特に公益財団への移行を検討する場合には今後の負担金徴収の継続の可否についても再考すべきである。(意見)

4. 公益認定への取り組み

平成23年度に公益認定の申請予定であるが、検討すべき課題としては、会費制、本部支部の関係、基金(スポーツ基金及び堀本基金)のあり方等が考えられる。

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

1. 当該協会と支部との関係

当該協会と11の郡・市支部の関係が不明確である。支部としての名称を使用している以上、支部会計についても本会計に取り込む必要がある。今後は、公益法人への移行を検討する中で、当該協会と支部等の組織のあり方について見直し、再編整理をすべきである。

2) 意見

1. 監事監査のあり方

監査報告書について、当該協会の監事は一般会計のみの監査をしている。スポーツ基金と堀本基金の監査は、別途運営委員会で定められた監事による監査を行っている。堀本基金については、その趣旨及び収益の配分などから他団体からの監査を受ける必要もあり、理解できるが、スポーツ基金について、別監事が監査することは果たしていいのかどうか。寄附行為にもその旨は記載されていないので、現行の監事体制を継続するならば寄附行為にその旨を明示すべきである。

2. 理事の報酬

理事の報酬の決定方法であるが、寄附行為に規定はない。理事報酬決定の方法を寄附行為等に明記すべきである。

3. 負担金徴収のあり方

加入団体からの負担金については現在7団体から徴収している。理事会での決議はあるが、会費等規定などは無いので、会費等規定を設け負担金を徴収するのが望ましい。なお団体数も限られていることから、特に公益財団への移行を検討する場合には今後の負担金徴収の継続の可否についても再考すべきである。

4. 会計上の見直し

投資有価証券の取得価額の会計処理、堀本基金についての注記及び決算書注記に記載漏れの改善が必要である。

5. 収益事業の税務申告

自動販売機の手数料及びカタログ等の販売手数料、ジパング倶楽部の紹介手数料の収入がある。これは税務上、収益事業として申告する必要がある。

2 1. (財) 香川いのちのリレー財団

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

腎臓移植に関する援助を行うとともに、臓器（臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第5条に規定する臓器をいう。ただし、眼球を除く。以下、同じ。）移植に関する関係機関との連絡調整、臓器移植に関する知識の普及啓発等を行い、もって県民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

出資総額 94,414 千円（県出資額 59,430 千円、出資率 63.0%）

3. 沿革

平成元年

香川県環境保健部により「香川県腎臓バンクの設立構想（案）」が作成され、慢性腎不全患者に対する根本的治療法である腎移植を推進するため腎移植実施体制の支援組織として腎臓提供者の登録、献腎思想の普及啓発、患者及び関係医療機関等への支援並びに助成などの機能を果たす腎臓バンクの設立が検討され、業務の公益性、安定性、継続性の観点から、基金を造成し財団方式により運営することとされた。

平成2年

「財団法人香川県腎臓バンク設立趣意書」により腎臓の提供のあっせんや腎臓移植についての普及啓発等において地域に根ざしたきめの細かい活動を展開する必要があることとされ、「腎バンク」設立の趣旨がまとめられた。その後、香川県知事をはじめとする設立発起人が選任され、財団法人香川県腎臓バンク設立発起人会会議により議決された。

平成2年4月

(財)香川県腎臓バンクが設立された。

平成9年

「臓器の移植に関する法律」が成立し、腎臓を含む多臓器を対象にして移植が可能になった。

平成11年5月

「(財)香川いのちのリレー財団（以下、「リレー財団」という。）」に改称した。

2) 事業概要

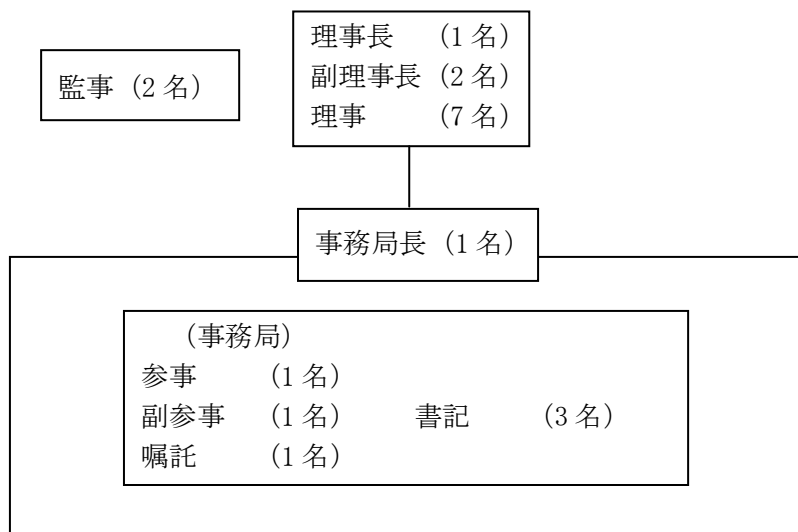
平成21年度に実施された事業の主なものは以下のとおりである。

臓器移植に関する 関係医療機関との 連絡調整	香川県臓器移植ワーキンググループ会議開催（3回）、中国四国地区 コーディネーター会議出席（4回）、府県移植コーディネーター研修 会出席、西日本支部府県コーディネーター会議出席
------------------------------	---

腎臓移植に関する支援及び助成	腎臓移植希望者の登録時の組織適合性検査料の助成として、14 名に助成金 280,000 円を交付した。
患者個票調査	12 枚の患者個票を収集し、香川県臓器移植ワーキンググループ会議でデータの事例検討を行った。
脳死パンフレット	脳死等について説明する香川県版パンフレットの記載内容を香川県臓器移植ワーキンググループ会議で確認。併せて、19 年度に作成した香川県版の臓器提供意思確認パンフレットについて使用状況を調査し、同会議において活用方法を再確認した。
臓器移植等についての普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器移植普及推進月間(10月)を中心に、ポスター、パンフレット、ラジオ等により、臓器移植に関する知識の普及啓発を行った。 ・(社)日本臓器移植ネットワークの協力により、香川県版臓器提供意思表示カードを作成、配布した。 ・各市町成人式、第 29 回臓器移植普及推進全国街頭キャンペーン(10/4)等で香川県版臓器提供意思表示カードやリーフレット、普及啓発物品を配布した。※臓器提供意思表示カードについて、13,170 枚を 21 年度中に配布した。 ・県内の高校で生徒を対象とした出張講座の開催、企業へのお出張講座及び幼稚園の父兄会での講演、腎臓病協議会主催の勉強会での講演会等臓器移植に関する知識の普及開発に努めた。 ・医療関係者を対象として勉強会を行った。また、各医療機関内で提供事例発生の際に院内コーディネーターが関係部署と円滑に連携が図れるよう院内マニュアルの制作及び脳死下での臓器提供のシミュレーションの実施を支援した。 ・香川県臓器移植ワーキンググループ会議を 3 回開催し、意見交換を行うことにより各医療機関での問題点等の共有、連携を図った。 ・機関誌の作成、賛助会員への配布、ホームページでの掲載を行った。

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成21年4月1日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長	1			
理事（常勤）				
理事（非常勤）	2		7	
監事（監査役）			2	
事務局長	1			4,021
職員（正規）	5			
嘱託職員			1	
臨時職員				
その他				

3. 給料及び退職金

リレー財団に勤務する役員の給料報酬及び退職金についての規程は作成されていない。理事は3名が現職の県職員、7名は県職員以外の民間人等であり報酬は受け取っていない。監事も2名いるが報酬は支払っていない（謝礼程度の支払いはある）。事務局長及び職員のうち5名は現職の県職員であり、1名は嘱託として外部から雇用している。この嘱託の人だけに給料を払っている。嘱託の給料についての規程は作成されている。

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 要約貸借対照表

(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預金	7,566	流動負債 合計	41
流動資産 合計	7,566	その他負債	0
基本財産	94,413	固定負債合計	0
特定財産	0	負債の部合計	41
その他特定資産	0	指定正味財産 計	94,413
その他固定資産	214	一般正味財産 計	7,739
固定資産合計	94,627	正味財産合計	102,152
資産合計	102,194	負債・正味財産合計	102,194

2. 要約損益計算書

(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
研修事業費	6,109	基本財産運用益	1,413
管理費	1,054	会費収入	575
減価償却費	128	補助金等収益	5,186
費用合計	7,292	雑収入	0
一般正味財産増減額	△117	収益合計	7,174

5) 財政力、債務残高、採算性、収支状況

正味財産のほとんどは銀行預金と国債・公債である。負債はほとんどない。基本財産の運用益と補助金の範囲内での、収入に応じた事業活動を行っている状況である。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 理事の人選および理事会の機能

理事会の出席状況は以下のとおりである。

	理事総数	出席者	委任状出席	書面評決
第28回(平成21年3月29日)	10名	6名	4名	
第29回(平成21年12月21日)	9名	7名	2名	
第30回(平成22年3月26日)	10名	7名	3名	

このうち、3回の理事会すべてに委任状を提出している理事は1人、新任の理事のうち1人は29回と30回の理事会に連続で委任状を提出している。このような状況ではたして理事として職務と責任を十分に果たせるのであろうか。理事の人選についての見直しを考えるべきではないだろうか。(意見)

2. 理事の報酬

当該協会の理事には報酬を支払っていない。役員の報酬に関しては寄附行為第18条において「役員は無給とする」と規定されており問題はない。

3. 退職金

退職金規程はない。寄附行為あるいは退職金規程に退職金支払いの有無に関して取り決めておくべきであろう。(意見)

4. 監事の人選及び監事会の機能

監事は2名であり、会計専門家と他財団の理事長である。

監事の役割については、寄附行為第15条の5にて「当該財団の財産の状況の監査、理事の業務執行状況の監査及びそれらに不正の事実が発生した時の報告義務」が定められている。これに関し、平成21年事業年度の事業報告及び収支決算の報告及び承認をすべき第30回理事会議事録を監査したところ、平成21事業年度の監査報告書は作成されており、理事会への報告も適正にされているので問題はない。

2) 財政的側面

1. コスト意識の向上

以下の点からリレー財団は、まだまだコスト意識が乏しいと指摘できる。

①高額な会計システムの購入をしている。公益法人会計システムの購入をしているが、その価額は約64万円である。公益法人会計は一般の企業会計とは異なる処理が必要であるが、当該財団のように規模が小さく、会計処理量も少ない財団の場合には、あえて高額な公益法人会計システムを購入する必要はない。廉価な一般会計システム(3万円程度で必要十分な会計システムが購入できる)を購入し、事業報告書を作成するときのみ、エクセルなどを利用して公益法人会計に合致した会計報告書を作成すれば足りる。

今後の人件費の増加に備え、費用の見直しの徹底や自主財源の確保をいかにして確保するか、早急に取り組むべき課題である。(意見)

3) 事業遂行的側面

1. リレー財団の存在価値

リレー財団の職員は県職員、理事も県関係の人が多い。平成22年の「臓器の移植に関する法律」の改正に伴い、臓器移植の重要性が増すことが予想され、リレー財団で事業を実施するのか、あるいは県で直接実施すべきか検討する必要がある。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. コスト意識の向上

会計システム購入費、リース料などの執行に当たっては、最少の経費で、最大の効果を発揮することを基本とするなど、コスト意識の向上を図る必要がある。

2. リレー財団の存在価値

リレー財団の職員は県職員、理事も県関係者が多い。平成22年の「臓器の移植に関する法律」の改正に伴い、臓器移植の重要性が増すことが予想され、リレー財団で事業を実施するのか、あるいは県で直接実施すべきか検討する必要がある。

3. 理事の人選および理事会の機能

理事会において、委任状出席の例が見られるが、理事会の機能を十分に発揮するためには、理事の人選についての見直しが望まれる。

4. 理事の退職金

寄附行為に退職金の支払いに関する条項を規定するか、あるいは退職金規程を作成して、退職金の支払いの有無を明確化すべきである。

22. (財) 香川県生活衛生営業指導センター

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

香川県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

2. 基本財産等

出資金 5,000 千円のうち、香川県 1,500 千円 (30%)、県内 11 生活衛生同業組合 3,500 千円 (70%)

3. 沿革

昭和 56 年 1 月 21 日設立

2) 事業内容

1. 相談指導事業

相談室運営事業（窓口相談実績、相談指導延日数 86 日、相談指導件数 185 件）

地区相談指導事業（東讃、中讃、西讃地区へ月 1 回）

相談指導顧問設置事業（中小企業診断士）

経営指導員による巡回相談事業（延日数 200 日、指導件数 378 件）

生活衛生関係営業経営改善資金融資等事業（経営特別相談員 38 名、融資指導件数 50 件）

2. 後継者育成支援事業

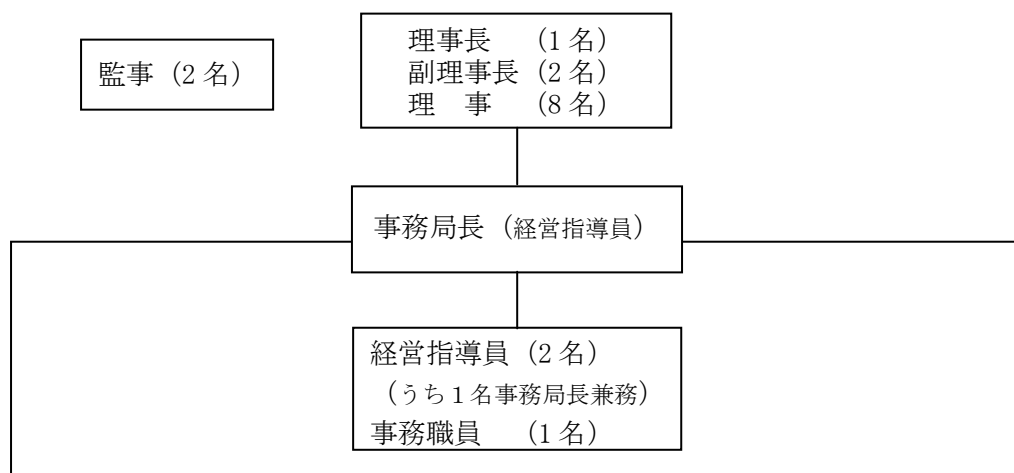
3. 研修会の開催

4. 広報事業

5. その他

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成 21 年 4 月 1 日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長			1	
理事（常勤）				
理事（非常勤）			10	
監事（監査役）			2	
事務局長		1		11,761
職員（正規）		1	1	
嘱託職員				
臨時職員				
その他				

4) 財務分析（平成21年度）

1. 貸借対照表概要

（単位：千円）

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産		1) 流動負債	153
現金預金	5,682	2) 固定負債	0
その他	0	負債合計	153
流動資産合計	5,682		
2) 固定資産		1) 指定正味財産	
1. 基本財産		出捐金	5,000
定期預金	5,000		
投資有価証券	0		
出資金	0		
基本財産合計	5,000	指定正味財産合計	5,000
2. その他固定資産	0	2) 一般正味財産	5,529
固定資産合計	5,000	正味財産合計	10,529
資産合計	10,682	負債及び正味財産合計	10,682

2. 正味財産増減計算書概要

(単位：千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常収益	
1. 基本財産運用益	11
2. 受取会費	1,166
3. 事業収益	3,448
4. 受取補助金	10,144
5. 受取負担金	350
6. 雑収益	10
7. 他会計からの繰入金	500
経常収益合計	15,629
2) 経常費用	
1. 事業費	17,026
2. 管理費	2,530
3. 他会計への繰出金	500
経常費用合計	20,056
当期経常増減額	△4,427
経常外収益	0
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	△4,427
一般正味財産期首残高	9,956
一般正味財産期末残高	5,529
II 指定正味財産増減の部	
1. 基本財産運用収入	0
2. 一般正味財産への振替高	0
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	5,000
指定正味財産期末残高	5,000
正味財産期末残高	10,529

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

県の補助事業に係る補助金の減額により経常損益はマイナスとなっている。会費、賛助金などの自主財源確保の工夫が急務である。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 経営指導員の高齢化

現在の経営指導員は高齢化しており、今後とも事業を継続するのであれば、経営指導員の後継者の育成が必要である。(意見)

2. 給与規程

職員の給与は、県費補助金交付算定額を基準とし、理事長が定める額とする。

再雇用職員(60才以上の者)には、退職手当を支給しない。

3. 監事のうち1名は、税理士等の会計専門家が望ましい。(意見)

2) 財政的側面

1. 財政的自立性

事業費(人件費を含む)の財源の大部分は国の補助制度(事業費300万円以上、国2分の1、県2分の1補助)に依存しており、人件費及び管理費は会費収入及び県からの補助金で賄われている。繰越金が約500万円あるものの、県の厳しい財政事情から、補助金は縮減傾向であり、職員3名体制で最低限の事業(事業費300万円)を実施しているのが現状である。

財政的な自立性を向上させるためには、会費収入を増加させることが必要であるが、県内11の生活衛生同業組合の組合員数自体が減少傾向であり、会費収入も平成22年度は減少する見込みである。

現在の会費は、均等割1組合35,000円、組合員割1人50円であるが、組合員割会費を増額する等の見直しにより、自主財源の確保に努める必要がある。(意見)

3) 事業遂行的側面

1. 生活衛生同業組合加入のメリットの向上

香川県生活衛生営業指導センターの設立目的を果たしていくためには、生活衛生同業組合加入のメリットを今以上に高め、同組合への加入率向上と、同組合活動の活性化を図る必要がある。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 後継者の育成

現在の経営指導員は高齢化しており、今後とも事業を継続するのであれば、経営指導員の後継者の育成が必要である。

2. 監事の選任

監事のうち1名は、税理士等の会計専門家が望ましい。

3. 会費のあり方

財政的な自立性を向上させるためには、組合員割会費を増額する等の見直しにより、自主財源の確保に努める必要がある。

4. 生活衛生同業組合加入のメリットの向上

香川県生活衛生営業指導センターの設立目的を果たしていくためには、生活衛生同業組合加入のメリットを今以上に高め、同組合への加入率向上と、同組合活動の活性化を図る必要がある。

23. (財) 香川県食鳥衛生検査センター

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

食鳥肉類に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

出資総額 10,000 千円、香川県出資額 10,000 千円 (100%)

3. 沿革

平成2年6月29日 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が公布された。この法律により、食鳥処理場における年間の処理羽数が30万羽を超える場合は、公的検査（都道府県、保健所を設置する市又は指定検査機関による検査）が義務づけられた。

平成4年1月31日 香川県では指定検査機関として、財団法人香川県食鳥衛生検査センターを設立した。

平成4年3月5日 厚生大臣の指定を受ける。

平成4年4月1日 食鳥検査を開始した。

現在 県下3か所で検査を実施。うち2か所は高松市所管であり、高松市から検査委任を受けている。

2) 事業内容

1. 食鳥検査業務

①検査員の配置

3施設に常時4名（検査員10名による交代勤務）

②検査羽数

平成21年度の検査総羽数は、5,177,870羽であり、毎年概ね500万羽である。

③食鳥検査の結果に基づく処分状況

種 類	措 置	羽 数	廃棄率 (%)
ブロイラー 5,152,411羽	全部廃棄	25,326	0.49
	一部廃棄	62,471	1.21
成鶏 25,459羽	全部廃棄	220	0.86

ブロイラーの全部廃棄率0.49%は全国の平均並みである。

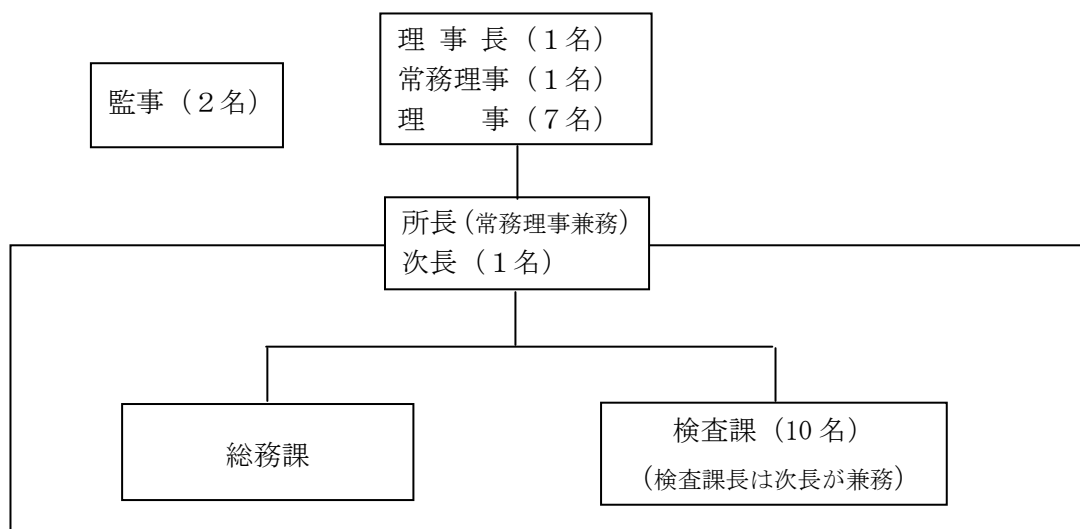
2. 食鳥検査に関する調査研究

3. 食鳥検査に関する研修と衛生指導等

4. 関係機関に対する検査データのフィードバック
5. 全国食鳥指定検査機関協議会への参加

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成21年4月1日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人数）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長	1			4,942
理事（常勤）		1		
理事（非常勤）		3	4	
監事（監査役）	1		1	
事務局長				25,884
職員（正規）	1			
嘱託職員		5	5	
臨時職員				
その他				

県派遣職員は平成22年度より県退職者として勤務している。

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表概要

(単位:千円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産		1) 流動負債	4,648
現金預金	2,197	2) 固定負債	
その他	2,451	退職給与引当金	
流動資産合計	4,648		
2) 固定資産		固定負債合計	
1. 基本財産		負債合計	4,648
定期預金	10,000		
		1) 指定正味財産	
基本財産合計	10,000	基本財産	10,000
2. 特定資産			
退職給与引当預金			
特定資産合計		指定正味財産合計	10,000
3. その他固定資産		2) 一般正味財産	0
固定資産合計	10,000	正味財産合計	10,000
資産合計	14,648	負債及び正味財産合計	14,648

2. 正味財産増減計算書概要 (一般会計及び特別会計合計) (単位:千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常収益	
1. 基本財産運用益	41
2. 検査手数料収入	16,855
3. 補助金収入 (香川県)	7,442
4. 受託金収入 (高松市)	11,747
5. 雑収益	2
経常収益合計	36,087
2) 経常費用	
1. 食鳥検査事業費	28,403
2. 管理費	7,684
経常費用合計	36,087

当期経常増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	0
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	10,000
指定正味財産期末残高	10,000
正味財産期末残高	10,000

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

最終的に県の補助金額で事業費及び管理費の実費が精算される。財政的な独自性はない。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 監事の役割

監事2名の人選であるが、JA職員と県職員である。監事には会計の専門家をいれることを推奨するという県の方針も考慮し、会計専門家を監事として依頼したほうがよいのではないか。(意見)

2) 財政的側面

1. 香川県からの補助金

事業費及び管理費の不足分を補う形で県からの補助金を受けているが、1羽当たりの検査手数料を設定し検査羽数に応じた収入計算をするのが合理的である。(意見)

2. 決算書における注記表

現行決算書上、注記表が作成されていない。必要な注記項目については作成することが必要である。(意見)

3) 事業遂行的側面

1. 検査員の確保

食鳥検査業務に就く検査員(獣医師の資格を必要とする)の確保が難しい状況である。現状では、検査羽数の絶対量が少ないことや1羽当たりの検査手数料(平日3円、祝祭日4円/1羽当たり)が比較的安いこともあり、検査員への検査日当も1日当たり16,705円と比較的低い水準に留まっている。

検査員の高齢化も進んでいるので、今後の検査事業の継続が心配されるところである。獣医師会への一部委託等の検討もしておく必要がある。(意見)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 監事のあり方

監事には会計の専門家をいれることを推奨するという県の方針も考慮し、会計専門家を監事として依頼したほうがよいのではないか。

2. 検査員の確保

検査員の高齢化も進んでいるので、今後の検査事業の継続が心配される場所である。獣医師会への一部委託等の検討もしておく必要がある。

3. 香川県からの補助金

事業費及び管理費の不足分を補う形で県からの補助金を受けているが、1羽当たりの検査手数料を設定し検査羽数に応じた収入計算をするのが合理的である。

4. 決算書における注記表

現行決算書上、注記表が作成されていない。必要な注記項目については作成することが必要である。

24. (財) 高松観光コンベンション・ビューロー

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

高松市、香川県及び民間企業等が一体となり、地域経済の活性化を目指し、コンベンションの誘致・支援を目的とする。

2. 基本財産等

出 資 者	出資金額 (千円)	出資比率 (%)
高松市	391,906	72.2
香川県	150,000	27.6
民間寄附金等	1,000	0.2
合 計	542,906	100

香川県の出資増額に対する比率は27.6%であり、大半は高松市に負っている。

3. 沿革

平成6年9月 設立

平成18年～ 高松市との共同事業によりサンポート高松のにぎわい創出事業を実施。

2) 事業内容

1. コンベンションの誘致および主催者に対する支援

- ①コンベンション誘致事業
- ②コンベンション誘致支援事業
- ③主催者に対する開催支援事業
- ④コンベンションディレクター養成事業

2. 観光客等の誘致および受入れ

- ①観光客等の誘致事業
- ②サンポート高松のにぎわい創出事業
- ③観光イベント等振興事業
- ④観光パンフレットの作成

3. 観光およびコンベンションの広報および宣伝

- ①コンベンション
- ②観光

4. 観光施設管理運営事業

- ①高松市インフォメーションプラザ・同えきなかサテライトの管理運営
- ②「i」案内所の管理運営

5. 観光およびコンベンションの調査および企画

6. 観光およびコンベンションに関する情報の収集および提供

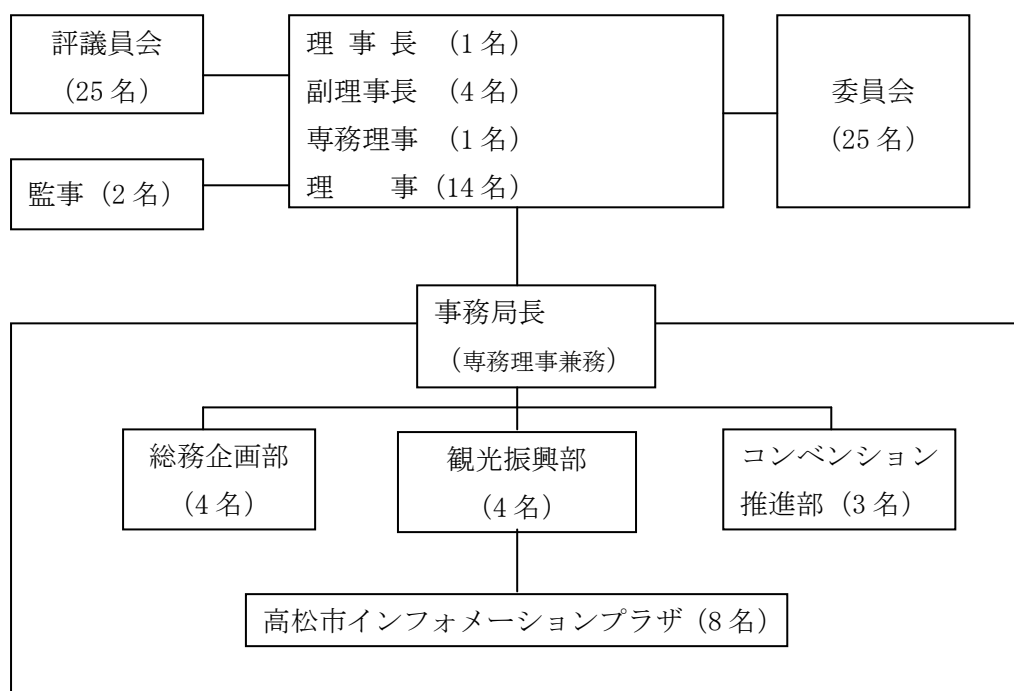
7. 旅行業法に基づく旅行業

①着地型（募集企画型）旅行商品の販売

②ふち旅プランナーの募集と活用

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成21年4月1日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長			1	3,733
理事（常勤）			1	
理事（非常勤）	1		17	
監事（監査役）			2	
事務局長				39,521
職員（正規）			2	
嘱託職員			6	
臨時職員			1	
その他			2	

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表概要 (一般会計及び特別会計合計)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産		1) 流動負債	22,914
現金預金	24,241	2) 固定負債	
その他	820	退職給与引当金	11,289
流動資産合計	25,061	長期借入金	2,400
2) 固定資産		固定負債合計	13,689
1. 基本財産		負債合計	36,603
定期預金	46,510		
投資有価証券	498,356	1) 指定正味財産	
基本財産合計	544,866	高松市出捐金	300,000
2. 特定資産		高松市基本財産積立金	91,906
退職給与引当資産	11,289	香川県出捐金	150,000
供託金	3,000	民間団体寄附金	1,000
特定財産合計	14,289	指定正味財産合計	542,906
3. その他固定資産	150	2) 一般正味財産	4,857
固定資産合計	559,305	正味財産合計	547,763
資産合計	584,366	負債及び正味財産合計	584,366

2. 正味財産増減計算書概要 (一般会計及び特別会計合計) (単位: 千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常収益	
1. 基本財産運用益	6,248
2. 受取会費	8,010
3. 事業収益	11,735
4. 受取補助金	102,121
5. 受取負担金	150
6. 受託事業収益	15,804
7. 雑収益	36
経常収益合計	144,104
2) 経常費用	
1. 事業費	

誘致支援事業費用等（一般会計）	74,354
人件費	44,575
売店管理運営事業（特別会計）	8,882
2. 管理費	
役員報酬	3,732
その他	12,615
経常費用合計	144,158
当期経常増減額	△54
経常外収益	189
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	135
一般正味財産期首残高	4,722
一般正味財産期末残高	4,857
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
1. 基本財産運用収入	6,435
2. 一般正味財産への振替高	△6,435
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	542,906
指定正味財産期末残高	542,906
正味財産期末残高	547,763

5) 経済効果測定

コンベンション経済波及効果は以下のように推計されている。(平成11年度以降記載)

(財)高松観光コンベンション・ビューローでの集計 (単位:百万円)

年 度	香川県		備考
	直接	間接	
平成11年	3,751	7,096	第51回全国人権・同和教育研究大会(2万人)
平成12年	2,234	4,226	
平成13年	2,906	5,497	クレメント開業
平成14年	2,344	4,434	
平成15年	2,634	4,983	
平成16年	3,449	7,101	国際会議場・サンポートホール開館
平成17年	2,510	5,168	
平成18年	3,436	7,441	JCI-ASPAC(1万人)開催
平成19年	2,836	5,838	
平成20年	2,670	5,497	
平成21年	2,080	4,282	リーマンショック・新型インフルによる大幅下落

6) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

基本財産運用益や賛助会員会費収入などの自主財源を有しているが、最終的に高松市の補助金額で実費が精算される。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 人員構成

香川県からは理事(非常勤)1名のみであり、実質的には高松市の退職職員及びプロパー職員により運営されている。

2. 給与規程及び退職金規程

給与規程及び退職金規程は、高松市の規定に準じている。但し、新たに職員となった者は、高松市の初任給基準よりも4号級(1年分)下位に相当する号級を基準とする。

2) 財政的側面

1. 基本財産運用ガイドライン

高松市の「外郭団体の資金運用ガイドライン」に従っている。

概要は、次のとおりであり、概ね適正である。

- ① 定期性預金は原則1,000万円までとし、地元金融機関への預け入れとする。
- ② 債券での運用は、安全性の高い、国債、地方債、政府保証債での運用を優先する。

運用期間は10年以内で有利なものとする。

原則として、償還期限まで保有する。

金融債は1,000万円までとする。

社債（電力債を含む）及び外貨建て債券は格付けの如何に関わらず運用対象としない。

実際の運用は、上記ガイドラインに則って行われている。

3) 事業遂行的側面

1. 収入は、基本財産運用益、会費、補助金、受託収益であり、全て事業費及び管理費に使用されている。収益性を追求する事業体ではないので、収支相償を基本としている。

4) 平成21年度高松市包括外部監査の指摘及び意見に対する改善状況

1. 退職給与引当金の合理的計算

2. 公益法人会計基準に準じた計算書類（特に、正味財産増減計算書）

上記については、平成22年度では改善されていた。

3. 競輪場売店の存続について

当財団で継続するか、民間への委託とするかについては、高松市担当部局と協議中である。

5) 県の外郭団体としての位置づけ

出資比率、人的側面、事業補助の比率、財団管理への関与などにおいて、高松市が主体的に関与している状況である。

香川県の出資比率は4分の1以上ではあるが、管理の主体が高松市であることを考慮すると、県が主体として管理する外郭団体からは除外しても差し支えないものとする。（意見）

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 県の外郭団体としての位置づけ

出資比率、人的側面、事業補助の比率、財団管理への関与などにおいて、高松市が主体的に関与している状況である。

香川県の出資比率は4分の1以上ではあるが、管理の主体が高松市であることを考慮すると、県が主体として管理する外郭団体からは除外しても差し支えないものとする。

25. (財)香川県下水道公社

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

下水道に関し、県及び市町から委託を受けた事業並びに市町の事業の助成並びに下水道に関する調査研究、指導等を行うことにより、県の下水道の円滑な維持管理を図るとともに市町の下水道の整備を促進し、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

基本財産	380,000 千円
うち香川県	340,000 千円 (89.5%)
関連市町合計	40,000 千円

3. 沿革

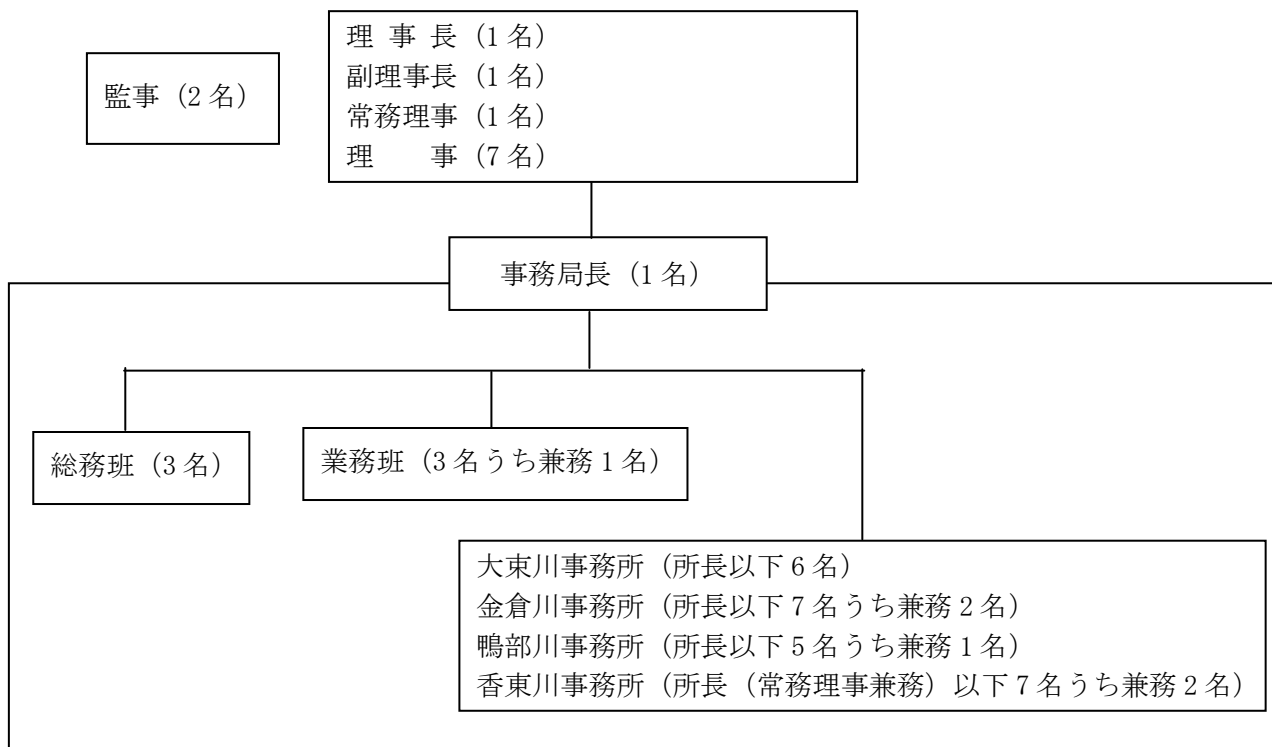
昭和53年	8月12日	(財)香川県下水道基金設立
57年	7月7日	(財)香川県下水道公社設立(寄附行為 名称変更)
59年	4月1日	大東川事務所開設
60年	4月1日	中讃流域下水道大東川処理区供用開始
平成2年	12月1日	金倉川事務所開設 中讃流域下水道金倉川処理区供用開始
7年	4月1日	鴨部川事務所開設
	9月1日	鴨部川流域下水道大川西部処理区供用開始
13年	4月1日	高松西部事務所開設
	8月1日	香東川流域下水道高松西部処理区供用開始

2) 事業内容

1. 県の下水道の維持管理業務を県から委託を受けて行う事業
2. 市町の下水道の水質分析業務を市町から委託を受けて行う事業
3. 市町の下水道の処理場及びポンプ場の環境の整備の助成事業又はこれらの事業を市町から委託を受けて行う事業
4. 市町の下水道に係る事業計画及び都市計画事業の認可の申請並びに下水道の台帳の調製その他理事長において必要と認めた事業に関する助成事業又はこれらの事業を市町から委託を受けて行う事業
5. 下水道に関する技術の調査及び研究の事業
6. 下水道事業に従事する者に対する研修会、講習会等の開催の事業
7. 下水道の整備に関する広報の事業

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成21年4月1日現在）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（単位：人）			人件費（単位：千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長	1			11,659
理事（常勤）	1			
理事（非常勤）		1	7	
監事（監査役）			2	
事務局長		1		132,144
職員（正規）	4		9	
嘱託職員		3	3	
臨時職員			2	
その他			4	

4) 財務分析 (平成21年度)

1. 貸借対照表概要

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産		1) 流動負債	150,397
現金預金	141,465	2) 固定負債	
未収金	9,000	退職給付引当金	29,116
流動資産合計	150,465	年度間事業変動準備金	5,934
2) 固定資産		固定負債合計	35,050
1. 基本財産		負債合計	185,447
投資有価証券	380,000		
基本財産合計	380,000	1) 指定正味財産	380,000
2. 特定資産		(うち基本財産へ充当額)	380,000
退職給付引当資産	29,116	指定正味財産合計	380,000
年度間事業変動準備金積立資産	5,934		
特定資産合計	35,050		
3. その他固定資産			
投資有価証券	1,675	2) 一般正味財産	1,743
固定資産合計	416,725	正味財産合計	381,743
資産合計	567,190	負債及び正味財産合計	567,190

2. 正味財産増減計算書概要

(単位：千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常収益	
1. 基本財産運用益	4,732
2. 特定資産運用益	104
3. 事業収益	1,043,342
大東川浄化センター維持管理受託事業収益	331,447
金倉川浄化センター維持管理受託事業収益	260,214
鴨部川浄化センター維持管理受託事業収益	120,974
香東川浄化センター維持管理受託事業収益	330,707
7. 雑収益	43
経常収益合計	1,048,221
2) 経常費用	

1. 事業費	1,042,378
大東川浄化センター維持管理受託事業費	329,992
金倉川浄化センター維持管理受託事業費	258,759
鴨部川浄化センター維持管理受託事業費	119,519
香東川浄化センター維持管理受託事業費	329,252
技術研究、広報、市町下水道事業促進事業費	4,856
2. 管理費	5,848
経常費用合計	1,048,226
当期経常増減額	△5
経常外収益	0
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	△5
一般正味財産期首残高	1,748
一般正味財産期末残高	1,743
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	380,000
指定正味財産期末残高	380,000
正味財産期末残高	381,743

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

基本財産等の運用益の他は全て県からの受託収入であり、決算時には精算される。今後は県派遣職員の人件費負担の見直しが必要であり、財団法人としての独自財源確保が必要となると予測される。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

1. 県からの派遣職員への対応と自主財源の確保

委託先団体への派遣職員の給与の支給方法についても、補助金交付団体への派遣職員の給与の支給方法に係る平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように改善しておく必要がある。これらの見直しによる負担増に備えて、自主財源の確保対策が必要である。(意見)

2) 財政的側面

1. 退職給付引当金

現在では、自己都合による期末要支給額の40%（旧税法基準）で引当金を計上し、同額の退職給付引当資産を有している。現時点での退職金支給対象者の平均年齢は40才台であり、離職率も低く、全員の自己都合での退職は可能性が少ないため、100%引当が無くても対応できるものと考えられる。しかしながら、離職率が低いことは将来的には定年退職による退職金支給の負担が増えるということであるため、長期的視点で計画的に退職給付引当金と同引当資産の積み増しを行っていくのが望ましい。（意見）

3) 事業遂行的側面

1. 公益法人改革への取り組み

現状の事業が公益性を有するか否かについては、全国の事例も含めて現在検証中である。公益財団法人か一般財団法人への移行は平成25年度までに移行予定である。

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

1. 県からの派遣職員への対応と自主財源の確保

委託先団体への派遣職員の給与の支給方法についても、補助金交付団体への派遣職員の給与の支給方法に係る平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように改善しておく必要がある。これらの見直しによる負担増に備えて、自主財源の確保対策が必要である。

2. 退職給付引当金

現在では、自己都合による期末要支給額の40%（旧税法基準）で引当金を計上し、同額の退職給付引当資産を有している。現時点での退職金支給対象者の平均年齢は40才台であり、離職率も低く、全員の自己都合での退職は可能性が少ないため、100%引当が無くても対応できるものと考えられる。しかしながら、離職率が低いことは将来的には定年退職による退職金支給の負担が増えるということであるため、長期的視点で計画的に退職給付引当金と同引当資産の積み増しを行っていくのが望ましい。

26. (財) 香川県暴力追放運動推進センター

(1) 概要

1) 設立目的

1. 目的

暴力団員等（暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有すると認められる者）による不当な行為の防止及び被害の救済のための活動を推進することにより、暴力のない安全で平穏な社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 基本財産等

出資金の内訳は以下のとおりである。

出資者	金額（円）	比率（％）	備 考
香川県	300,000,000	76.0	出資金
香川県	203,360,000		民間より寄附を受けた後、財団へ出資
5市38町（当時）	150,000,000	22.6	
建設業協会	9,000,000	1.4	
合 計	662,360,000	100	

3. 沿革

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日公布、平成4年3月1日施行）が施行されたことにもない、平成4年4月1日に（財）香川県暴力追放運動推進センターが設立され、同年6月24日に香川県公安委員会より暴力追放運動推進センターに指定された。

2) 事業内容

1. 広報啓発活動

①暴力追放大会等の開催

②暴力団排除意識の高揚と不当要求防止対策の講演活動

「暴力排除」の各種講演・講習活動の開催

・行政機関に対して11回446名

・事業所、地域に対して23回1,529名

③暴力追放ポスター・標語展覧会の開催

④民事介入暴力出張相談所開設の広報

⑤「暴追センターの業務等」の広報

⑥広報誌・刊行物・暴排ビデオの作成、購入・配布、上映、貸出

⑦定期広報誌の発行

⑧ホームページによる広報

2. 暴排活動助成事業

- ①地域暴排組織の支援 33回 1,012名
- ②職域（企業）暴排組織支援 19回 817名
- ③暴力団排除活動功労者への表彰 など

会員数

区 分	平成21年度	平成20年度
団体会員	67	70
個人・企業	427	423
計	494	493

3. 不当要求防止資器材開発整備事業

暴力団情報検索システムの整備、暴排ビデオの無料貸出、暴力団対応書籍の配布等

4. 暴力追放相談事業

相談受理件数

区 分	平成21年度	平成20年度
面接	530	369
電話	280	269
文書	17	4
計	827	642

平成21年度は相談受理件数827件のうち、763件(92.3%)を解決している。

5. 民事訴訟支援状況

平成4年度から平成21年度までの累計で76件の訴訟があり、73件が勝訴(和解)となっている。

6. 少年に対する暴力団の影響排除事業

7. 暴力団加入阻止・離脱促進

8. 不当要求責任者講習実施

9. 被害者保護活動

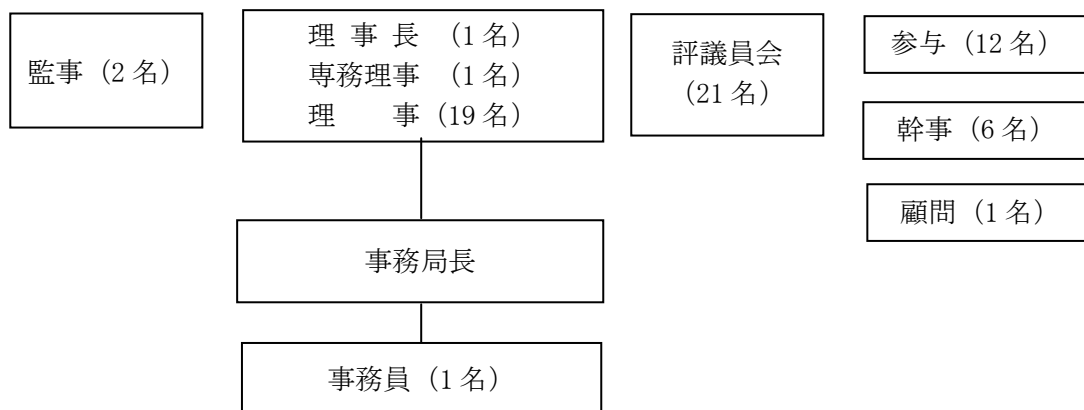
10. 調査研究活動

11. 暴力追放モニター及び暴力追放相談委員の連携強化等に係る合同研修会の開催

3) 組織・人員構成

1. 組織図（平成21年4月1日現在）

会長（香川県知事）・副会長（香川県警察本部長等4名）



2. 人員構成及び人件費（共済費を含む）（平成21年度）

区 分	配置人員（人）			人件費（千円）
	県職員	県退職者	外部・プロパー	
理事長			1	3,584
理事（常勤）		1		
理事（非常勤）	1	1	17	
監事（監査役）			2	
事務局長		1		5,492
職員（正規）			1	
嘱託職員				
臨時職員				
その他				

4) 財務分析（平成21年度）

1. 貸借対照表概要

（単位：千円）

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1) 流動資産		1) 流動負債	36
現金預金	3,255	2) 固定負債	
流動資産合計	3,255	退職給与引当金	3,348
2) 固定資産		固定負債合計	3,348

1. 基本財産		負債合計	3,384
普通預金	5,472		
投資有価証券	656,888		
基本財産合計	662,360	1) 指定正味財産	662,360
2. 特定資産		うち基本財産へ充当額	(662,360)
退職給与引当資産	3,348		
減価償却引当資産	2,000	2) 一般正味財産	14,628
運営安定引当資産	7,888	うち特定資産へ充当額	(13,236)
特定財産合計	13,236		
3. その他固定資産	1,521		
固定資産合計	677,117	正味財産合計	676,988
資産合計	680,372	負債及び正味財産合計	680,372

2. 正味財産増減計算書概要

(単位：千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1) 経常収益	
1. 基本財産運用益	8,621
2. 受取会費	9,583
3. 事業収益	1,830
4. 寄附金	3,924
5. 雑収益	256
経常収益合計	24,214
2) 経常費用	
1. 事業費	15,609
2. 管理費	6,759
経常費用合計	22,368
当期経常増減額	1,846
経常外収益	0
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	1,846
一般正味財産期首残高	12,782
一般正味財産期末残高	14,628

Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	662,360
指定正味財産期末残高	662,360
正味財産期末残高	676,988

5) 財政力、採算性、債務残高、収支状況

基本財産運用益、会費収入、寄附金収入など独自財源があり、その範囲で事業費及び管理費が賄われている。

(2) 監査の結果

1) 人的側面

特殊専門分野の業務を最小人員で実施しており、特に問題はない。

2) 財政的側面

1. 基本財産運用

国債及び大阪市債として運用されており、特に問題はない。

3) 事業遂行的側面

1. 公益財団法人への移行

平成22年11月24日に香川県知事から公益認定を受けている。

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

特になし

2) 意見

特になし